大分市地域防災計画

風水害等対策編

令和５年３月

風水害等対策編

目次

第　１　部　　総　則

第１章　計画の目的

第１節　計画の目的 … 1

第２節　作成機関 … 2

第３節　計画の概要 … 3

第２章　大分市の地勢及び気候 … 5

1. 地勢　2. 地形　3. 河川　4. 地質　5. 気象

第３章　大分市の災害記録及び災害想定

第１節　災害の記録 … 12

1. 大分市に災害を起こした主な台風の記録とその被害　2. 火災の記録とその被害

第２節　災害の想定 … 13

1. 自然災害　2. 人為災害

第４章　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 … 15

1. 防災関係機関の基本的責務　2. 市民及び事業所等の基本的責務　3. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第　２　部　　災害予防計画

第１章　災害に強いまちづくり

第１節　都市防災計画 （総合統括部、住宅対策部、社会基盤対策部、消防対策部、上下水道対策部） … 21

1. 土地利用計画　2. 都市施設整備　3. 市街地開発事業　4. 宅地開発
5. 緊急輸送を確保するために必要な施設等の整備　6. 防災調査研究の推進　7. 大分市立地適正化計画
8. 建築物の強風対策

第２節　風水害予防計画 （社会基盤対策部、被災者救援部、住宅対策部、上下水道対策部、消防対策部） … 28

1. 河川及び水路の予防対策　2. 道路又は橋梁の予防対策　3. 内水被害の予防対策　4. 屋外広告物の予防対策
5. 街路樹等の予防対策　6. 広報対策　7. 浸水想定区域における避難対策

第３節　宅地及び建築物災害予防計画 （住宅対策部） … 31

1. 宅地の予防対策　2. 建築物の予防対策

第４節　農林水産業災害予防計画 （社会基盤対策部） … 33

1. 風水害予防対策　2. 干害予防対策　3. 雪霜害予防対策

第５節　土砂災害予防計画 （社会基盤対策部） … 36

1. 危険地域の実態把握　2. 予防対策　3. 法令等による指定　4. 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

第６節　災害危険予想地域指定計画 （総合統括部、社会基盤対策部、地域対策部、上下水道対策部、消防対策部） … 38

1. 指定地域の分類　2. 防災パトロールの実施　3. 災害危険予想地域の判定

第２章　災害に強い人づくり

第１節　自主防災組織等の育成計画 （総合統括部、被災者救援部、地域対策部、消防対策部） … 41

1. 自主防災組織の設置　2. 自主防災組織の活動内容　3. 自主防災組織の指導機関等　4. その他団体に対する支援

第２節　防災訓練計画 （各対策部） … 44

1. 実動訓練　2. 図上訓練　3. 訓練参加機関　4. 国、県その他関係機関の実施する訓練

第３節　防災知識普及計画 （各対策部） … 46

1. 普及事項　2. 普及方法

第４節　災害ボランティアに関する事前整備計画 （被災者救援部、大分市社会福祉協議会） … 50

1. 災害ボランティアの育成　2. 災害ボランティアの登録　3. 災害ボランティア関係団体のネットワークの構築
4. 災害ボランティアセンターにおいて必要となる資機材の調達

第５節　要配慮者の安全確保に関する計画

（総合統括部、地域対策部、被災者救援部、消防対策部、大分市社会福祉協議会） … 51

1. 避難行動要支援者名簿の作成　2. 避難行動要支援者の個別避難計画の作成
3. 名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止　4. 避難情報の伝達　5. 避難支援等関係者の安全確保
6. 安否確認体制の整備　7. 備蓄・資機材等の整備　8. 要配慮者を考慮した避難所での対策　9. 訓練の実施
10. 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及　11. 社会福祉施設等における要配慮者対策
12. 旅行者及び外国人に係る対策

第６節　帰宅困難者の安全確保 （被災者救援部） … 60

1. 宿泊場所の確保　2. 市民、事業所・学校等への啓発

第３章　災害応急対策のための事前措置

第１節　初動体制の強化及び活動体制の確立　（各対策部）　…　61

1. 初動対応マニュアル及び業務継続計画等の作成　2. 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実
3. 活動体制の確立

第２節　防災設備等の整備計画　（総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部）　…　63

1. 通信連絡設備の管理・運用　2. 消防、救急及び水防設備等の整備　3. 災害対策本部の整備
4. 情報通信設備の整備及び点検　5. 高機能通信指令システムの整備計画

第３節　避難場所指定計画　（総合統括部、被災者救援部、児童・生徒対策部）　…　65

1. 避難場所の指定区分

第４節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施に関する計画
（総合統括部、被災者救援部、住宅対策部、物資支援部、児童・生徒対策部）　…　68

1. 生命・財産への被害を最小限にするための事前措置　2. 被災者の保護・救援のための事前措置

第５節　救援物資等備蓄計画　（総合統括部、被災者救援部、物資支援部、児童・生徒対策部）　…　70

第４章　その他の災害予防

第１節　火災予防計画　（消防対策部）　…　71

1. 防火思想の普及　2. 予防査察の強化　3. 危険物規制の徹底　4. 自主防火団体の育成指導　5. その他

第　３　部　　災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立

第１節　組織計画　（各対策部、各機関）　…　74

1. 大分市防災会議　2. 災害警戒連絡室の体制　3. 災害警戒本部の体制　4. 災害対策本部の体制
5. 現地災害対策本部の体制

第２節　動員・配備計画　（総合統括部）　…　81

1. 災害警戒連絡室の動員・配備体制及び動員方法　2. 災害警戒本部の動員・配備体制及び動員方法
3. 災害対策本部の動員・配備体制及び動員方法　4. 他の対策部への応援要請　5. 動員の報告
6. 参集における留意事項　7. 職員のとるべき緊急措置　8. 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

第３節　警報等の情報収集及び関係機関等への伝達　（総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部）　…　86

1. 警報等の種類　2. 予警報等の伝達系統　3. 消防及び水防信号　4. 異常現象の収集

第４節　通信計画　（総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部）　…　93

1. 使用通信施設　2. 有線及び無線通信の使用　3. 通信機能の確保　4. その他

第５節　情報収集及び被害報告計画　（各対策部）　…　95

1. 災害情報等の収集・報告系統　2. 災害情報等の収集内容　3. 災害情報の報告　4. 被害等の調査
5. 被害の報告

第６節　災害広報計画　（総合統括部）　…　98

1. 広報の主体　2. 情報等広報事項の収集　3. 住民に対する広報の方法　4. 報道機関に対する情報発表の方法
5. 広報の内容　6. 緊急時における災害放送要請

第７節　他機関に対する応援要請計画　（各対策部、各機関）　…　101

1. 他機関への応援要請計画　2. 各団体、機関への職員の派遣要請、斡旋計画並びに協定に関する計画
3. 郵便局との相互協力に関する協定

第８節　自衛隊派遣要請計画　（総合統括部）　…　105

1. 自衛隊災害派遣の三原則　2. 派遣要請要領　3. 自衛隊の活動内容　4. 自衛隊の受入れ　5. ヘリポートの設定
6. 自衛隊の撤収要請　7. 経費の負担分担　8. 自衛隊派遣要請の連絡先

第９節　労務供給計画　（総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部）　…　108

1. 労務者の雇用　2. 従事命令、協力命令　3. 損害補償

第１０節　ボランティアとの連携に関する計画　（被災者救援部、大分市社会福祉協議会）　…　112

1. 災害ボランティアセンターの設置　2. 災害ボランティアセンターの業務　3. ボランティア活動の支援

第１１節　市民・自主防災組織等の協力　（総合統括部、地域対策部、消防対策部）　…　113

1. 市民、事業所等の責務　2. 市民、事業所等としての活動　3. 自主防災組織としての活動　4. 防災士の活動

第１２節　帰宅困難者対策計画　（被災者救援部）　…　115

1. 市民、事業所等への情報提供　2. 代替交通手段の確保　3. 宿泊場所の確保　4. 市民、事業所・学校等への啓発

第１３節　輸送計画　（物資支援部）　…　117
1.緊急輸送手段の確保　2.海上輸送　3.航空輸送　4.輸送拠点（緊急輸送基地）の確保　5.緊急輸送の基準
第１４節　交通応急対策計画　（総合統括部、物資支援部、社会基盤対策部、消防対策部、各機関）　…　120
1.実施責任者　2.交通規制の実施　3.緊急通行車両以外の車両の交通規制
4.緊急交通路の確保に関する必要な措置　5.道路の応急復旧　6.港湾・漁港等の応急復旧　7.県の権限代行制度
第２章　生命・財産への被害を最小限とするための活動
第１節　避難情報及び避難誘導等の活動　（各対策部、各機関）　…　126
1.避難の指示権を有する者　2.避難情報発令等の基準　3.警戒区域の設定　4.避難情報の発令等の実施
5.避難情報等の伝達要領　6.避難の誘導　7.自主避難　8.避難指示等の解除　9.学校、病院等の避難対策
10.浸水想定区域における警戒避難体制等　11.土砂災害警戒区域における警戒避難体制等
第２節　災害救助計画　（各対策部）　…　137
1.災害の認定基準及び用語の定義　2.災害救助法の適用基準　3.災害救助法による救助の種類とその措置
4.災害弔慰金の支給、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸与　5.前記以外の災害弔慰金の支給及び
災害障がい見舞金の支給　6.小災害罹災者に対する見舞金の支給　7.その他の救護措置　8.災害時の罹災見舞要領
9.被災者台帳　10.応急救助の実施状況の報告
第３節　救出・救護計画　（消防対策部）　…　145
1.救出・救護の対象者　2.救助隊の編成等　3.救出・救護の方法　4.応援要請
第４節　水防計画　（地域対策部、社会基盤対策部、上下水道対策部、消防対策部）　…　147
1.大分市水防対策準備室　2.大分市水防本部
第５節　消防計画　（消防対策部）　…　154
1.消防対策部　2.消防隊の出動　3.非常招集　4.消防通信対策　5.防災対策　6.救急救助対策
7.大規模特殊災害時における広域航空消防対策
第６節　二次災害防止計画　（住宅対策部）　…　156
1.被災宅地による二次災害防止活動　2.被災宅地危険度判定　3.危険な空家等の応急措置等
第３章　被災者の保護・救護のための活動
第１節　避難所運営計画　（被災者救援部）　…　157
1.避難所の運営　2.避難所に避難する者の範囲　3.協定福祉避難所の開設　4.避難に当たっての注意事項
第２節　要配慮者に対する福祉計画
（総合統括部、地域対策部、被災者救援部、消防対策部、大分市社会福祉協議会）　…　163
1.要配慮者に係る対策　2.避難情報の発令、伝達方法　3.避難誘導の手段・経路等　4.要配慮者施設に対する
情報伝達責任の明確化　5.社会福祉施設等に係る対策　6.児童に係る対策　7.旅行者及び外国人に係る対策
第３節　避難所外被災者の支援計画　（各対策部）　…　167
1.避難所外被災者の把握　2.避難所外被災者に対する食料、物資等の提供　3.避難所外被災者への情報伝達活動
4.避難所外被災者の移送　5.避難所外の要配慮者への支援　6.被災地区等における防犯活動
第４節　食料等の調達及び配送計画　（総合統括部、被災者救援部、物資支援部、地域対策部、保健医療部）　…　169
1.食料の供給　2.炊き出し　3.生活必需品の供給
第５節　給水計画　（上下水道対策部、総合統括部、被災者救援部、関係機関）　…　175
1.飲料水の応急給水等　2.生活用水の確保　3.実施状況の記録
第６節　医療及び助産計画　（保健医療部）　…　179
1.医療助産の対象者　2.医療助産の範囲　3.医療、助産活動の実施　4.救護所の設置　5.医療品等の調達
6.日本赤十字社大分県支部及び大分県の医療、助産活動の実施
第７節　保健衛生活動計画　（保健医療部、災害廃棄物対策部）　…　182
1.保健衛生活動の責任体制　2.防疫対策の実施　3.保健活動の実施　4.防疫活動の実施
5.衛生状態及び健康の調査　6.食品衛生確保対策
第８節　清掃計画　（災害廃棄物対策部）　…　185
1.災害時におけるごみ及びし尿の処理　2.災害ごみの処理
3.災害時のし尿の処理、及び災害用トイレの設置対策　4.火山灰の処理
第９節　障害物除去計画　（社会基盤対策部、災害廃棄物対策部）　…　188
1.障害物の除去方法　2.除去した障害物の処理方法　3.関係団体への協力要請
第１０節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬計画　（被災者救援部、保健医療部）　…　190
1.行方不明者の捜索　2.遺体の安置（検視前）　3.遺体安置後の処理　4.遺体の埋葬　5.実施状況の報告
第１１節　応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理計画　（住宅対策部）　…　194
1.応急仮設住宅　2.住宅の応急修理　3.市営住宅等の活用　4.実施状況の記録

第１２節　文教応急対策計画　（児童・生徒対策部、総合統括部）　…　196
1. 文教施設の応急対策　2. 災害時の教育確保　3. 転校措置及び進路指導　4. 児童生徒等の安全対策
5. 学校保健衛生の実施　6. 学校等が避難所となった場合の学校の措置　7. 学校給食の措置
8. 社会教育施設の応急対策　9. 文化財の応急対策　10. 地域に残る遺産の保全
第１３節　義援金品配分計画　（総合統括部、被災者救援部、物資支援部）　…　201
1. 義援金の取扱い　2. 義援物資の取扱い
第１４節　愛護動物保護対策計画　（保健医療部）　…　202
1. 被災地域における愛護動物の保護　2. 指定避難所における愛護動物の飼育指導
3. 応急仮設住宅等での飼養管理指導　4. その他の対策
第１５節　被災者台帳運用計画　（各対策部）　…　203
1. 被災者台帳の運用　2. 罹災証明書の交付　3. 住家被害認定調査　4. 被災証明書の交付
第４章　社会基盤の応急対策
第１節　下水道及び生活排水応急対策計画
（社会基盤対策部、上下水道対策部、災害廃棄物対策部、関係機関）　…　205
1. 内水被害の軽減対策　2. 下水道施設等の応急対策
第２節　電気通信施設災害応急対策計画　（西日本電信電話㈱大分支店）　…　208
1. 防災体制　2. 復旧計画の策定　3. 広報　4. 電話通信の確保
5. 災害伝言ダイヤル１７１及び災害用ブロードバンド伝言板ｗｅｂ１７１の活用　6. 復旧優先電話
第３節　電力施設災害応急対策計画　（九州電力送配電㈱大分配電事業所・九州電力㈱大分営業センター）　…　211
1. 事業所所在地及び管轄区域　2. 組織図　3. 各班の役割　4. 情報連絡体制　5. 災害発生時の復旧要員の受入れ等
6. 復旧作業　7. 広報　8. 市の施設利用に関するその他事項　9. 市との協力範囲について
第４節　都市ガス施設災害応急対策計画　（大分瓦斯㈱大分営業所、消防対策部）　…　215
1. 実施機関　2. 保安体制　3. 災害発生時におけるガス事業者の措置　4. ガス事業者と関連機関との連携
5. 広報活動
第５節　ＬＰガス設備災害応急対策計画　（大分市ＬＰガス防災協議会）　…　217
1. 実施機関　2. 保安体制　3. 災害発生時におけるガス事業者の措置　4. ＬＰガス事業者と関連機関との連携
5. 広報活動
第６節　農林水産物の応急対策計画　（社会基盤対策部）　…　220
1. 農作物の応急対策　2. 家畜及び畜産物の応急対策　3. 林産物の応急対策　4. 水産物の応急対策
第５章　その他の災害応急対策計画
第１節　特殊災害対策計画　（総合統括部、消防対策部）　…　223
1. 計画の対象区域　2. 災害の想定　3. 市及び消防機関の処理すべき事務又は業務の大綱　4. 応援協力体制の確立
5. 災害予防対策　6. 消防隊の出動　7. 避難　8. 警戒区域の設定
第２節　突発性重大事故対策計画　（各対策部）　…　227
1. 突発性重大事故　2. 現地災害対策本部の体制　3. 被害発生時の措置　4. 大分市の措置　5. 通信連絡　6. 救急医療
7. 消防活動　8. 救助物資の輸送　9. 応急復旧用資機材の確保　10. 交通応急対策　11. 事故処理
第３節　放射性物質事故対策計画　（各対策部）　…　230
1. 事故の想定　2. 予防対策　3. 災害応急対策　4. 災害復旧対策
第４節　原子力災害対策計画　（各対策部）　…　236
1. 被害想定　2. 予防対策　3. 災害応急対策　4. 放射線測定体制の強化及び措置　5. 屋内退避等の防護活動
6. 緊急被ばく医療措置　7. 立地県等からの避難者の受入れ　8. 災害復旧対策
第５節　警察、大分海上保安部災害警備計画　（警察、大分海上保安部）　…　246
1. 警察災害警備計画　2. 海上における治安の維持等
第６節　海上災害応急対策計画　（大分海上保安部、消防対策部）　…　248
1. 関係機関の措置　2. 大分市の措置　3. 関係諸団体の協力措置

第　４　部　　災害復旧計画
第１章　災害復旧・復興の基本方針　…　251
第２章　被災者・被災事業者に対する支援体制の確立　（各対策部）　…　252
1. 情報の提供　2. 市民サポートセンターの設置・運営
第３章　被災者支援に関する各種制度の概要　（各対策部、大分市社会福祉協議会）　…　254
第４章　激甚災害の指定　（各対策部）　…　255
1. 激甚災害の指定促進と資金確保　2. 災害復旧に関する国の財政援助の確保

第１部　　総　則

第１章　　計画の目的

第２章　　大分市の地勢及び気候

第３章　　大分市の災害記録及び災害想定

第４章　　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第１章　計画の目的

第１節　計画の目的

この計画は、大分市民の生命、身体及び財産を災害から守り、日常生活の安全性を確保するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、大分市域（石油コンビナート等特別防災区域を除く区域をいう。以下、同じ。）における災害対策（地震災害を除く）について、防災関係各機関の協力のもとに総合的な計画を定め、災害対策諸活動の一元化と円滑化を図り、もって防災の万全を期することを目的とする。

第２節　作成機関

１　作成機関

大分市防災会議

２　防災会議の目的

大分市防災会議は、基本法第 16 条及び大分市防災会議条例（昭和 38 年条例第 93 号）に基づき設置された大分市の附属機関であって、大分市域に係る防災に関する基本方針の決定並びに大分市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

３　防災会議の庶務担当機関

大分市総務部防災局防災危機管理課

第３節　計画の概要

１　計画の位置づけ

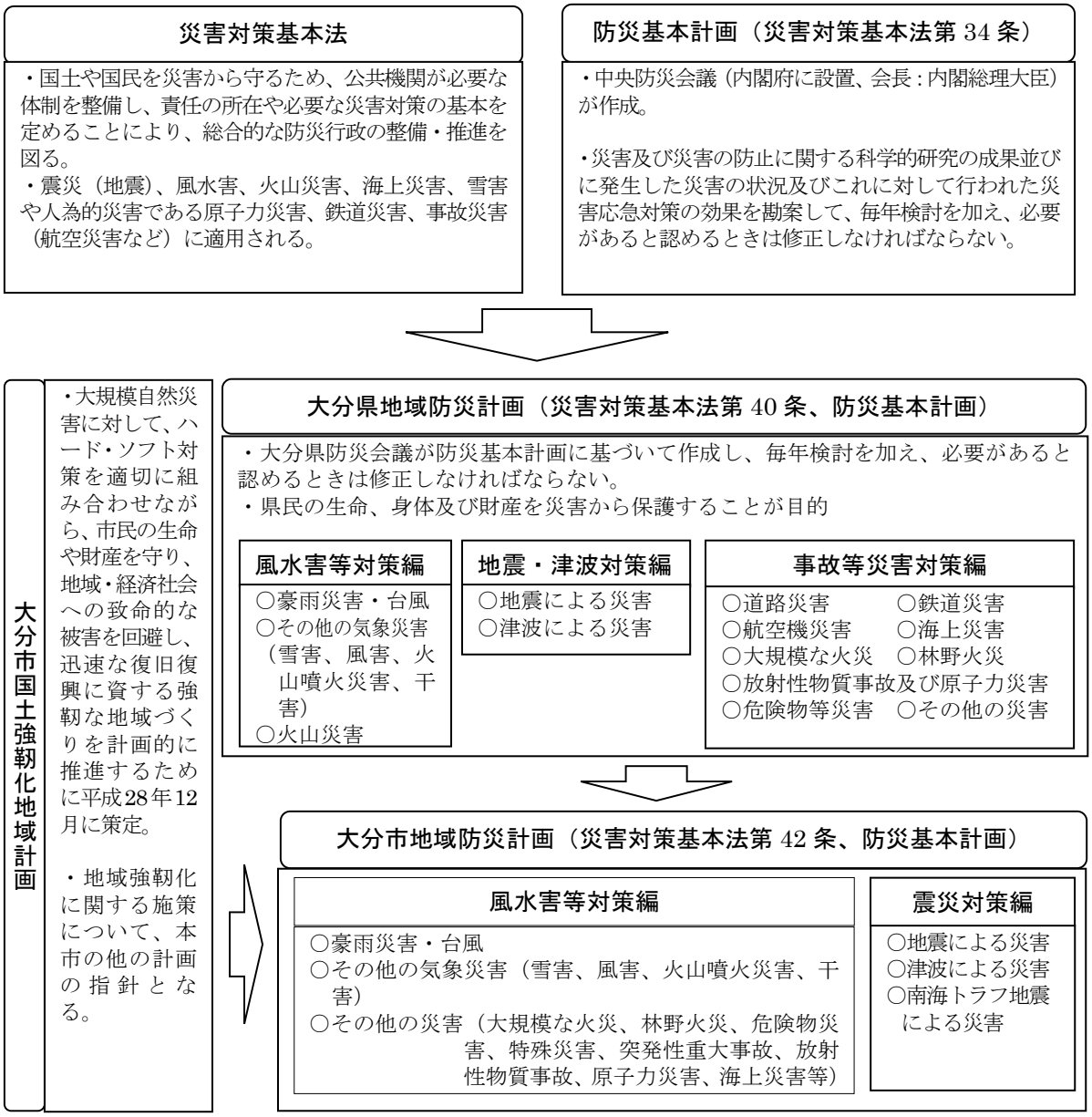

２　計画の構成及び内容

この計画は、本市における過去の風水害等を基礎に災害を想定し、風水害等に対処するための基本的な計画を定めるもので、構成及び内容は次のとおりとする。

なお、計画の策定にあたっては、防災分野での固定的な性別による役割分担を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画に配慮するものとする。

（１）総則

計画の目的、防災関係機関等の処理すべき業務大綱等、風水害等対策の基本方針について定める。

（２）災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置について基本的な計画を定めるものとする。

（３）災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被害者に対する応急的救助の措置について基本的な計画を定めるものとする。

（４）災害復旧計画

災害が発生した後、原形復旧にとどまらず、二次災害等の発生を防止するための事業計画について基本的な方針を定めるものとする。

３　他の法律との関連

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号)、消防法（昭和 23 年法律第 186 号)、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理するものとする。

第２章　大分市の地勢及び気候

１　地勢

本市は大分県の中央部に位置し、北は別府湾に面し、その広ぼうは東西 50.8km、南北 24.4km に及び、面積は 502.39km² を有している。

九州脊梁山地に源を発する大野川、大分川の二つの一級河川が大分市街地を貫流して別府湾に注いでいる。この河川沿いには、広大な大分平野が形成されており、九州の平野の中で海水準変動の歴史が典型的に読みとれる平野である。なお、現在は市街地化が進行しているほか、河口部では新産業都市計画等による埋立地が多く形成され、土地利用の高度化も行われている。

【大分県地質構造図】

２　地形

本市の地形は、大別して山地、台地・丘陵地、平野、海岸の４つに区分される。以下その概況を示す。

○大分市地形分類図（資料編１参照）

１－２　大分市の地勢及び気候

（１）山地

本市の山地は、大別して北西方の鶴見岳（1,375m）から連なる小鹿山（728m）、高崎山（628m）の高崎山大起伏火山地、南部に位置する鎧ヶ岳（847m）、御座ヶ岳（797m）、本宮山（608m）、霊山（596m）等の大野中起伏山地（大野山地）、さらには東部の標高 400m～500m を有する佐賀関小起伏山地（佐賀関山地）に区分される。これらの山地を開析して大小多くの河川が東流、北流して流れ、本県を代表する大分川、大野川等が市域を貫流し、大分市街地の沖積平野を形成している。

ア　高崎山大起伏火山地

急峻な山腹を有する鐘状の単独峰の高崎山（628m）は、別府湾沿いに山麓急崖を連続して形成しており、崖下の狭小な平地に日豊本線、国道 10 号等の基幹交通路が走っている。

イ　大野中起伏山地(大野山地)

大野山地は東北東－西南西に走り、高さ 700～800m の山陵であって、一般に定高性の平頂なる山地である。北西は高く、東南に向って低く傾斜している傾動地塊である。

ウ　佐賀関小起伏山地（佐賀関山地）

佐賀関山地は、北東-南西方向の地質構造線層沿いに連なる、主として結晶片岩からなる変成岩類で構成され、壮年期の山地であり開析谷が幾条も入っている。これらの山地周辺には、人家が山すそまで立地しているところもあって、土砂災害のおそれのある箇所も多く存在している。

（２）台地・丘陵地

台地・丘陵地は大分川や大野川沿いに散在しており、構成層は溶岩、火成砕屑岩、火山灰砂、砂礫層などである。

本市には、河口部に近い大野川と丹生川に挟まれる一帯や、大分川下流部左岸域に岩石台地、大野川と大分川に挟まれる大分市街地一帯に砂礫台地・丘陵地が形成されている。台地・丘陵地は、近年の土地利用の高度化による市街地化が著しく進行している。

（３）平野

大分平野は、大分川と大野川の下流域に形成された平野であり、県下では県北の中津平野に次いで大きく、東西約 25km、南北 15km に及び、標高、地形、地質から大分・鶴崎低地、大在低地、埋立地等に分けられている。

大分市街地が立地しているところは、大分川、大野川の河川低地及び三角洲、海岸平野、さらには埋立地からなる、大分・鶴崎低地と呼ばれる標高は１～20m の低地部に当たる。

大在低地と呼ばれる大在、坂ノ市の平野部は、大野川右岸の三角洲、大在、坂ノ市の海岸平野、丹生川等の河岸低地からなり標高は１～10m 程度である。

このように大分市街地は、市街地を大分川、大野川が貫流する低平地部に位置していることから、河川災害が起こりやすい環境にある。

（４）海岸

市内の海岸では、佐賀関地区の豊後水道域のリアス式海岸が特徴的である。日豊海岸とよばれるこの海岸は沈水海岸としての各種の地形をよく保存している。海食崖、海食洞や海食洞門などの海食の地形、砂州、砂嘴、浜堤とその背後の潟湖、ビーチロックなどの堆積の地形がみられる。

３　河川

市域内の幹線河川（資料編２参照）は、大分川、大野川の一級河川をはじめ、祓川、住吉川、日美天川、本田川、丹生川、金道川、江川等の二級河川があり、それぞれが別府湾に注いでいる。

大野川は全長 107km でその 24%の 25.5km が市域を流れ、また大分川は全長 55km を有し、その 30%が市域内を貫流している。その他、河川長の長い順に丹生川、住吉川、金道川、本田川、祓川、志生木川、湊川、江川、日美天川、小猫川が市域を流れているが、これらはすべて 10km 未満の二級河川である。

その他に市域内の水系別支線河川（資料編３参照）がある。

４　地質

市域の表層地質の分布は、概観すれば佐賀関山地の変成岩類、大野山地の古生層、高崎山山地一帯の火山岩類に分けられ、これらの縁辺に第三紀層や洪積砂礫層、河川沿いの段丘堆積物や沖積層などが分布する構成となっている。以下に古い地質から順に概況をまとめる。

○大分市地質図（資料編４参照）

（１）変成岩類

領家変成岩類と三波川変成岩帯類が分布している。三波川変成類は佐賀関半島一帯に分布し、幅南北 8km、東西延長 27km、県下の変成岩中、最大の面積を占める。黒色の石墨片岩類のほか、緑色片岩類、千枚岩、砂岩片岩などからなる。領家変成岩類は市域の南西部に分布し、花崗岩類も伴っている。

（２）古生層

大分市南西部の野津原地区の一帯にかけて、北東方向に野津原古生層が分布している。一般に結晶片岩、粘版岩からなる。

（３）中生層

大野川の流域に発達する大野川層群がある。大野川層詳は礫岩・砂岩・頁岩の繰返しからなり、非常に厚く、北東から南西方向に比較的よく連続して分布している。

（４）第三紀層

野津原地区一帯に分布する碩南層群があり、シルト・砂・礫などを含む堆積岩である。

（５）火山岩類

火山岩類の大部分は安山岩からなるが、鎧ケ岳熔岩は流紋岩からなる。七瀬川流域と高崎山山地一帯に多く分布している。

（６）第四紀層

第四紀層は火山性扇状地、山麓堆積物、段丘堆積物、海浜、河口・盆地・湖底堆積物などがある。大部分が未固結の砂泥・岩屑・泥・砂・礫などからなる。

ア　更新世堆積物

大分市の南部に小丘をなす大分層群、この他第四紀堆積物の阿蘇火砕流堆積物が大野川河川沿いに分布している。

イ　未固結堆積物

大分平野には沖積層が厚く堆積している。沖積層は、下部にシルト～砂、上部に砂で全体的には砂を主体としている。最も厚いところで 80m に達し、基盤は凝灰岩、凝灰質泥岩である。

本市の地盤は、比較的硬質な地盤条件の第一種・第二種地盤は、山地～丘陵地にかけて一帯が該当するものの、比較的軟弱な第三種・第四種地盤が、沖積平野の低地や人工改変地の埋立地の大分川河口部や大野川河口部、さらには河川沿いを中心とした第四紀層の沖積層部（礫・砂・粘土からなる堆積物により形成された一帯）等に分布している。

5　気象

大分市の平坦部は、東、南、西にかけて山地で囲まれ、北面は別府湾に臨んでいる。こうした地形及び位置の関係から、温暖少雨を特色とする瀬戸内型気候区に属しており、沿岸部では年平均気温の平年値が 16℃を超え気候的には恵まれている。なお、大分川、大野川の中流域では、沿岸部に比べ１～２℃程度低くなっている。

※平年値とは、1991 年から 2020 年までの統計期間の平均である。

（１）気温

大分市の年平均気温の平年値は 16.8℃、１月の月平均気温の平年値は 6.5℃で、８月の平均気温の平年値は 27.7℃である。

（２）降水量

大分市の年間降水量の平年値は 1,727.0mm である。

降水量が多いのは、６～７月の梅雨期と８～９月の台風期である。降水量の平年値は、６月 313.6mm、７月 261.3mm、８月 165.7mm、９月 255.2mm で、この４か月間に年間降水量の約 58%を記録する。逆に少ないのは 12 月で 47.1mm である。

（３）風

大分市の年平均風速の平年値は 2.6m/s である。冬は北西の季節風が卓越し、夏は南よりの季節風が卓越するが、気圧の傾きが小さく、海陸の温度差により日中は海から陸に、夜間は陸から海に向かって吹く海陸風が顕著に現れ、その交代時にあたる８時頃は朝なぎ、20 時頃は夕なぎの現象が発生し易い。

冬型の気圧配置による季節風が強まるのは、11 月から３月頃までで、最も冬型の気圧配置が強まるのは１月である。季節風が最も強まるのは、大陸で発生するシベリア高気圧がモンゴル方面から南下して東シナ海に張り出し、低気圧が日本海を東進して三陸沖に抜けるまでの期間である。

また、突風を伴う強い風は春が最も多く、次いで、冬、秋の順である。夏は、主に雷雨や台風により発生するが、頻度は少ない。

（４）梅雨

大分県を含む九州北部地方（山口県を含む）の梅雨入りと明けの期日は、年によって異なり、その期間も長短があり降水量も変動が大きい。平年値では、梅雨入りが６月４日頃、明けは７月 19 日頃で、概ね梅雨期間に相当する６、７月の総降水量の平年値は 574.9mm である。

ア　梅雨期の大雨の特性

梅雨期間の降水量の多少は梅雨型の気圧配置、特に梅雨前線の位置やその消長によることは言うまでもないが、大分県で降水量が特に多いのは、次の場合が考えられる。

九州北部地方に前線が停滞する場合、太平洋高気圧の周辺部から流れ込む暖かく湿った空気が前線を活発化させ県西部を中心に大雨になることがある。平成 29 年７月九州北部豪雨、令和２年７月豪雨などがこの例である。

（５）台風

ア　台風の発生数

台風の年間発生数の平年値は、約 25 個である。

月別の発生数の平年値は８月の 5.7 個が最も多く、次いで９月の 5.0 個、７月の 3.7 個の順に多い。年によって発生する個数の違いもあり、多い年では 39 個（昭和 42 年）発生し、少ない年では 14 個（平成 22 年）発生している。

イ　台風の九州襲来数

1991 年から 2020 年までの 30 年間に発生した台風の総数は 753 個である。

このうち九州北部に上陸又は接近した台風（九州北部の気象官署から 300km 以内に入った台風）は 113 個に上っており、平均すると１年に 3.8 個になる。九州本土に上陸した台風（熱帯低気圧となって上陸したものを除く。）は 30 年間に 34 個で、１年に平均 1.1 個である。

ウ　大分県に災害をもたらした台風の特徴

（ア）大分県に襲来し、災害をもたらした台風は９月が最も多く、次いで８月である。

（イ）台風の中心が大分県から離れていても、風が強く風害を被ることがある。

（ウ）台風が南から北上し、大分県の東側を通過した場合、大雨となることが多い。台風の速度が遅いか停滞すれば被害はさらに増大する。

（エ）九州北部地方に前線があり、台風が南海上を北上している場合は、大分県から離れていても台風から流れ込む暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させ大雨となり、更に台風自体の雨が加わり大規模な被害となることがある。

（オ）台風の接近と大潮時の満潮が重なった場合は､特に河口付近の潮位が上昇する。更に、大雨により河川の水位が上昇すると河川が氾濫することがある。

エ　高潮

台風や発達した低気圧の通過に伴って港湾の潮位が異常に高くなり、海岸の低地に浸入する現象を高潮と言う。高潮は、台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がり、潮位が上昇する吸い上げ効果と、台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられて潮位が上昇する吹き寄せ効果により、広範囲の海面が上昇して発生する。さらに高波を伴うことで、凄まじい破壊力を持つ。また、河口付近において中心気圧の低い台風が大潮の満潮時に接近するときには、特に警戒が必要である。

オ　台風の大きさと強さ

熱帯または亜熱帯地方に発生する低気圧の総称を「熱帯低気圧」というが、このうち北西太平洋（赤道より北で東経180度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10分間平均）がおよそ17m/s（34ノット、風力８）以上のものが「台風」である。

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速（10分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現する。「大きさ」は強風域（風速 15m/s 以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）の半径で、「強さ」は最大

風速で区分している。

さらに、暴風域とは風速 25m/s 以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲を表す。

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s（64 ノット）以上～44m/s（85 ノット）未満
非常に強い	44m/s（85 ノット）以上～54m/s（105 ノット）未満
猛烈な	54m/s（105 ノット）以上

大きさの階級分け

階級	風速 15m/s 以上の半径
大型（大きい）	500km 以上～800km 未満
超大型(非常に大きい)	800km 以上

大型、超大型の台風それぞれの大きさは、日本列島の大きさと比較すると次のようになる。

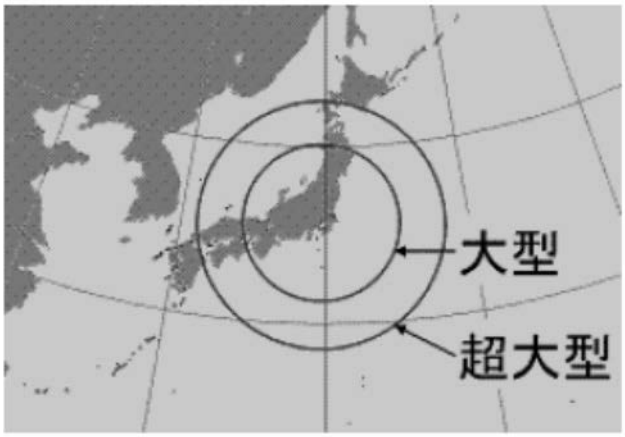

台風に関する情報の中では台風の大きさと強さを組み合わせて、「大型で強い台風」のように表す。ただし、強風域の半径が500km 未満の場合には大きさを表現せず、最大風速が33m/s 未満の場合には強さを表現しない。例えば「強い台風」と発表している場合、その台風は、強風域の半径が500km 未満で、中心付近の最大風速は33～43m/s で暴風域を伴っていることを表す。

なお、台風情報では暴風域を円形で示している。

第３章　大分市の災害記録及び災害想定

第１節　災害の記録

１　大分市に災害を起こした主な台風の記録とその被害（資料編６参照）

２　火災の記録とその被害

（１）主な火災発生状況（資料編７参照）

（２）年別火災発生状況（資料編８参照）

（３）火災原因別発生状況（資料編９参照）

第２節　災害の想定

災害は暴風、豪雨、高潮、地震、津波などの異常な自然現象から生じる自然災害と大規模な火災、危険物の爆発、あるいは船舶、航空機などの遭難等による人為的要因によって起きる人為災害に大別することができる。

災害の想定にあたっては、市域における気象、地勢、その他諸々の社会的、人為的条件に加え、過去において被った災害の中から、頻度の高い風水害、すなわち台風による強風と大雨及び集中豪雨による洪水被害を中心に想定することとし、火災及び危険物による人為災害についても想定した。

１　自然災害

市域において、家屋損壊、床上浸水、中小河川の氾濫、道路の損壊等の大きな被害を被った風水害は、「１－３－１　災害の記録」に見るように近年では数年おきに発生している。

したがって、これらの風水害による被害を基準とし、特に大雨による被害に重点をおいて想定した。

２　人為災害

（１）火災

出火原因は、過去の例で見る限り、一般家庭において、ガスコンロによるものが最も多く、ついでタバコ、火遊びと続いている。発生期間は 11 月から４月の間が多く、空気の乾燥時に大火になる危険性がある。

災害の想定は、大規模な建築物火災、林野火災に重点をおいた。

（２）危険物の爆発等

市域内には、石油類、高圧ガス、火薬等を取り扱う事業所が存在し、万が一、爆発、火災等が発生した場合は、大規模かつ広範囲に被害が及ぶと予想される。

これらの特殊災害についても想定した。

（３）突発性重大事故

船舶事故や航空機墜落事故等は、突発的かつ大規模に発生し、多くの死傷者や建物等への損害あるいは環境汚染等を引き起こす危険性がある。

また、雑踏等で毒物等が無差別に散布された場合、その場所又は風向きなどの気象条件等により多数の死者あるいは傷病者を発生させてしまうおそれがある。

このような､突発的かつ多数の死傷者等を発生させる重大事故についても想定した。

（４）放射性物質事故

市域内には、工場及び医療機関等で放射性同位元素を取り扱う事業所が幾つか存在しており、放射性物質の漏えいなどの事故が市域内で発生、または発生するおそれが

生じた場合、社会的影響が非常に大きく、また、災害応急対策の状況によっては、大規模かつ長期にわたっての対応が必要となってくる。

このような状況を総合的に勘案し、放射性物質による事故を想定した。

（５）原子力災害

本市から約 45 ㎞の距離には伊方原子力発電所、約 150 ㎞の距離には玄海原子力発電所が立地している。

これらの原子力発電所の事故等により、放射性物質が拡散、または拡散するおそれが生じた場合、市民生活に与える影響は計り知れず、県や防災関係機関等と連携した総合的かつ迅速な対応が求められる。

このような対応を踏まえ、原子力災害を想定した。

第４章　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

１　防災関係機関の基本的責務

（１）市の責務

市は、基礎的な自治体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関等の協力を得て、市の地域に係る災害等の防止に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有している。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び市民の隣保互助の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。（基本法第５条）

（２）指定地方行政機関の責務

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、市の防災活動が円滑に行われるように、市に対し、勧告、指導、助言、その他適切な措置をとらなければならない。（基本法第３条）

（３）指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように、その業務について市に対し協力する責務を有している。（基本法第６条）

２　市民及び事業所等の基本的責務

（１）市民の果たす役割

自然災害に対し、市民は、「自分の命は自分で守る。」という防災の観点から、市民自らの判断で避難行動を行うことで災害による被害を軽減するとともに、被害の拡大を防止するため、次の事項の実践に努める。

ア　居住地区や勤務場所の災害危険性を把握するとともに、災害時において、危険を感じた場合は、自らの判断で避難行動をとる

イ　避難場所及び避難経路の把握と確認

ウ　災害時における家族の連絡体制づくり

エ　３日分の食料、飲料水と携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）、除雪器具、暖房用燃料の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策

オ　防災訓練、防災に関する研修会等への積極的な参加

カ　自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画・協力
キ　災害発生時における正確な情報の把握、早めの自主避難、出火防止、初期消火、救出救助、応急手当、高齢者などの要配慮者に対する協力支援

（２）事業所等の果たす役割

事業所等は、従業員及び利用者等の安全を確保するとともに、事業活動の維持、地域への貢献など、災害時における事業所等の果たす役割を十分に認識し、次の事項の実践に努める。

ア　所在地区の災害危険性の把握と従業員への周知
イ　避難場所、避難経路等避難方法の把握と従業員への周知
ウ　食料、飲料水等の備蓄と防災資機材の整備
エ　防災責任者の育成と自衛防災体制の確立等、事業活動における防災対策
オ　防災訓練及び防災に関する研修の実施
カ　業務を継続するための事業継続計画の作成
キ　災害発生時には、地域住民、自主防災組織と連携し、情報を収集・伝達、消火・救出活動、応急手当、避難誘導など地域の防災活動への積極的な参加・協力

３　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大分市、大分県、警察及び大分市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

（１）市

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
大　分　市	ア　大分市防災会議及び大分市災害対策本部に関すること イ　防災に関する調査研究、教育及び訓練に関すること ウ　市域内における公共団体及び住民の防災組織の育成指導に関すること エ　警報及び注意報の地域住民への伝達に関すること オ　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること カ　水防・消防・救助その他の応急措置に関すること キ　防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関すること ク　避難の指示に関すること ケ　被災者に対する救援及び保護に関すること コ　被害状況の調査報告に関すること サ　所管施設及び設備の応急復旧に関すること シ　災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること ス　地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する応急対策等の調整に関すること セ　その他災害発生の防御、又は拡大防止のための措置に関すること

（２）県

大　分　県	ア　大分県防災会議及び大分県災害対策本部に関すること イ　被害状況の収集調査に関すること ウ　水防その他の応急措置に関すること エ　犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること オ　県営ダム等の防災管理に関すること カ　緊急輸送車両の確認に関すること キ　災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること ク　所管施設及び設備の応急復旧に関すること ケ　他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること コ　その他防災に関し、県の所掌すべきこと

（３）警察

大分中央警察署 大分南警察署 大分東警察署	ア　災害時に関する情報の収集・伝達に関すること イ　被災者の救出・救助、危険地域の住民等の避難誘導に関すること ウ　犯罪の予防、交通規制、行方不明者の捜索その他警察機関の所掌すべきこと

（４）指定地方行政機関

大分地方気象台	ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること ウ　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること エ　市町村が行う避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力に関すること オ　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること カ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること キ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
九州地方整備局 大分河川国道事務所	ア　直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること イ　直轄河川の整備、管理及び水防に関すること ウ　直轄ダムに係る放流通知に関すること エ　直轄国道の災害時における交通確保に関すること

	オ　高潮、津波災害等の予防に関すること カ　大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の、協定に基づく応援に関すること キ　その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
第七管区 海上保安本部 大分海上保安部	ア　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること イ　災害に関する情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること ウ　地震・津波警報等の伝達に関すること エ　海難救助及び緊急輸送等に関すること オ　流出油・有害液体物質の防除指導に関すること カ　海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること キ　犯罪の予防・治安の維持等に関すること ク　その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと
九州運輸局 大分運輸支局	ア　陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者への協力要請に関すること イ　被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること ウ　自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること エ　船舶運航事業者に対する航海命令に関すること オ　港湾運送事業者に対する公益命令に関すること カ　その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと
九州農政局 大分県拠点	ア　農地、農業用設備及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関すること イ　災害時における応急用食料の調達・供給に関すること ウ　主要食料の安定供給対策に関すること エ　その他防災に関し、農政局の所掌すべきこと
九州財務局 大分財務事務所	ア　地方公共団体に対する災害融資に関すること イ　公共事業等被災施設査定の立会に関すること ウ　その他防災に関し、財務局の所掌すべきこと
九州森林管理局 大分森林管理署	ア　国有林野等の治山事業の実施及び保安林、保安施設等の保全に関すること イ　災害応急用木材の供給に関すること ウ　その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと
大分労働局	ア　工場、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助に関すること イ　その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと

（５）自衛隊

自　衛　隊	ア　災害時における人命、財産の保護及び応急復旧活動の支援に関すること イ　その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと

（６）指定公共機関

独立行政法人 国立病院機構大分 医療センター	ア　災害による負傷者等の医療救護に関すること イ　その他防災に関し、大分医療センターの所掌すべきこと
日本赤十字社 大分県支部	ア　災害時における医療、助産及び死体の処理等、被災地での医療救護等に関すること イ　その他災害救護に必要な業務に関すること
日本放送協会 大分放送局	ア　気象予警報、災害状況等の報道及び防災知識の普及に関すること イ　社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること
九州旅客鉄道㈱ 大　分　支　社	ア　鉄道施設等の防災、保全に関すること イ　鉄道車両等による救援物資及び人員の緊急輸送の協力に関すること
日本郵便株式会社 九　州　支　社 大分中央郵便局	ア　災害時における郵便業務の確保に関すること イ　災害時におけるゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱に関すること ウ　その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと
西日本電信電話㈱ 大　分　支　店	電気通信設備の保全と災害非常通話の調整に関すること
九州電力送配電㈱ 大分配電事業所	ア　電力施設の整備と防災管理に関すること イ　災害時における電力供給確保に関すること ウ　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
日本通運㈱ 大　分　支　店	災害時における救援物資及び避難者の輸送協力に関すること

（７）指定地方公共機関

報道機関	気象予警報、災害状況等の報道及び防災知識の普及に関すること
一般社団法人 大分県医師会	災害時における助産、医療救護に関すること
大分瓦斯㈱ 大分営業所	ア　ガス施設の整備と防災管理に関すること イ　災害時におけるガス供給確保に関すること ウ　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

一般社団法人 大分県ＬＰガス協会	ア　ＬＰガス設備の整備と防災管理に関すること イ　災害時におけるガス供給確保に関すること ウ　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
バス輸送機関	ア　災害時における被災者及び一般利用者等のバス輸送の協力に関すること イ　災害時における輸送路線及び施設の確保に関すること

（８）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、大分市が処理する業務について、自発的に協力するものとする

第２部　　災害予防計画

第１章　　災害に強いまちづくり

第２章　　災害に強い人づくり

第３章　　災害応急対策のための事前措置

第４章　　その他の災害予防

第１章　災害に強いまちづくり

第１節　都市防災計画

（総合統括部、住宅対策部、社会基盤対策部、消防対策部、上下水道対策部）

この計画は都市・地域の防災環境の整備を行うため、災害特性に配慮した土地利用の誘導や開発の抑制、避難に必要な都市施設等の整備、市街地開発事業等の実施に加え、自然環境の機能を活用する「グリーンインフラ」の推進など、総合的な防災・減災対策を講じるとともに各種ハザードマップ、大分市災害危険予想地域台帳などをもとに、災害に対する危険性について情報共有する中で、計画課題、基本的理念・目標を明確にし、都市施設の整備や密集市街地の改善等の地区レベルの対策を設定することにより、災害に強い都市形成を図るものである。

１　土地利用計画

土地利用計画は、大分都市計画区域、佐賀関準都市計画区域及び本神崎準都市計画区域の指定を行うことにより、無秩序な市街化を防止し、これにより都市災害を防備し、都市の秩序ある発展を図るものである。

また、大分都市計画区域については、市街化区域（すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街地化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）とに区分し、人口、産業の適正配置並びに都市基盤施設等の整備充実を図ることとする。

（１）市街化区域、市街化調整区域

市街化区域、市街化調整区域の区域区分は、市街地形成に関する基本的な制度であり、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ろうとするものである。

したがって区域区分にあたっては、その位置等について災害ハザードエリアの有無などの防災性、安全性を十分考慮し、災害に強いコンパクトで効率的な市街地形成を目指すものとする。

（２）用途地域

用途地域は、都市における土地利用計画を具体的なものにしていく手段であり、建築物の用途及び形態を規制、誘導することにより、地域の性格を明確にし、安全快適な都市生活と機能的な都市活動の確保を図るものである。

したがってその指定にあたっては、土地利用の現況動態等を十分に調査し、適切な指定に努めるものとする。

（３）防火地域、準防火地域の指定

防火地域、準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するために、都市防火上

必要と認められる地域に指定するものであり、建築物を耐火構造、準耐火構造及び防火構造にするよう制限をしているが、都市防災上、大震火災に対する危険性が高く、その対策として建築物の不燃化が急がれることから、土地利用の動向等に従い、その適切な指定に努めるものとする。

２　都市施設整備

道路、公園等の公共空地や、上下水道、電気、ガス等の供給処理施設は、市民生活における快適性、機能性、さらには災害時の防災空間として非常に重要な施設である。このため、これらの施設が災害時に有効に機能するよう維持管理に努めるとともに系統的な整備を図るものとする。

（１）道路

道路は、災害時の避難経路であり、火災に対しては延焼等を防止する防火帯となり、災害対策活動の交通手段・輸送経路としての役割を果たすなど、防災上、災害対策上、非常に重要な施設である。

したがって、避難や消火活動、救助活動のためのルートにおける必要な有効幅員の確保、安全性の向上及びバリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するなか、既設道路の適切な維持管理を図るとともに、次の事項を重点施策とし、道路整備の促進に努めるものとする。

ア　災害に強い道づくり（幹線道路並びに狭あい道路や行き止まり道路及び特定の集落に至る唯一の道路の整備及び無電柱化の促進による交通ネットワークと情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保）

イ　広域道路の整備（緊急輸送道路等の確保）

ウ　道路ネットワークの強化

エ　環状道路の整備

（２）公園・緑地

公園・緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観保全等の機能を有しており、災害時には、緊急避難場所（一時避難地）、避難路、防火帯、物資集積基地等多様かつ重要な役割を果たす施設である。

特に、都市緑化は火災時における延焼防止や避難場所の安全性を確保するなど、防災上重要な意義を持つものである。

したがって、既存公園・緑地の適切な維持管理を図るとともに、整備にあたっては計画的かつ、適正配置に努めるものとし、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮することとする。

（３）上下水道、電気、ガス等の供給処理施設

上下水道、電気、ガス等の供給処理施設は、日常市民生活にとって不可欠な施設であり、災害時においても、これを確保しなければならない重要な施設である。

したがって、これらの施設の適切な維持管理を図るとともに、整備にあたっては、防災性のある施設整備に努めるものとする。

（４）市街地の延焼防止

火災の延焼防止のため、木造密集市街地の解消に向けた住環境整備事業を推進する。

延焼遮断帯となる公園・緑地や幹線道路等の適正な配置整備、街路樹の整備などにより、防火区画の形成を推進する。

（５）防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等の活動拠点となる。

市庁舎、各支所、消防局、各消防署及び市有公共施設等は、市の防災活動拠点となることから、「地域防災拠点」として、適宜必要な整備の検討を行うこととする。

また、自治会・自主防災組織の区域には公園・広場・地区公民館等を中心とした「コミュニティ防災拠点」の整備を推進するよう努める。

なお、荷揚町小学校跡地には、災害対策本部や県下１８市町村共同運用の消防通信指令センター等災害時に防災拠点となる複合公共施設を整備するとともに、公用車の浸水対策として必要な立体駐車場の整備も行う。

また、田ノ浦地区には、災害時道路利用者等の一時避難施設、広域支援部隊等の活動拠点となる「憩い・交流拠点施設」を大分市西部海岸地区憩い・交流拠点整備事業により整備する。なお、大分スポーツ公園は、大規模災害発生時に、自衛隊・警察・消防などの応援部隊の進出・活動、救援物資の集積・輸送などの機能を有する「大分県広域防災拠点」に位置付けられている。

○大分市公園一覧表（資料編６３参照）

３　市街地開発事業

市街地における人口や諸施設の過度な集中により都市機能や防災性が低下している地区については、防災上危険な市街地の解消と良好な市街地の形成を図るため、民間エネルギーの活用も含めて市街地再開発事業、土地区画整理事業等により、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携を図り、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備の促進に努めるものとする。

４　宅地開発

宅地開発については、都市計画法に基づく開発許可制度並びに宅地造成等規制法の適切な運用など、宅地の安全性を確保するための取組みを推進するとともに土砂災害等のリスクが高いエリアにおける居住を抑制する。

特に、傾斜地の宅地開発については、適時、パトロールを行い、防災性及び安全性の強

化に努めるものとする。

５　緊急輸送を確保するために必要な施設等の整備

（１）緊急輸送道路等の指定及び整備

ア　大規模な災害時における県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する緊急輸送道路（大分県緊急輸送道路ネットワーク計画）及び緊急通行車両等が速やかに通行できるように最低１車線でも早急に瓦礫等を処理し、また、簡易な段差補修などにより、救命・救援のルートを確保するため道路啓開を行う啓開ルート（大分県道路啓開計画、大分・由布地区道路啓開実施計画）等は次のとおりである。

（ア）大分市内の緊急輸送道路

a　高速道路

東九州自動車道

b　国道

10 号　　57 号　　197 号　　197 号バイパス　　210 号　　217 号

442 号

c　県道

大分臼杵線　　大在大分港線　　萩原下郡線　　中判田下郡線

大在公共埠頭線　　40m 臨港道路線　　臼杵坂ノ市線　　坂ノ市中戸次線

大分光吉インター線　　大分挾間線　　鶴崎大南線　　久住高原野津原線

湛水挾間線

d　市道

下郡工業団地１号線　　下郡東西大通り線　　竹の内三国境線

城原・久土線

e　その他

大分中部地区広域営農団地農道

（イ）大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）

大規模地震等により河川管理施設（堤防等）が被災した場合の復旧作業等の進入路、人員や物資調達の緊急輸送道路等として活用するものとする。

○大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）（資料編２５参照）

【施設概要】

大分川左岸総延長 5.3km（弁天大橋約 300m 下流の緊急用船着場～府内大橋）

（a）大分川緊急用河川敷道路…Ｌ＝5.3km、Ｗ＝７ｍ、

最低桁下クリアランスＨ＝3.8m（弁天大橋）

（b）緊急用船着場…１箇所（大分市弁天４丁目地先：大分川左岸 0k800）

延長　Ｌ＝100ｍ

想定係留船舶規模：500t 未満（排水トン）の台船×２隻

（全長 30m、幅 15m の台船×２隻）
※台船の接岸にあたっては、潮位（水深）に注意が必要。
水深：満潮時　約 3.5m、干潮時　約 1.3m

朔望平均満潮位	ＴＰ　＋0.986m
朔望平均干潮位	ＴＰ　－1.214m
大分川左岸 0k800 河床高	ＴＰ　－2.5m 付近

（平成 22 年 3 月国土交通省整備完了）

（ウ）大分市内の啓開ルート（資料編２８参照）

a　高速道路

東九州自動車道

b　国道

10 号　　197 号　　197 号バイパス　　210 号　　217 号　　442 号

c　県道（県管理の臨港道路等を含む）

大分臼杵線　大在大分港線　萩原下郡線　中判田下郡線　大在公共埠頭線
臼杵坂ノ市線　坂ノ市中戸次線　大分光吉インター線　大分挾間線
鶴崎大南線　久住高原野津原線　湛水挾間線　鶴崎港線　佐賀関循環線
下世田寒田線　大分港線　松岡日岡線　西寒多寒田線　臨港道路
県立病院内道路

d　市道

竹の内三国境線　古国府津守線　片島松岡バイパス線　スポーツ公園中央線
尾崎片島線　豊海 16 号線　家島南北 1 号線　家島南北 6 号線　千代 3 号線
金池西 5 号線　長浜東西 10 号線　長浜南北 12 号線　中島東西 6 号線
鶴崎三佐線　下郡宮崎堤防線　宮崎曲線　津守曲 1 号線　大手 2 号線
戸次本町 4 号線　戸次本町 6 号線　横田 30 号線　横田浜大在駅線　森町 5 号線
森町 6 号線　東津留 1 号線　中戸次 1 号線　北浜線　政所大在駅線
佐野循環 1 号線　明野南 24 号線　城崎弁天線　荷揚 6 号線　大分駅上野丘線
下郡宮崎大通り線　城原・久土線

e　その他

大分中部地区広域営農団地農道

（エ）防衛施設（大分弾薬庫）緊急用道路

大規模地震等により弾薬庫が被災し、火災等になった際の消防活動及び周辺住民の避難路等として活用するものとする。

市道敷戸大通り線・曲敷戸団地線

イ　市民に災害時の車両使用自粛、緊急輸送道路指定路線等に関する情報提供を行う。

ウ　緊急輸送道路等は、災害時における災害応急活動に必要な物資、資材等の緊急物資の受入れ、被災者への緊急物資等の輸送には重要なものであるため、関係機関と連携し耐震性の確保やネットワークとして機能するかなどを考慮し、計画的に整備を推進するものとする。

（２）輸送等の拠点となる施設の指定及び整備

ア　大分県広域受援計画に定める拠点の整備

大規模災害時に拠点となる施設の候補地として、次の施設をあらかじめ指定し、必要な整備を計画的に実施する。なお、災害対策本部において、被災状況により利用する施設を選定するが、当該施設が使用できない、又は非効率となる場合は、県などの他の機関が管理する施設や民間施設の利用について県等に要請する。また、市内の施設が使用困難な場合は、周辺市町村の拠点の利用について県に要請する。

（ア）応援部隊活動拠点

被災地付近で各応援部隊が集結・宿営し、効率的な活動を行うための施設等

○シンボルロード「大分いこいの道」、南大分スポーツパーク「多目的広場」
豊後企画大分駄原球技場、大分市西部スポーツ交流ひろば、市営陸上競技場、平和市民公園多目的広場、大分工業高等専門学校「体育館・グラウンド」、日本文理大学「第 11 グラウンド」、鶴崎スポーツパーク、鶴崎公園、佐野植物公園、七瀬川自然公園グラウンド、野津原運動場、ふれあい広場（佐賀関・白木）、道の駅のつはる、のつはる天空広場

（イ）地域内輸送拠点（物資輸送拠点）

県からの救援物資の受入れと指定避難所（以下「避難所」という。）等へのニーズに応じた救援物資の配分を行うための施設等

○J:COM ホルトホール大分、植田市民行政センター、南大分スポーツパーク「グラウンド」、大分市西部スポーツ交流ひろば、豊後企画大分駄原球技場、大分市営陸上競技場、七瀬川自然公園グラウンド、佐野植物公園駐車場、鶴崎スポーツパーク球場・テニスコート、のつはる天空広場

イ　海上及び航空輸送拠点の整備

ウ　港湾施設等の整備

港湾・漁港については、大規模災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、拠点港である大分港、及びこれを補完する港湾(佐賀関漁港等)において重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を促進するものとする。

エ　ヘリコプター飛行場外離着陸場及び緊急時にヘリコプターが離着陸できる候補地の確保

人命の救出又は救援物資の空輸を実施するため、ヘリコプター発着場の設置基準に基づきヘリコプター飛行場外離着陸場及び緊急時にヘリコプターが離着陸できる候補地を選定する。大規模災害に対応した飛行場外離着陸場等の見直し及び新規飛行場外離着陸場等の調査、拡充を図る。

なお、設置基準、標示等については資料編８６「ヘリポートの設定」を参照のこと。

６　防災調査研究の推進

（１）防災調査研究の目的・内容

県をはじめとする関係機関との連携により、本市における災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や過去の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等についての資料収集、被災原因の分析等を行い、ハザードマップや地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策、地理情報システム（ＧＩＳ）を活用した調査研究・防災情報公開等に関する研究を推進する。

（２）防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

７　大分市立地適正化計画

居住推奨区域及び都市機能誘導区域については、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める「防災指針」の作成に向けて検討を進める。

８　建築物の強風対策

近年、強い台風の上陸等により、建築物の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生している。本市においては、特に老朽化した空き家の屋根材や外壁材などの飛散が危惧されている。また、建築基準法の瓦屋根の緊結方法が令和4年1月１日から強化されたことから、安全確保のため建築物の強風対策を実施する。なお、本市における強風対策の区域は市内全域とする。

第２節　風水害予防計画

（社会基盤対策部、被災者救援部、住宅対策部、上下水道対策部、消防対策部）

この計画は、風水害による被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川、道路、橋梁及び内水被害等に関する予防対策と浸水想定区域における警戒避難体制等の整備について定めるものである。

１　河川及び水路の予防対策

河川及び水路の予防対策は、常に流下能力等に関し技術的診断を加えるとともに、危険箇所の解消を図るため、改修事業を推進して流域の災害防止に努めるものとする。また、災害の発生に際し、人命、財産に著しい被害を生じるおそれのある河川、水路を事前に把握し、大雨及び暴風、強風が生じた時、又は、河川水路の水位が上昇したときは、その区域の巡視警戒を行うなどの監視体制を整えておくものとする。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働し、流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

○重要水防箇所等（資料編１３参照）

２　道路又は橋梁の予防対策

道路又は橋梁の予防対策は、老朽橋梁の架替や耐震化に向けての補強を行い、災害の拡大の防止と災害時の交通確保に努めるものとする。

３　内水被害の予防対策

内水被害の予防対策は、河川、都市下水路、公共下水道等下水施設の適切な維持管理を図るとともに、雨水排水ポンプ場等の整備促進に努めるものとする。

なお、浸水の危険度が高い地域においては、浸水対策(雨水排水ポンプ場等の整備）が図られるまでの応急対策として、災害対策ポンプや工事用仮設ポンプの配備など必要な措置をとるものとする。

また、雨水排除に係る各管理者相互の連携による適切な対応を図るものとする。

○豪雨時における仮設ポンプ設置業務に関する協定（資料編９３参照）

４　屋外広告物の予防対策

屋外広告物の予防対策は、倒壊又は落下等により、人や建物に被害を与え、又は被害を拡大することが予想されるものについては、所管者や管理者において、事前に必要な措置をとるものとする。

５　街路樹等の予防対策

街路樹等の予防対策は、暴風、強風等による倒木や枝折れ等の被害を防止するため、添え木、結束等の必要な措置を事前に講じるものとする。

６　広報対策

一般住民等に対する防災知識の普及徹底によって災害の未然防止若しくは軽減に役立つと思われる次の事項については、最も効果ある時期を選んで実施するように努めるものとする。

（１）気象予警報の種別と伝達方法
（２）台風襲来時の家屋の保全方法
（３）農林水産物に対する応急措置
（４）避難の方法、場所及び携帯品
（５）防疫の心得及び消毒方法等の要領
（６）災害時の危険箇所
（７）災害時の心得

７　浸水想定区域における避難対策

（１）国及び県は、それぞれが管轄する指定河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定する。

洪水浸水想定区域の指定状況は、「資料編１３」のとおり。

（２）県または市は、内水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等について、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域として指定できる。

（３）県は、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定する。

高潮浸水想定区域の指定状況は、「資料編13」のとおり。

（４）市は、洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、浸水想定区域ごとに次の事項を定めるとともに、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

ア　洪水予報等の伝達方法
イ　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

○洪水予報等の伝達系統図（資料編４２参照）

（５）市は、洪水浸水想定区域内にある以下の施設のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものについて、事業者等の自主的な水防活動の促進を図る。

ア　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）
イ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を

要する者が利用する施設。以下同じ。）

○洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（資料編１３参照）

（６）市は、高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、浸水想定区域ごとに次の事項を定めるとともに、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（７）市は、高潮浸水想定区域内にある以下の施設のうち、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保又は高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるものについて、事業者等の自主的な水防活動の促進を図る。

ア　地下街等

イ　要配慮者利用施設

○高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設（資料編13参照）

（８）風水害時においては、小中学校の体育館等を指定緊急避難場所として開設し、避難者の受け入れを行うが、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域（危険箇所）内にある指定緊急避難場所については、洪水や土砂災害のおそれが高まった場合、建物の２階以上に避難させるなど、避難者の安全確保を図ることとする。

第３節　宅地及び建築物災害予防計画

（住宅対策部）

この計画は、宅地及び建築物に対する災害を未然に防止するため、工事施工者等に対し、指導、規制等の予防対策を定めるものである。

１　宅地の予防対策

（１）宅地造成等の規制

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域内においては、宅地造成に関する工事等について、災害の防止のため宅地造成等規制法等関係法令の規定に基づき、必要な措置をとるものとする。

本市域内における宅地造成工事規制の指定区域は次のとおりである。

区　域　の　名　称	区　域　の　面　積
大分、稙田の一部 大分、稙田、大南、鶴崎の一部	2,881.3ha 7,916.9ha　10,798.2ha（市域の 21.5%）

（２）宅地防災のための調査指導

災害の発生が予想される危険な宅地については、土地所有者等に対して、必要に応じ、がけ地等の改善勧告又は改善命令を行うものとする。

また、盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された場合は、速やかに各法令に基づく是正指導を行うものとする。

（３）パトロールの実施等

開発工事中の箇所、土取り現場等については、事前パトロールを行うなど、現状把握に努めるとともに、大雨等により災害が発生した場合には、関係課と連携して対応するものとする。

２　建築物の予防対策

（１）建築指導の推進

建築物所有者又は管理者に対し、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時、適法な状態に維持管理を行うよう指導するものとする。

（２）保安上危険である建築物に対する指導

保安上危険である建築物は、関係機関の協力のもとに災害の未然防止を図るため、必要な措置を行うよう指導するものとする。

（３）特殊建築物に対する指導

映画館、百貨店、ホテル、病院等の特殊建築物については、建築基準法に基づく定期

報告及び防災査察等を実施し、防災性能の向上を図るよう指導するものとする。

（４）建築物、構造物等の耐震性等の確保

ア　公共施設の耐震性確保

庁舎、消防、学校、公営住宅等公共施設については、災害時の防災拠点や避難施設など災害応急対策実施上の重要性を考慮し、その建築物の耐震性を確保する。

イ　一般建築物の耐震性確保

（ア）一般建築物に関する事業の基本方針

住宅を始め、不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の耐震診断等により、これらの耐震化を促進する。

（イ）一般建築物に関する事業の実施

管理者を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。

旧耐震基準で建てられた木造住宅等については､「大分市木造住宅耐震改修促進事業」等に基づき、耐震診断や改修を促進するための補助等を実施し、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物については､「大分市特定建築物耐震化促進事業」の活用により耐震化の促進を図る。

（５）老朽建築物に対する指導

風水害等により､倒壊のおそれがある空家等については､「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号)」及び「大分市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、所有者に対して適正管理の助言や指導を実施する。

第４節　農林水産業災害予防計画

（社会基盤対策部）

この計画は、農林水産業における災害を未然に防止するために必要な予防対策及び各種指導方針を定めるものとする。

１　風水害予防対策

（１）農業施設

ア　ため池

ため池管理者に対し、災害対策の啓発指導にあたるとともに、特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を促進する。

また、決壊した場合の浸水想定区域の周知や緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップを作成し、防災意識の向上に努めるものとする。

さらに、農業用として使用しなくなったため池については、県や関係者と連携を図り、ため池の廃止を促進する。

イ　農道

農道の崩壊等危険が予想される箇所を把握し、その改良及び補強工事についての長期計画を策定し、遂次工事の施工に努めるとともに、法面の整備に努めるものとする。

ウ　農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流失や崩壊を防止するよう適切な技術指導に努めるものとする。

（２）農作物等

ア　水稲

水稲については、主として台風による風水害であり、この予防策としては、品種による早中晩性の作付体系の確立、適切な施肥管理の指導、水利関係における事前の河川、水路等の整備、風水害時の深水の必要と冠水の場合の排水措置等技術的指導を行うものとし、現在作成されている大分市の稲作栽培暦等を十分に活用し、県中部振興局、農協等と密接な連携のもとに、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

イ　麦

麦作については、主として５月～６月の収穫期における水害が主であり、早生種の栽培、立地条件の良好な場所の選定、水害に対する抵抗性品種の選定、適格な肥培管理の実行等、災害予防を考慮しながら指導するものとし、大分市の麦栽培暦に基づき、県中部振興局、農協等関係指導機関と協力しながら水害予防に努めるものとする。

ウ　野菜

施設野菜については、施設周辺の清掃等により飛来物による損傷を防ぐほか、施設

の補強点検等を実施するよう指導するものとする。また、露地野菜については、ほ場内の早期排水のため、あらかじめ排水溝の整備などの管理作業を実施するよう指導に努めるものとする。

エ　果樹

果樹については、排水溝の整備や施設、支柱、棚等の補強点検、さらには、潮風害が予想される地域においては、雨水などの潅がい水を確保するよう指導に努めるものとする。

オ　花き

花きについては、排水対策を実施するとともに、施設の補強点検、さらにはネットや支柱の補強を実施するよう指導に努めるものとする。

カ　茶

茶については、主として水害による土壌の流失防止を図るよう指導に努めるものとする。

（３）畜産

畜産事業については、畜舎の補強、排水路の整備等を実施するよう指導に努めるものとする。

（４）林業施設

災害想定区域図等により被害の発生が予想される区域等を事前に調査し、林業及び治山施設の補強を行う等災害防止措置に努めるものとする。

（５）林産物

森林組合等と連携し、スギ・ヒノキなどの人工林において、間伐等を推進することにより、健全で災害に強い森林整備に努めるものとする。

（６）水産施設

船舶の座礁等による油流出や洪水等により流出した流木等漂流物の早期回収等について、漁業協同組合及び県をはじめとした防災関係機関との協力連絡体制の構築に努めるものとする。

（７）水産物

水産物は、高潮や津波のほか水温や比重の急激な変化によっても多大な被害が予想されることから、養殖施設・漁船・漁具等の安全地帯への避難等について、漁業協同組合をはじめとした関係機関との協力連絡体制の構築に努めるものとする。

２　干害予防対策

（１）水稲

水稲の干害地域は、おおむね特定地域に限られているが、これらの地域においては、本田移植後計画的な灌水に努め、常に節水対策に努力するよう指導を行うものとする。

また、品種の選定を考慮し、早生種の作付に努め、さらに揚水機等の整備と地域的な水源の確保に取り組むなど干害時に対する事前の指導を行い、肥培管理についても干害に対する適切な指導に努めるものとする。

（２）野菜・花き

野菜・花き栽培については、大部分の栽培農家が恒久的施設であるボーリング揚水灌がい施設を設置し、常時灌水作業を行っているので、干害に対してはある程度の対応ができているが、降水量の少ない年時には一部の農家が干害を被る場合があるので、灌がい施設を設けるよう指導に努めるものとする。

また、土壌の保水力を高め、根を深く張らせるために、深耕、有機物の投入等を実施することやマルチ等による土壌面からの蒸散防止を図るよう指導に努めるものとする。

（３）果樹

栽培地の多くは山間部の傾斜地など立地条件に恵まれておらず、潅水施設の設置が困難であり、日頃からの敷草、敷わら、堆肥等の有機質資材の投入に加え、応急的な対策として、防除タンクなどを利用した点滴潅水などの指導に努めるものとする。

（４）茶

敷草、被覆物等で土壌の保水力を高めるとともに、灌水施設の設置、活用を行うよう指導に努めるものとする。

３　雪霜害予防対策

（１）農業施設

ハウス施設については、除雪作業及び補修によるハウス内の保温対策等を行うよう指導するとともに、霜害についても常に気象状況に注意し、事前指導を行うよう努めるものとする。

（２）農作物

ア　野菜、花き、果樹

冷気の滞留場所、風向等を考慮し、霜害を回避できる適地を選定するよう指導に努めるとともに健全な苗の育成、フィルム被覆やべたがけ資材の利用等により被害の回避を図るよう指導に努めるものとする。

イ　茶

茶木に被覆を行うなど対策を指導するものとするが、特に晩霜に注意するよう指導を行うものとする。

第５節　土砂災害予防計画

（社会基盤対策部）

この計画は、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、土石流等による土砂災害を防止するための必要な予防対策と土砂災害警戒区域等における警戒避難体制等の整備について定めるものである。

１　危険地域の実態把握

地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険地域の調査を基に、その危険地域の危険度、住民に対する影響度等の実態把握に努めるものとする。

２　予防対策

（１）予防措置の指導

土砂災害警戒区域等の所管者又は占有者に対して、その維持管理に努めさせるとともに、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置その他必要な措置をとるよう指導を行うものとする。

○がけ崩れに関する注意事項（資料編１０参照）

（２）崩壊防止工事の促進

民有地であっても、一定の条件を具備する場合は、地すべり防止法等により指定し、資金の助成等、崩壊防止工事の促進を図るように努めるものとする。

○崩壊等防止工事採択一覧表（資料編１１参照）

（３）土砂災害防止のための啓発運動の推進

土砂災害は、豪雨や地震等が原因となり、瞬時に発生するものであり、その破壊力は大きく、人命や財産に莫大な被害が予想される。

このため、「土砂災害防止月間」等を中心に、土砂災害防止のための啓発活動を国、県と行うとともに、土砂災害危険箇所の台帳整備や土砂災害ハザードマップを作成し、住民への周知を図るなか、各自治会における緊急時の避難体制の構築を促す。なお、次の諸運動を中心に行うものとする。

ア　市報等による広報

イ　ポスター等の掲示による宣伝

ウ　パンフレット、チラシ等の配布による宣伝

（４）土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害の危険がある地域の自主防災組織等においては、土砂災害に係る避難訓練を実施するよう指導するものとする。

避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

（５）標識板の設置

土砂災害警戒区域等については、その旨の標識板を設置するものとする。

特に土石流危険渓流については、土石流危険渓流標識板（資料編１２参照）を設置し、地域住民に周知を図るものとする。

３　法令等による指定

砂防、地すべり、急傾斜地（がけ崩れ）等の指定は法令等により、国、又は県が行い、整備事業を進めているが、市域内における該当区域（箇所）は次のとおりである。

（１）砂防指定地　砂防法に基づき指定された土地

（２）地すべり防止区域　地すべり等防止法に基づき区域指定されている箇所

（３）地すべり危険箇所、地すべり危険地区

区域指定はされていないが、地すべり危険箇所、地すべり危険地区として県の砂防課、森林保全課が調査している箇所

（４）急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき区域指定されている箇所

（５）急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区

区域指定はされてないが、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区（原則として人家２戸以上）として県の砂防課、森林保全課並びに市が調査している箇所で上記危険区域に指定されていない箇所

（６）土石流危険渓流箇所、崩壊土砂流出危険地区

土石流危険渓流箇所として県の砂防課、森林保全課で把握している箇所

（７）山地災害危険地区

山地からの山腹崩壊、地すべりおよび土石流等により災害が発生するおそれがある地区で、林野庁が定める調査要領に基づき判定したもの

○山地災害危険地区（資料編１３参照）

４　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにするとともに、警戒避難体制の整備、開発行為の制限、建築物の構造規制等の対策を行うものとする。

（１）県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等について基礎調査を行い、市長の意見を聞いた上で区域の指定を行う。

（２）市は、指定された土砂災害警戒区域ごとに情報伝達及び警戒避難に関する事項を定め、ハザードマップの配布等により、区域内の住民等への周知を図るものとする。

○土砂災害警戒区域と警戒避難体制（資料編１３参照）

第６節　災害危険予想地域指定計画

（総合統括部、社会基盤対策部、地域対策部、上下水道対策部、消防対策部）

この計画は、水害、高潮、津波、土砂崩壊等による災害が発生すると予想される危険地域を調査、指定し、災害予防対策上必要な措置について定めるものである。

１　指定地域の分類

災害危険予想地域は次の分類により指定するものとする。

（１）水害危険予想地域

ア　河川、水路等における堤防が脆弱であるか、又は未改修である等のため、大雨及び長雨等により洪水又は浸水等の被害を受けるおそれのある区域

イ　ため池が決壊した場合、浸水の被害を受けるおそれのある地域

ウ　その他大雨、長雨等により浸水又は湛水の被害を受けるおそれのある地域

（２）高潮、津波危険予想地域

ア　海岸部の護岸または堤防が危険であるか、又は未設置であるため、地震や台風等により高潮、津波の被害を受けるおそれのある地域

イ　海岸部における排水施設が不備のため、暴風雨、大雨及び長雨等により湛水の被害を受けるおそれのある地域

（３）土砂崩壊危険予想地域

ア　暴風雨、大雨、長雨等により地すべりが発生し、被害を受けるおそれのある地域

イ　暴風雨、大雨、長雨等により渓流に土石流が発生し、被害を受けるおそれのある地域

ウ　暴風雨、大雨、長雨等により、急傾斜地に崩壊（がけ崩れ等）が発生し、被害を受けるおそれのある地域

エ　暴風雨、大雨、長雨等により山腹に崩壊（山崩れ等）が発生し、被害を受けるおそれのある地域

オ　シラス土またはこれらに類する脆弱土質のため、暴風雨、大雨、長雨等により崩土が発生し被害を受けるおそれのある地域

（４）その他の災害危険予想地域

ア　暴風雨、大雨、長雨等により、宅地として造成された土地に崩土が発生し、被害を受けるおそれのある地域

イ　その他異常な自然現象の発生により、被害を受けるおそれのある地域

２　防災パトロールの実施

防災パトロールは、関係機関の協力を得て、次の実施要領により行うものとする。

防災パトロール実施要領

（１）趣旨

防災パトロール（以下「調査」という。）は、風水害の多発期に備え、市域内における災害危険予想地域等の状況を調査するとともに、当該地域における警戒避難態勢の確立や現状において措置し得る最大限の被害拡大防止対策を樹立するため実施するものとする。

（２）実施期間

調査は、毎年大分県防災会議が主唱する防災体制整備促進運動月間（5月16日～6月15日）内に行うものとする。

（３）実施機関

調査は、第１次に災害に対処すべき市が主体となり、国、県等関係防災機関に協力を求め総合的に実施するものとする。

（４）実施方法

調査は、おおむね次の方法により実施するものとする。

ア　調査は防災主管課、関係課及び消防機関の職員を中心に実施すること。

イ　調査には、努めて国及び県の防災担当の技術職員や警察官の参加を求めること。

ウ　調査地域の選定は、県及び市が協議の上行う。

エ　選定のための協議は、市又は県中部振興局が招集し、県大分土木事務所、市の担当者を対象とする。

担当者は次のとおりとする。

（ア）県中部振興局（防災、耕地、林業の各担当）

（イ）県大分土木事務所（砂防、河川、道路の各担当）

（ウ）市（防災、建設、林政、農政の各担当）

オ　協議のための資料は、市が県等の協力を得ながら作成する。

カ　調査は、災害危険予想地域のみでなく堤防、樋門及び水門等の管理状況や応急資機材の保管状況などについても合わせて調査できるよう、河川の流域等に沿った経路を考慮するものとする。

キ　調査の内容は、個々の地域ごとに、災害危険予想地域の台帳に記録確認するものとする。

（５）調査の終了後は、報告書及び調査表に基づき、速やかに市長をはじめ関係職員（パトロール班員、国及び県の職員、警察官を含む。）による検討会を開催し、警戒避難措置等必要な防災体制の確立を図るものとする。

（６）調査終了後、取りまとめられた災害危険予想地域の台帳は、当該地域に予想される危険状況が解消されるまでの間、危険箇所ごとに保管し、今後毎年度のパトロールにより順次整備するものとする。

３　災害危険予想地域の判定

防災パトロール実施後に、次の危険度区分により判定するものとする。

「A」ランク　過去数回にわたって被害が発生し、又は現に被害が発生しつつあるか、若しくは近い将来被害の発生するおそれがあるなど、極めて危険度が高く、しかも、おおむね住家 10 棟以上、又は公共建物（学校、病院、福祉施設等。以下同じ。）に被害（床下浸水を除く。）を及ぼす地域

「B」ランク　Aランクほどではないが比較的被害の発生する危険度が大きく、しかも、おおむね住家５棟以上、又は公共建物に被害（床下浸水を除く。）を及ぼす地域

「C」ランク　被害の発生する危険はあるが、住家又は公共建物に係る被害は比較的少ないか、若しくは道路等に著しい被害が生じるおそれのある地域

○大分市災害危険予想地域（資料編１３参照）

第２章　災害に強い人づくり

第１節　自主防災組織等の育成計画

（総合統括部、被災者救援部、地域対策部、消防対策部）

この計画は、災害に際して「自分達の地域は自分達で守る」という地域住民の連帯感に支えられた自主防災活動の有無が、人的被害の発生に大きな影響を与えることから、防災活動を効果的に行うため、地域ごとの自主的な防災組織の育成強化を図ることにより、防災意識、近隣互助の精神等の高揚を図るものである。

１　自主防災組織の設置

（１）自主防災組織の組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として組織化を推し進めるとともに、育成強化を図ることを基本として、地元消防団を中核に、自治会、班などの自治会活動の一環として防災活動を取り入れることにより組織づくりをするものとする。

その際、防災リーダーとして防災士の活用、特に女性の参画の促進に努めるものとする。

○自主防災組織規約（資料編１４参照）

○自主防災組織防災計画（資料編１５参照）

○自主防災組織結成状況（資料編１６参照）

（２）自主防災組織に対する指導・協力・助成

ア　隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、合わせて防災意識高揚のための広報活動を実施する。

イ　地域の役員等を対象に自主防災組織づくりを指導するとともに、地域防災リーダーとしての役割を担う防災士を育成し、併せて防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施するものとする。

ウ　自主防災組織が実施する防災訓練及び防災に関する研修会等に対し積極的に指導及び協力を行うものとする。

エ　自主防災組織が実施する平常時の活動に対し助成を行うものとする。

２　自主防災組織の活動内容

（１）平常時の活動

ア　災害時緊急情報等の情報伝達手段の確保

市及び関係機関から提供される避難指示等の防災情報を、速やかに地域の住民に伝えるためには、自主防災組織内で、非常時緊急連絡網や組織体制表を整備しておく必要がある。

この非常時緊急連絡網や組織体制表に基づいて、電話や連絡員による口頭での情報伝達を行うが、災害時には電話が使えない事態も想定されることから、自主防災組織が設置している放送設備の活用のほか、連絡員の確保やその役割を明確にするなどの日頃の備えが重要である。

また、住民相互の情報伝達を確実に行うためには、高齢者などの要配慮者をはじめとした全ての住民が自主防災組織内でコミュニケーションを図ることができるような環境づくりを進める必要がある。

イ　風水害避難行動計画の作成

風水害避難行動計画は、安全に移動ができる場合と、災害が既に発生しているなど移動が困難な場合の双方を考慮し、避難行動開始の目安や避難場所などの必要事項を事前に定めるものであり、地域の特性や実情を踏まえて作成する必要があることから、自主防災組織において作成するものとする。

計画作成の際には、周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときには緊急安全確保を講ずることにも留意する。

また、計画を実行性のあるものとするため、自主防災組織は作成した風水害避難行動計画を地域住民に配布・周知するとともに、訓練を定期的に実施する。

また、市では、洪水や土砂災害が発生する前に、地域において迅速かつ安全な避難行動が行われるよう風水害避難行動計画の作成を推進するとともに、自主防災組織に対するハザードマップ等の提供やアドバイス、専門知識を有する防災アドバイザーの派遣等により風水害避難行動計画の作成を支援する。

ウ　要配慮者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の活動の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりであり、地域で支援を必要とする要配慮者の把握と支援体制の確立のため、自主防災組織は社会福祉協議会や地域住民の協力のもと、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋であるため、自治会や自主防災組織は、地域での要配慮者を含めた防災訓練において、民生委員・児童委員に参加を依頼する。

さらに、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等についても民生委員・児童委員に助言を受けるなどして、防災訓練を実施することにより、声をかけあい、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

エ　防災知識の普及

自主防災組織は、市及び消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

オ　防災資機材の備蓄

自主防災組織は、地域内で救出・救護活動をするために必要な資機材について、市の助成制度等を活用し、備蓄を行うよう努める。

カ　防災訓練の実施

自主防災組織は防災力の強化、組織活動の習熟及び市や消防団など関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練（特に被災者の救出・救護・避難等）を少なくとも年に１回は実施する必要がある。

キ　地区防災計画

「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を、地区居住者等は、市地域防災計画に定めることを提案できるものとする。

（２）非常時の活動

ア　水害等に対する警戒活動に関すること

イ　災害時における情報の収集及び伝達に関すること

ウ　避難誘導、救出、救護に関すること

エ　火災発生時における初期消火活動に関すること

オ　給食給水に関すること

カ　指定避難所の運営に関すること

キ　消防団の活動への協力に関すること

ク　避難行動要支援者の避難支援に関すること

ケ　その他目的達成に必要なこと

３　自主防災組織の指導機関等

（１）防災危機管理課及び各支所は、自主防災組織の結成の呼びかけ、活動促進及び活動事業費等の助成を行う。

（２）消防局・消防団は、訓練等の具体的な指導を行う。

４　その他団体に対する支援

（１）防災士協議会の結成促進

大規模災害時に避難所運営などの地域が連携した防災活動が円滑に実施されるよう、校区単位での防災士協議会の結成を促進し、防災士間の連携を図るとともに、防災士としての活動及び技術研鑽を支援する。

○防災士協議会規約（資料編１７参照）

（２）事業所等における防災リーダーの育成

地域社会を構成するそれぞれの事業所等における防災リーダーの役割を担う人材として、事業所等の防災士を育成する。

第２節　防災訓練計画

（各対策部）

この計画は、基本法第 48 条の規定に基づき、次の防災訓練を実施することにより、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、現地即応の知識、技能の修得、体験などにより、応急措置に関する技術の向上と合わせて住民に対する防災知識の普及を図るものである。

なお、計画の策定にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。また、各訓練においては訓練の目的や被害想定を具体的に定めることにより、より実効性のある訓練を行うものとする。

１　実動訓練

（１）総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、防災関係機関及び地域住民と協働し、現地調整や受援など防災関係機関との相互連携が必要な総合的かつ地域の災害リスクに基づく実践的な防災訓練を実施するものとする。

（２）水防訓練

水防計画に定める訓練を実施するものとする。

（３）消防訓練

消防技術の練磨及び習熟を図るため、訓練を実施するものとする。

（４）避難訓練

避難指示の伝達、避難誘導等について、関係機関および地域住民の参加を得て、訓練を実施するものとする。

（５）通信訓練

災害が発生した場合に、災害情報を最優先して通信するため、また、有線途絶時に無線統制、通信内容を確実に伝達するため、訓練を実施するものとする。

（６）参集訓練

休日、夜間等勤務時間外における職員の参集を迅速に行うため、職員に対する情報の伝達、連絡、非常召集等について訓練を実施するものとする。

（７）救出、救護訓練

大火災、風水害、地震、交通事故、海難等により現に生命、身体が危険な状態にあることを想定し訓練を実施するものとする。

（８）避難所開設・運営訓練

避難所開設、運営訓練を行う。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（９）広域避難に関する訓練

２　図上訓練

（１）訓練内容

ア　大分市災害対策本部の設置、運営

イ　情報の収集及び報告通報

ウ　災害予防のための措置及び手順

エ　災害応急対策のための措置及び手順

（２）実施要領

訓練研究討論方式によるものとし、図面又は模型等を使用して実施するものとする。

３　訓練参加機関

訓練参加機関は、大分市、大分県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他自衛隊等防災関係機関及び地域住民とする。

４　国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

第３節　防災知識普及計画

（各対策部）

この計画は、平素から市職員、又は防災関係機関の職員並びに市民に対し、防災に関する知識の啓発を図り、災害を未然に防ぐとともに被害を最小限度にとどめ、災害発生時に取るべき応急措置及び心得等必要な知識の周知徹底を図るものである。

なお、計画の策定にあたっては、被害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１　普及事項

（１）大分市地域防災計画及びその他防災に関する計画の概要
（２）過去の災害概要
（３）防災の知識
（４）気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識
（５）風評による人権侵害の現実及び防止の知識
（６）自主防災組織の意義
（７）災害時の心得
　ア　気象情報とその対策
　イ　避難に関する情報（５段階の警戒レベルを用いた避難情報等）、避難の方法(立ち退き避難と屋内安全確保)、場所、時期等の徹底
　≪避難の際に留意する事項≫
　・避難先として、安全な親戚・知人宅、ホテル、旅館等も選択肢であること
　・安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと
　・警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すること
　・自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができること
　・指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと
　ウ　非常食料、身の回り品等の準備
　エ　その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
（８）指定避難所の運営、協力について
（９）災害想定区域図（ハザードマップ）に関する知識
（10）要配慮者への配慮
　・高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
　・災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」

意識の普及、徹底を図る。

(11) 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

２　普及方法

（１）自主防災組織の役員並びに防災士に対する防災教育

地域防災力のさらなる向上を図るうえにおいて、自主防災組織の育成強化は最も重要である。自主防災組織の役員並びに地域の防災リーダーとして位置づけられる防災士の防災意識のさらなる醸成と、専門的な知識・技能の習得を図るため、次に掲げる研修を実施するものとする。

ア　自主防災組織役員等研修会（年１回程度）

イ　防災士スキルアップ研修（年２回程度）

（２）住民等に対する防災教育

市は、関係機関と協力して、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため住民等に対する防災教育を実施するものとする。なお、実施にあたっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、地域の防災リーダーとしての任務を担う防災士を積極的に活用するなどの自助努力を促す中で、地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

ア　防災に関する講習会等を適宜開催する。

イ　市報、ホームページ、報道（テレビ、ラジオ、新聞）、SNS、動画映像の放映配信等により広報するとともに、パンフレット等を作成・配布し、防災知識の普及と防災意識の向上を図る。

ウ　地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要であるため、自治会、自主防災組織等の協力を得て、研修会等を積極的に開催し、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し防災知識の周知徹底を図る。

エ　研修に際しては防災ＶＲ（バーチャル・リアリティ）動画の疑似体験ツールなどの先端技術を積極的に活用する。

（３）学校等における防災教育

学校等において、児童生徒等の生命・身体の安全確保を図るためには、教職員の防災意識の向上はもとより、児童生徒等が自ら考え・行動できる防災教育を推進するとともに、緊急時に適切な対応がとれるよう、保護者や地域とも共通理解を図りながら創意工夫に努めることが必要である。

そのため、本市教育委員会作成の「大分市学校災害対策マニュアル（改訂版Ⅳ）」等に基づき、効果的で継続的な学校等における防災教育に取り組むものとする。

防災教育の内容（※校種及び学年の段階等により内容は変更される）

ア　火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

イ　大分県・大分市における地震津波の歴史

ウ　地震・津波発生時における危険性の理解と安全な行動の仕方

エ　火山活動による災害発生時の危険性の理解と安全な行動の仕方

オ　風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険性の理解と安全な行動の仕方

カ　放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
キ　指定避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
ク　災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
ケ　地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
コ　災害時における心のケア

（４）防災上重要な施設管理者に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

（５）各種団体等に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、消防団や女性防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、被災宅地危険度判定士や建築物応急危険度判定士などの養成の働きかけを、関係団体に行うものとする。

（６）職員に対する防災教育

自然災害の知識や市の防災体制、災害救助措置等について研修会等を適宜開催し、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

ア　研修会

災害対策本部要員としての自覚と認識を深めさせるための研修会等を計画的に開催する。特に、新採用職員においては災害対応の重要性を認識するなか、職員としてどのような対応をおこなうのか、また課長級以上の職員については災害時における各対策部のリーダーとしての自覚を醸成するなか、迅速な応急対策が図れるよう育成に努めるものとする。

イ　検討会

災害後や防災訓練後に防災関係機関等との検討会を開催し、災害時又は訓練時における対応や業務分担等についての検証を行う。

ウ　見学及び現地調査

防災関係施設、防災関係機関等の見学及び危険地域等の現地調査と対策の検討を行う。

（７）災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民に

もわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

（国土地理院の地理院地図に登録した自然災害伝承碑）　令和４年１１月登録

◎水難生徒横死之碑　（下徳丸）

◎明治弐拾六年水難者慰霊之碑　（鶴瀬）

◎法華塔（宝塔様）　（鶴瀬）

◎辻堂の阿弥陀様　（片島）

（８）防災週間等の設定

火災予防、海難防止等の週間、防災の日等の行事を通じ、国又は県の計画等に基づき、立看板、印刷物等によって防災知識の普及を図る。また、防災体制整備促進運動月間には、県、その他防災機関の協力を得て、防災活動体制の確立や防災資機材の点検整備、防災パトロールなどを集中的かつ統一的に実施するものとする。

（主たる防災活動に関する行事）

◎　防災とボランティア週間	1月 15 日～　1月 21 日
◎　文化財防火デー	1月 26 日
◎　春の火災予防運動	3月　1　日～　3月　7　日
◎　水防月間	5月
◎　防災体制整備促進運動月間	5月 16 日～　6月 15 日
◎　土砂災害防止月間	6月
◎　危険物安全週間	6月第 2 週
◎　防災の日	9月　1　日
◎　防災週間	8月 30 日～　9月　5　日
◎　救急の日	9月　9　日
◎　津波防災の日	11 月　5　日
◎　秋の火災予防運動	11 月　9　日～　11 月 15 日
◎　119 番の日	11 月　9　日
◎　応急手当の日	毎月 9 のつく日

第４節　災害ボランティアに関する事前整備計画

（被災者救援部、大分市社会福祉協議会）

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・ＮＰＯ等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、市・大分市社会福祉協議会は県・大分県社会福祉協議会及び防災関係機関と連携し、ボランティア・ＮＰＯ等への活動支援としての情報提供や、コーディネート等を実施するボランティア団体などとの連携強化を図るなど、ボランティア・ＮＰＯ等が効果的に活動できる環境整備に努めるものとする。

また、大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増加することが想定され、県の内外から参加するボランティア・ＮＰＯ等による被災者への積極的な支援活動が求められることから、市は県と協力し、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、大分市社会福祉協議会・大分県社会福祉協議会及び防災関係機関と連携を図り、受入れ体制及び活動環境等の事前整備に努めるものとする。

１　災害ボランティアの育成

市は、大分市社会福祉協議会等と協力して、災害ボランティアコーディネーター並びに災害ボランティアセンターの核となるリーダーや、運営実務を行うスタッフ等の育成に努めるとともに、ボランティアを対象とする研修会等を実施し、災害時の活動に必要な知識の習得や災害ボランティアセンター設置訓練などの機会を提供するものとする。

２　災害ボランティアの登録

市は、大分市社会福祉協議会等と協力して、個人・団体を問わず災害時に活動する災害ボランティアの登録を促進するものとする。

３　災害ボランティア関係団体のネットワークの構築

市・大分市社会福祉協議会は、県・大分県社会福祉協議会及び防災関係機関と連携し、日本赤十字社大分県支部、ボランティア団体、ＮＰＯ、企業、学校等とのネットワークを構築し、災害時における協力体制を整備するものとする。

また、市及び大分市社会福祉協議会は、平常時から関係機関・関係団体等で構成する「大分市災害ボランティアセンター運営委員会」を開催し、災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営を実施する体制を構築するための意見交換等に努めるものとする。

４　災害ボランティアセンターにおいて必要となる資機材の調達

市及び大分市社会福祉協議会は、平時より相互に協力し、災害ボランティアセンターにおいて必要となる資機材等の確保に努めるものとする。

第５節　要配慮者の安全確保に関する計画

（総合統括部、地域対策部、被災者救援部、消防対策部、大分市社会福祉協議会）

この計画は、災害対策基本法第49条の10第１項及び第49条の14第１項の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿や個別避難計画の作成及び避難行動要支援者を含む高齢者、障がい者、乳児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保や支援を行うための計画を定めるものである。

１　避難行動要支援者名簿の作成

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月(令和３年５月改定)内閣府）」に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の具体的な支援等については、別に定めるマニュアルに記載するものとする。

（１）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市内に居住し、生活の基盤が自宅にあるとする要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

ア　身体障害者手帳第１種を所持する者
イ　療育手帳Ａ１、Ａ２を所持する者
ウ　精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者
エ　障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者
オ　障害支援区分４～６の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定者
カ　要介護認定３～５を受けている者
キ　「特定医療費（指定難病）受給者証」及び「特定疾患医療受給者証」所持者のうち業務担当課が指定する疾患の者
ク　小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者
ケ　上記以外で自治委員や民生委員・児童委員等から特に支援が必要とされた者
コ　上記以外で自ら名簿掲載を希望し、特に支援が必要と認められた者

（２）避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に必要な個人情報は次のとおりとし、名簿を作成するにあたり、次に掲げる通常業務等を通じて、避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。

また、名簿に掲載される者に対し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

ア　名簿記載事項

（ア）氏名
（イ）生年月日
（ウ）年齢
（エ）性別
（オ）現住所
（カ）電話番号等
（キ）同居家族の有無
（ク）対象者となる理由
（ケ）必要な支援内容
（コ）地域確認の状況

イ　入手方法

（ア）障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳情報等により把握する。
（イ）要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
（ウ）特定医療費（指定難病）受給者証所持者の情報に関しては、特定医療費（指定難病）受給者証情報等により、特定疾患医療受給者証所持者の情報に関しては、特定疾患医療受給者証情報等により把握する。
（エ）小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の情報に関しては、小児慢性特定疾病医療受給者証情報等により把握する。
（オ）自治委員、民生委員・児童委員等から情報収集により把握する。

（３）名簿の更新

名簿については、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて得た情報をもとに、定期的に更新し、最新の状態に保つものとする。

（４）名簿情報の提供

ア　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次に定める避難支援等関係者に対して、事前に名簿情報を提供することができる。

「避難支援等関係者」

（ア）自治委員
（イ）民生委員・児童委員
（ウ）自主防災組織
（エ）自治会
（オ）大分市消防団
（カ）大分中央警察署、大分東警察署、大分南警察署

（キ）大分市社会福祉協議会

イ　避難支援等関係者等への災害発生時等における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、市長の決定により、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供することができる。

（５）名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア　当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ　災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ　避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行い個人情報が流出することのないよう指導するものとする。

エ　避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

２　避難行動要支援者の個別避難計画の作成

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難するかを定めておくことが必要である。

このため、「災害時要配慮者の避難支援の手引き」を活用し、自治委員、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

（１）個別避難計画の作成

個別避難計画は、市が主体となり、避難行動要支援者本人及びその家族と作成するよう努めるものとする。本人に関する情報の外部提供に対して同意があった場合については、自治委員等の避難支援等関係者と連携を取りながら、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者、避難場所、避難時の留意事項等について具体的に話し合うことにより作成するよう努めるものとする。

（２）個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画作成に必要な個人情報は次のとおりとする。

また、個別避難計画を作成する避難行動要支援者本人に対し、平常時から避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

ア　個別避難計画記載事項

（ア）氏名

（イ）生年月日

（ウ）年齢
（エ）性別
（オ）現住所
（カ）電話番号等
（キ）同居家族の有無
（ク）必要な支援内容
（ケ）緊急時の連絡先（氏名、住所、本人との関係、電話番号等）
（コ）避難支援等実施者の連絡先（氏名、住所、本人との関係、電話番号等）
（サ）自宅情報
（シ）避難場所
（ス）避難経路に関する特記事項
（セ）避難時の留意事項
（ソ）避難先での留意事項

イ　入手方法

（ア）障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳情報等により把握する。
（イ）要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
（ウ）特定医療費（指定難病）受給者証所持者の情報に関しては、特定医療費（指定難病）受給者証情報等により、特定疾患医療受給者証所持者の情報に関しては、特定疾患医療受給者証情報等により把握する。
（エ）小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の情報に関しては、小児慢性特定疾病医療受給者証情報等により把握する。
（オ）自治委員、民生委員・児童委員等から情報収集により把握する。

（３）個別避難計画の更新

個別避難計画は、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、その保護には十分に留意し、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を随時行うこととする。

具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申し出があった場合は、その都度速やかに更新する。また、避難支援等関係者の協力を得て更新を行う。

（４）個別避難計画情報の提供

ア　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報について、本人の同意が得られた場合には、次の者に対して、事前に個別避難計画情報を提供することができる。

（ア）自治委員
（イ）民生委員・児童委員
（ウ）自主防災組織
（エ）自治会
（オ）個別避難計画の作成支援を行う福祉事業者等

イ　避難支援等関係者等への災害発生時等における個別避難計画情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、市長の決定により、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに個別避難計画情報を提供することができる。

（５）個別避難計画の作成の進め方

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、優先的に作成するものとする。

（６）個別計画の取り扱い

令和３年度までに作成された個別計画については、個別避難計画として取り扱うものとする。

３　名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

（２）災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

（３）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行い個人情報が流出することのないよう指導するものとする。

（４）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

（５）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

４　避難情報の伝達

「警戒レベル３高齢者等避難」等の避難に関する情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

そのため、避難支援等関係者が名簿及び個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

（１）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

（２）同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

（３）高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。

（４）緊急速報メールや大分市防災メール（電話・FAX による配信を含む）や大分市同報系防災行政無線による情報伝達に加え、広報車等を活用するなど、複数の手段を有機的に

組み合わせる。

（５）避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

５　避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援については、地域活動として可能な範囲で行うもので法的な責任や義務を負うものではない。そのため、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を十分に確保した上で、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を実施する。

６　安否確認体制の整備

避難行動要支援者の安全確保を行うため安否確認体制を自治委員、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、大分市社会福祉協議会等と協力して整備・支援する。

その際、安否確認体制は、避難行動要支援者の把握と連動し、速やかに各地域住民において行えるよう整備、支援する。また、各種情報機器（自動通報装置等）の設置・拡大に努める。

７　備蓄・資機材等の整備

災害初期の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によって対応できるよう事前の備えを促進するとともに、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資等の備蓄・調達体制の整備を行う。

８　要配慮者を考慮した避難所での対策

（１）指定避難所における支援体制

指定避難所では、被災者救援部と自治委員、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、大分市社会福祉協議会や福祉関係者等は協力して、要配慮者の要望を把握し、必要な支援を行うとともに、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じる。

また、要配慮者の状況に応じて、指定避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとする。

ただし、要配慮者の避難等の措置について、本市のみでは対応できない場合は、県へ協力を要請し、県内外の社会福祉施設やその他の適切な場所（以下「広域避難施設」という）へ避難させるものとする。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、通常時から役割分担等を明確にしておくこととする。

指定避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

（２）協定福祉避難所の確保・活用

協定福祉避難所は、指定避難所へ避難後、一般の避難所での生活を続けることが困難な要配慮者が安心して避難生活を送ることのできる二次避難所とする。

民間の社会福祉施設等を協定福祉避難所として活用する場合は、福祉避難所の開設に関する協定に基づき、施設管理者との間で要配慮者の受け入れについて調整を行う。

市は、協議のうえ福祉避難所の開設に関する協定を締結するなど、協定福祉避難所の確保に努める。

また、旅館・ホテル等の協定福祉避難所としての借上げについても検討を行う。

（３）市は大規模災害の発生時、必要に応じて県に対し、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請を行う。

９　訓練の実施

避難行動要支援者の避難を円滑かつ迅速に行うためには、避難行動要支援者と避難支援等関係者との信頼関係が不可欠であることから、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、大分市社会福祉協議会等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者や避難支援等実施者とともに、避難訓練を実施することにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、避難支援等実施者が積極的に参加し、避難行動要支援者の情報を共有するとともに、避難情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行う。また、避難所生活での支援等については、社会福祉施設・福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施し、地域全体の防災意識の向上を図る。

10　在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

ホームヘルパーなど、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識の普及を推進する。

また、難病患者のうち、透析患者、人工呼吸器及び在宅酸素患者等に対して「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

11　社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）組織体制の整備

ア　要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう、施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ　自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整

備する。

ウ　社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ施設内で防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に夜間や悪天候時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。

また、地域の自主防災組織や近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

エ　社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

オ　要配慮者が保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるための受入れ候補施設を事前にリストアップしておくよう努める。

（２）防災設備等の整備

ア　社会福祉施設等の管理者を指導・支援し、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進する。

イ　社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者、要配慮者の生活を維持するため、物資及び防災機材等を整備する。

また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

（３）協定福祉避難所の体制整備

ア　市は、体育館等の避難所では充分な対応ができない、在宅の高齢者や日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者を受入れることのできる協定福祉避難所を確保するため、市内の社会福祉法人等との間で、協定福祉避難所の設置と要配慮者の受入れに関する基本協定を締結し、支援体制の整備を図るとともに、災害時において迅速な対応ができるよう、あらかじめ入所対象者の把握に努めるものとする。

イ　基本協定を締結した社会福祉法人等は、災害時にそれぞれの施設において協定福祉避難所を開設し、一定期間の介護等ができるよう、あらかじめ支援体制の整備を図るものとする。

○災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等に受け入れる事に関する協定（資料編９３参照）

12　旅行者及び外国人に係る対策

旅行者や外国人に対しても、避難行動要支援者と同様に特別な配慮が必要な場合があり、これらの者の安全確保や適切な避難誘導を行うための体制づくりに努める。

（１）旅行者の安全確保

ア　市は、指定避難所・避難路等の標識について、観光客・旅行者等にも容易に判別で

きる表示とし、その安全確保に努める。

イ　市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ウ　旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

（２）外国人の安全確保

ア　市は、指定避難所・避難路等の標識への外国語の付記や外国人にも容易に判別できる表示にするとともに、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供や広報、指定避難所における案内パネルの作成等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。また、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める。

○大分市災害時多言語コールセンター（資料編２９参照）

（TEL：0120－691－476　※災害等の発生時のみ）

イ　市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。

ウ　市は災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターや、ボランティア通訳者の配置が必要な場合、県と連携し、適切な支援に努める。

エ　市は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等の作成・普及、外国人を対象とした防災講話や防災訓練の実施を推進する。

第６節　帰宅困難者の安全確保

（被災者救援部）

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

１　宿泊場所の確保

市は県と連携し、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等に働きかけるものとする。（災害時における一時的な滞在施設に関する協定　資料編９３参照）

なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努めるものとする。

２　市民、事業所・学校等への啓発

（１）市民等への啓発

市は県と連携し、市民等に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（２）事業所への要請

市は県と連携し、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市及び県は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるよう、トイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第３章　災害応急対策のための事前措置

第１節　初動体制の強化及び活動体制の確立

（各対策部）

この計画は、第３部「災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、事前の措置について定めるものである。

１　初動対応マニュアル及び業務継続計画等の作成

各対策部は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、初動対応マニュアル及び業務継続計画等の作成を行う。この場合に、実効ある体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し（ＰＤＣＡサイクル）を行うものとする。

２　災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも３日分の水、食料、毛布等の備蓄について検討する。

また、職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつであることから、職員の参集手段として、「緊急時職員参集システム」への登録促進を図る。

３　活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

以下に示す項目を重点的に進め、活動体制の確立を図る。

（１）応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。

本市では、「中核市災害相互応援協定」を始め、応援協力協定の締結などを積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層応援体制の強化を図ることとする。

ア　市町村間の相互応援協定締結の推進

本市では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」をはじめ、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部と協定を締結している。今後はこれらの協定に定める内容を災害時に迅速に運用できる

よう、平素からの訓練や情報交換のほか、具体的な応援要請の手順等の明確化を行い、実効性の確保に努めるものとする。

なお、近隣の市町村間だけでなく、同時被災をさける観点から遠隔地との相互応援協定の締結についても、積極的に推進していく。

イ　関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、関係業界、民間団体との応援協力協定の締結の推進に努める。

協定締結した団体とは、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の明確化を行い、実効性の確保に努めるものとする。

ウ　拠点候補地の事前選定

市外から応援機関が終結し、活動する場合の拠点となる場所や、市外から送られてくる救援物資を一時的に集積する場所などを迅速に確保する必要があることから、市有地施設を中心に拠点候補地を事前に選定し、「大分市災害時受援計画」に定める。

また、緊急消防援助隊については、消防対策部が別途定める受援計画等に記載している各消防署管内の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

◎大分市災害時受援計画に定める拠点候補地

シンボルロード「大分いこいの道」、J:COM ホルトホール大分（大・小ホール）、南大分スポーツパーク「多目的広場・グラウンド」、大分市西部スポーツ交流ひろば、豊後企画大分駄原球技場、T-wave、大分市営陸上競技場、平和市民公園「多目的広場」、大南支所前広場、戸次本町ふれあい広場、鶴崎スポーツパーク「球場・テニスコート」、鶴崎公園、稙田市民行政センター、七瀬自然公園グラウンド、佐野植物公園、坂ノ市公園、ふれあい広場（佐賀関・白木）、野津原支所前広場、野津原総合グラウンド、大分工業高等専門学校、大分大学旦野原キャンパス、日本文理大学、道の駅のつはる、のつはる天空広場

（２）被災住宅の被害認定調査のための事前対策

被災住宅の被害認定調査については、早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害認定が求められているため、県が定期的に開催する住宅被害認定研修会を受講し、市職員の被害認定調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用を検討し、被害認定調査に係る市町村間の応援体制等の構築に努める。

第２節　防災設備等の整備計画

（総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部）

この計画は、有事に際し、防災業務を有効適切に行うために必要な防災設備の整備に関して定めるものである。

１　通信連絡設備の管理・運用

（１）移動系防災行政無線等の更新整備

災害時における防災関係機関と病院、学校、ライフライン等の生活関連機関との相互連絡に極めて有効であり、平時においても地域に密着した様々な情報の伝達に活用できる防災行政無線について、双方向通信等が可能なデジタル無線の更新整備を行っていくものとする。

（２）大分市同報系防災行政無線の管理・運用

水害時における避難指示の発令や海岸、河口部の住民等に対する津波情報等の伝達を迅速かつ的確に行うために、大分市同報系防災行政無線の的確な管理・運用に努めるものとする。

（３）既存の通信連絡設備の点検と整備

災害時における各種情報の収集、伝達等を迅速かつ的確に行うため、専用電話設備等の有線通信設備及び地域防災無線、消防無線等の無線通信設備の点検、整備を図るものとする。（「３－１－４　通信計画」参照）

２　消防、救急及び水防設備等の整備

（１）消防関係

災害時における消防活動の万全を期するため、火災防除等に必要な消防用機械、資機材の点検整備を行い、消防体制の強化を図るものとする。

○消防車両等現有台数（資料編１８参照）

○消防水利現有数（資料編１９参照）

（２）救助関係

災害時における救助活動を円滑に行うため、救助用機械、資機材の点検整備を行い、救助体制の強化を図るものとする。

救助器具配置状況（資料編２０参照）

（３）水防関係

水防法及び基本法の主旨により、洪水、津波又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資器材等を点検整備し、水防体制の充実強化を図るものとする。

○第１次水防資材倉庫（消防団備蓄分）（資料編２１参照）

○第２次水防資材倉庫（大分市消防局関係）（資料編２２参照）

○第３次水防資材倉庫（市関係分）（資料編２３参照）

（４）大野川防災センター

災害時における水防活動を円滑かつ効果的に行うため、及び緊急復旧活動を行うための拠点とする。

○大野川防災センター水防資材一覧（資料編２４参照）

（５）大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）

大規模地震等により河川管理施設（堤防等）が被災した場合の復旧作業等の進入路、人員や物資調達の緊急輸送路等として活用するものとする。

○大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）（資料編２５参照）

３　災害対策本部の整備

災害対策本部機能の迅速かつ円滑な運営に資するため、次のとおり必要な資機材及び設備等の整備に努めるものとする。

（１）情報収集活動に必要な資機材（ＰＣ、プリンター等）

（２）停電時の活動を想定した設備及び資機材等（非常用電源、燃料、簡易照明等）

（３）その他災害対策本部の運営において必要と認める資機材

４　情報通信設備の整備及び点検

市は、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データ）に努めるとともに、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を促進するものとする。

また、システムダウン等の不足の事態を避けるため、平素からコンピュータシステムの点検に努める。

５　高機能通信指令システムの整備計画

１１９番通報の受付から、各種災害への早期対応及び大規模災害発生時における状況把握等において、最も重要な防災設備である高機能通信指令システムを安定的に運用するため、定期的な点検、及び中間更新・全面更新を行うものとする。

第３節　避難場所指定計画

（総合統括部、被災者救援部、児童・生徒対策部）

この計画は、主に水火災等を対象として、各地区にあらかじめ指定する避難場所の施設について、必要な事項を定めるものである。

また、大分川・大野川の堤防の決壊・氾濫などにより、使用できなくなる可能性のある避難所の代替となる施設についても指定を行うものとする。

なお、地震時における避難場所については、指定施設のうち、耐震、耐火施設を利用し、合わせて公園や空き地の利用も考慮するものとする。

１　避難場所の指定区分

（１）緊急避難場所（一時避難地）

一時的に危険を回避するための避難場所として、自治公民館や広場･空き地等のうち、自治会又は自主防災組織が選定するものである。

なお、災害に対し、安全な公共施設及び公園・緑地等の広場を対象として、おおむね１㎡当たり１人とし、50 人以上避難可能な施設又は場所とする。ただし、地区の状況によっては、これに該当しない施設であっても一時避難地として選定することができるものとする。

○大分市公園一覧表（資料編６３参照）

（２）指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、下記（A）又は（B）に該当する指定避難場所は、洪水（または土砂災害）が発生した際に避難者の安全確保が困難となるため、大雨が降るおそれがある場合には避難場所として使用しない。

（A）２階以上がない

（B）想定浸水深より最上階の高さが低い

○大分市指定緊急避難場所一覧表（資料編６３参照）

（３）指定避難所

災害に対し、安全な公共施設又は一般施設で給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設及び比較的容易に搬送給食をなし得る場所を対象として、おおむね２㎡当たり１人とし、原則として 100 人以上避難可能な施設で、市が指定したものである。

なお、指定避難所の機能の向上を図るため、次の整備に努めるものとする。

ア　電源確保のための可搬式発電機等の整備
イ　特設公衆電話等の通信機器等の整備
ウ　食料、水、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄及び物資を充実させるため保管倉庫の整備
エ　空調、洋式トイレなど、要配慮者に配慮した施設・設備の整備
オ　新耐震基準による既存建築物の耐震化
カ　避難所情報サインの整備
　避難所が災害の状況により孤立した場合を想定し、通信が途絶するおそれがある地域の避難所に対し、避難に関するサインを掲げるための避難所情報サイン用品（旗）の整備

○大分市指定避難所一覧表（資料編６３参照）
○非常用電源設備等一覧表（資料編６６参照）
○電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定（資料編９３参照）

（４）指定福祉避難所

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に対する支援体制の整った施設で市が指定したものを「指定福祉避難所」という。

被災した要配慮者が避難生活を送ることができるスペースの確保、おおむね１０人の要配慮者に１人の生活相談員等の配置などの要件を踏まえ、施設を指定するものとする。

福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨など、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）し、指定福祉避難所に一般の被災者が避難してくることのないようにする。

また、指定には至らないが、民間の社会福祉施設等の管理者との間で協議し、福祉避難所の開設に関する協定を締結した施設を「協定福祉避難所」という。

協定福祉避難所と協定を締結したときは、その名称、所在地及び避難方法を、要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

（５）避難所代替施設

大規模災害発生時に指定避難所が被災した場合や、指定避難所のみで避難者を収容することが困難な場合に備えて、避難所として利用可能な代替施設をあらかじめ指定するものであり、その指定基準は指定避難所と同等とする。

○避難所代替施設（資料編６４参照）

（６）大規模災害時における避難所

大地震などの大規模災害発生時で多数の避難者が想定される場合は、本部長判断により、避難所、避難所代替施設に併せ、安全な市立小中学校の全てを避難所とすることができるものとする。

なお、市域内に避難収容施設が得られない場合は、民間施設の管理者、隣接市町村又は県に対し避難収容施設提供の斡旋を求める。

（７）広域一時滞在

他の市町村から被災者の受入れ要請があった場合、県と連携し、要請人数、本市における災害の影響等を考慮し、指定避難所及び福祉避難所等の中から広域一時滞在の施設を選定するものとする。

第４節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施に関する計画

（総合統括部、被災者救援部、住宅対策部、物資支援部、児童・生徒対策部）

この計画は、市民の生命・財産への被害を最小限に食い止めるための事前措置や災害が発生した後の被災者に対する迅速な保護・救援を行うために必要な事前措置に関して定めるものである。

１　生命・財産への被害を最小限にするための事前措置

（１）避難誘導対策の充実

市民や旅行者等を安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を市、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア　指定避難所、社会福祉施設、学校、その他市が所管する施設の避難体制の再点検

イ　社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する被災者の受入れに関する要請

ウ　洪水ハザードマップ、防災マニュアルの活用及び市民への情報発信

エ　避難行動要支援者マニュアルの作成及び活用

オ　耐震性のある県立、民間施設等の指定避難所指定

（２）防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが重要である。

このためには、防災業務従事者が災害の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時に相互の有効な情報伝達手段のひとつであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を図っていくよう努めるものとする。

なお、各対策部は、防災業務従事者の安全確保に対してのマニュアル等の整備を進めていく。

２　被災者の保護・救援のための事前措置

（１）学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、次の点に留意する必要がある。

ア　無線設備の整備の検討

イ　調理機能の確保

ウ　保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化

エ　シャワー室、和室の整備

オ　学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

カ　給水用・消火用井戸、非常用応急給水栓、非常用応急給水タンク、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

キ　トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

（２）市における食料、水、生活用品の備蓄

大規模災害に対応できるよう指定避難所として選定した小中学校を中心に備蓄場所の分散化を図る。また、備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

○大分市備蓄計画（資料編６６参照）

（３）家庭、自主防災組織、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。

そのため、家庭、自主防災組織、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね３日間）に必要な食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

（４）応急仮設住宅の提供のための事前措置

市域内の被災者のほか、広域避難の被災者受入れを考慮し、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、市営住宅の空き家の状況を常に把握するとともに、民間賃貸住宅等について、円滑な借上げができるよう検討する。

（５）被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるように、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（総務省が提供する全国避難者情報システム等）の運用等についての検討を行う。

（６）被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、「被災者台帳システム」を活用し、被災者に関する情報を一元管理できるよう努め、台帳の作成を行う。

第５節　救援物資等備蓄計画

（総合統括部、被災者救援部、物資支援部、児童・生徒対策部）

東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を 18 万人、このうち大分市内の避難者を９万５千人と想定し、地域の地理的条件や、過去の災害等を踏まえ、市外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液等を下記により、計画的に備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

また、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努めるものとする。

【災害時備蓄物資等に関する基本方針】

大分県「災害時備蓄物資等に関する基本方針」に基づき、次の備蓄物資の確保に努める。

○主食、副食、飲料水

発災から３日目までの必要量の３分の１を自助・共助、３分の２を公助にて備蓄する。公助は、現物備蓄、流通備蓄をそれぞれの内２分の１ずつ確保する。

現物備蓄の市と県の割合は１：１を目安とする。

○毛布、要配慮者用物資、ブルーシート等

必要量の２分の１を市と県でそれぞれ２分の１ずつ備蓄し、残りの２分の１を流通備蓄で確保する。

（１）主要４品目

主　食
副　食
飲料水

自助・共助（個人・自主防災組織等）１／３	公助　２／３	
	現物備蓄（全体の1/3）	流通備蓄（全体の1/3）1/2
	18市町村（全体の1/6）1/4	県（全体の1/6）1/4

毛　布

公助	
現物備蓄（1/2）	流通備蓄（1/2）
18市町村（全体の1/4）1/2	県（全体の1/4）1/2

（２）その他

マスク

自助・共助（個人・自主防災組織等）１／３	公助　２／３	
	現物備蓄（全体の1/3）	流通備蓄（全体の1/3）1/2
	18市町村（全体の1/6）1/4	県（全体の1/6）1/4

その他
（要配慮者用物資、ブルーシート、消毒薬他）

公助	
現物備蓄（1/2）	流通備蓄（1/2）
18市町村（全体の1/4）1/2	県（全体の1/4）1/2

第４章　その他の災害予防

第１節　火災予防計画

（消防対策部）

この計画は、市民の生命、身体及び財産を火災から守るために必要な予防対策の大要を定めるものである。

１　防火思想の普及

火災原因の多くは、火気取扱いの不注意、不始末などによる失火によるものである。

中でも、住宅火災の占める割合が非常に高いことから消防団や自治会、自主防災組織等と連携・協力しながら、条例により義務化された住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進等、防火思想の普及を図るものとする。

なお、佐賀関地区及び野津原地区では、森林、原野の占める割合が 60～70%と高く、中でも野津原地区については、平成森林公園等があり行楽客の多い地域であることから、山林所有者、入山者等に対する防火意識の高揚を図るものとする。

さらに、火災予防運動期間等には各種広報媒体を最大限に活用するとともに、各事業所への防火ポスターの配布、街頭における防火チラシの配布等で広報を行い、広く防火思想の普及の徹底を図るものとする。

２　予防査察の強化

火災予防関係法令の定めるところにより、防火対象物に対しての査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、安全避難の充実を図るとともに、広く市民の防火意識の高揚並びに啓発を図る。

特に、病院、老人福祉施設等の要配慮者利用施設や不特定多数の者が出入りする施設等に対しては計画的な査察を行うなど指導強化に努め、消防法違反の是正の徹底を図る。

３　危険物規制の徹底

危険物貯蔵取扱施設については随時予防査察を実施し、消防法令等に基づく危険物施設の位置、構造、設備及び危険物の貯蔵取扱状況について指導を行うとともに、危険物取扱者等に対し保安教育を推進し、危険物施設の災害防止対策の整備強化を促進するものとする。

また、石油コンビナート地区の事業所は、特別査察を実施するなど多角的な防災安全の徹底を図るものとする。

４　自主防火団体の育成指導

（１）女性防火クラブ

建物火災の半数以上を住宅火災が占めることから、女性防火クラブを核とした主婦層による家庭防火を推進する。

（２）少年消防クラブ

市内の小学校を対象に編成する少年消防クラブは、少年時代のうちから火災の予防に深い関心を持たせ純真な少年、少女達の社会活動、集団活動を通じ火災予防の方法や、諸問題を身近な生活の中から見出し、それをお互いに研究し、防火思想の高揚に期するためクラブ活動を実施し、その指導育成を図るものとする。

（３）幼年消防クラブ

市内の幼稚園、保育園の幼児を対象に編成する幼年消防クラブは、幼年期から消防に関心を持たせ､体験を通じて防火の大切さを身につけるため積極的なクラブ活動を行い、幼児及び父兄の防火思想の高揚を図り、その指導育成に努めるものとする。

（４）防災協会

事業所における災害防止に万全を期すため会員相互の連携を密にするとともに、関係法令の周知徹底、災害予防のための対策研究及び防火管理に関する知識など防火教育を推進するものとする。

また、定期的に広報紙等を発行して会員の防火思想の高揚に努める。これら協会の円滑な運営と組織拡大並びに会員事業所の自主防火体制の確立のため育成、指導を強化するものとする。

５　その他

（１）広報活動

市民が火災予防について一層の認識を深め、市民と消防機関が一体となって、火災のないまちを実現するための防火指導及び広報宣伝を実施する。

防火講話や消防訓練及びリーフレットの配布などあらゆる機会を通じた広報を行うとともに、ホームページやＹｏｕＴｕｂｅなど新たな広報ツールを活用し、市民の安全安心を確保するために効果的な予防活動の推進を図るものとする。

（２）火災予防運動

火災から市民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の福祉の増進を図るための運動で毎年、春、秋の２回全国的規模で実施している。

春は、3 月 1 日から 3 月 7 日まで、秋は、11 月 9 日から 11 月 15 日までのそれぞれ１週間とし、消防訓練、防火ポスター及び横断幕の掲示、防火講話等を実施し、市民の防火意識の高揚を図り、火災予防の実効を上げようとするものである。

（３）文化財防火デーの設定

昭和 24 年 1 月 26 日に法隆寺金堂（国宝）が焼失したことにより、文化財遺産の保護が強く望まれ、消防庁は、文化庁と共唱してこの日を「文化財防火デー」と定めた。

共有の財産である文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、文化財防火運動

を展開するとともに、文化財愛護思想の高揚を図るものとする。

（４）危険物安全週間の設定

危険物災害の未然防止及び危険物に対する意識の啓発を図るため、平成２年から毎年６月の第２週（第２週の日曜日から土曜日までの１週間）を「危険物安全週間」と定め、市民一人ひとりが危険物に対する正しい知識と使い方を身につけ責任ある自主防火を実行するよう推進し、又危険物施設を有する事業所においては、定期点検等を確実に励行し、関係機関の組織等を通じて、積極的に自主安全保安体制の確立を図るものとする。

（５）１１９番の日の設定

市民の防火・防災意識の一層の高揚を図るため、毎年 11 月９日を「１１９番の日」として設定し、市民と消防との意思の疎通及び相互交流の場を設け地域ぐるみの防災体制を確立する。

第３部　　災害応急対策計画

第１章　　活動体制の確立

第２章　　生命・財産への被害を最小限とするための活動

第３章　　被災者の保護・救護のための活動

第４章　　社会基盤の応急対策

第５章　　その他の災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立

第１節　組織計画

（各対策部、各機関）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するための組織及び編成について定めるものである。

１　大分市防災会議

この機関は、基本法第16条及び大分市防災会議条例に基づいて設置された機関であり、本市の地域における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し、その実施を推進するものとする。

（１）所掌事務

ア　大分市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること

イ　市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること

ウ　防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること

エ　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令の規定による事務に関すること

（２）組織

ア　会長

大分市長（会長代理：大分市副市長）

イ　組織機関

（ア）大分市

（イ）大分県

（ウ）警察（大分中央警察署・大分東警察署・大分南警察署）

（エ）陸上自衛隊第41普通科連隊

（オ）指定地方行政機関

ａ　大分地方気象台

ｂ　九州地方整備局大分河川国道事務所

ｃ　第七管区海上保安本部大分海上保安部

ｄ　九州運輸局大分運輸支局

ｅ　九州農政局大分県拠点

（カ）指定公共機関

ａ　日本赤十字社大分県支部

ｂ　日本放送協会大分放送局

ｃ　九州旅客鉄道株式会社大分支社

ｄ　西日本電信電話株式会社大分支店

e　九州電力送配電株式会社大分配電事業所

（キ）指定地方公共機関

a　株式会社大分放送

b　株式会社テレビ大分

c　大分瓦斯株式会社大分営業所

d　株式会社エフエム大分

e　大分朝日放送株式会社

f　一般社団法人大分県ＬＰガス協会　大分市ＬＰガス防災協議会

（ク）大分市消防団

（ケ）自主防災組織を構成する者

（コ）大分市社会福祉協議会

（注）大分市防災会議は、防災に関する重要事項を審議し、諮問的機関としての役割を果たすものである。

２　災害警戒連絡室の体制

（１）災害警戒連絡室の設置

災害警戒連絡室は、次の場合に防災危機管理課長の指示により設置する。

ア　気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮の警報が発表されたとき

イ　海上事故、航空機事故、列車事故等又は爆発、火災等を原因とした災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があると認められる場合

ウ　異常な自然現象、その他により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があると認められる場合

（２）設置場所

防災危機管理課

（３）組織

防災危機管理課の職員をもって構成する。

（４）所掌事務

ア　災害情報の収集、伝達

イ　災害対応の状況把握

ウ　県及び防災関係機関との連絡調整

（５）その他

防災危機管理課長は、災害の状況に応じて、職員の動員を求め、災害応急対策を行うものとする。

（６）廃止

ア　警報等が解除されたとき

イ　災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

ウ　防災危機管理課長が被害状況等により災害の拡大が認められないと判断したとき

３　災害警戒本部の体制

（１）災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、次の場合に、市長の指示により総務部長が設置する。

ア　気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮の警報又は長雨期における大雨注意報等の発表により、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

イ　海上事故、航空機事故、列車事故等又は爆発、火災等を原因とした相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があると認められる場合

ウ　異常な自然現象、その他により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があると認められる場合

（２）設置場所

市役所本庁舎８階大会議室

（３）組織

ア　本部長

総務部長

イ　副本部長

企画部長、総務部審議監又は次長（※ただし審議監等及び次長は専任に限る。）、企画部審議監（広報戦略担当）

ウ　災害対策監

総務部防災局長

エ　組織

警戒本部に班を置き、本部長が指名する室長・班長及び班員をもって構成する。

○大分市災害警戒本部組織表（資料編３０参照）

オ　警戒本部付対策部員

災害対策本部への移行を見据え、移行後の情報共有を円滑に行うため、災害対策本部の各対策部から、情報集約及び伝達のための要員を１名以上、災害警戒本部に置く。

（４）所掌事務

ア　災害情報の収集、伝達

イ　初期緊急対応対策の検討・実施

ウ　県及び防災関係機関との連絡調整

エ　その他市長からの特命事項

（５）その他

警戒本部の庶務及び災害に関する情報等を一元的に把握し、災害応急対策を円滑に処理するため、総合情報室を設置する。

総合情報室は総合情報室長（防災危機管理課長）及び室員をもって構成する。

（６）廃止

ア　警報等が解除されたとき
イ　災害対策本部又は災害警戒連絡室が設置されたとき
ウ　本部長が被害状況等により災害の拡大が認められないと判断したとき

４　災害対策本部の体制

（１）災害対策本部の設置

災害対策本部は、基本法第 23 条の２第１項及び大分市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 39 号）に基づいて、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置するもので、市長は、次の場合に、災害対策本部を設置する。

ア　気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮の警報が発表され、総合的な対策を必要とする場合
イ　大規模な事故、火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な対策を必要とする場合
ウ　その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認める場合

（２）設置場所

市役所本庁舎８階大会議室

ただし、災害等により本庁舎が使用できない場合は、第２庁舎や J:COM ホルトホール大分などのその他の施設に設置する。

※「震災対策編　第２部　緊急時危機管理システム」参照

（３）廃止

本部長は、次に該当する場合に、災害対策本部会議を開催し、事後の体制を定めた上で災害対策本部を廃止するものとする。

ア　災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
イ　災害警戒本部又は災害警戒連絡室が設置されたとき
ウ　本部長が被害状況等により災害の拡大が認められないと判断したとき

（４）設置及び廃止の公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を市役所本庁舎に掲示するものとする。

なお、廃止した場合の通知は設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者	備　　考
各対策部	庁内放送、IP 無線	総合情報室長	通知を受けた各班長は職員に徹底させるものとする。
各支所	有線電話、IP 無線		
一般住民	報道機関、大分市ホームページを通じて公表		
県本部	防災行政無線、有線電話、災害対応支援システム		
防災関係機関	防災行政無線、有線電話		
報　道　機　関	口頭、文書または有線電話		

（５）組織機構及び編成

ア　本部長

市長

イ　副本部長

副市長

ウ　本部員

（ア）総合統括部

ａ　統括者

防災危機管理統括者（総務部担当副市長）

ｂ　副統括者

副市長（総務部担当外）、教育長、上下水道事業管理者及び消防局長

ｃ　総合統括部長

総務部長

ｄ　総合統括副部長

企画部長、企画部審議監（広報戦略担当）

ｅ　災害対策監

総務部防災局長

ｆ　総合情報室

総合統括部に総合情報室を置き、総合情報室長、総務部審議監等又は次長・企画部審議監等又は次長（※ただし審議監等及び次長は、専任に限る。）及び室員をもって構成する。

ｇ　受援調整班

総合情報室に受援調整班を置き、受援調整班長（総務部防災局長）及び班員をもって構成する。

（イ）対策部

各対策部は対策部長、副部長、対策班をもって構成する。

対策班は班長及び班員をもって構成する。

○大分市災害対策本部組織表（資料編３１参照）

○大分市災害対策本部事務分掌表（資料編３２参照）

エ　本部付対策部員

各対策部は本部との連絡を緊密にするため、情報の集約及び伝達のための要員を１名以上置くものとする。

本部付対策部員の任務は次のとおりとする。

（ア）災害対策本部長の指示命令及び本部情報を自己の部へ伝達すること。

（イ）各対策部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報を取りまとめて総合統括部総合情報室に連絡すること。

（６）災害対策本部会議

災害応急対策の基本方針その他重要事項を協議するため、本部長、副本部長、総合

統括部統括者、総合統括部副統括者、各対策部長・副部長及び総合情報室長で構成する本部会議を設置する。

災害対策本部会議の所掌事務は次のとおりとする。

ア　災害応急対策の総合調整に関すること

イ　避難指示等及び警戒区域の設定に関すること

ウ　職員の動員、配備体制に関すること

エ　県等関係機関への応援要請に関すること

オ　災害救助法の適用申請、激甚災害の指定要請に関すること

カ　その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

（７）総合統括部の設置

本市における災害応急対策、復旧・復興方針等を立案し、かつ、円滑な本部会議の運営に資することを目的とするため、総合統括部を設置する。

なお、総合統括部長（総務部長）は、総合情報室を統括し、災害対策監（総務部防災局長）は総合統括部長を補佐する。

ア　総合情報室の設置及び所掌事務

本部会議の庶務事務及び災害応急対策、復旧・復興方針案等の作成、重要事項に関する状況及び災害に関する情報等を一元的に把握し、災害応急対策等を円滑に行うため、総合情報室を設置する。

総合情報室の所掌事務は次のとおりとする。

（ア）本部会議の庶務事務

（イ）災害応急対策、復旧・復興方針案の作成

（ウ）災害応急対策の重要事項に関する各部との連絡調整

（エ）災害情報の一元的な管理

（オ）災害情報に関する各部間の連絡調整

（カ）広報事項の整理

（キ）県及び防災関係機関等との連絡

（ク）その他必要な事項

イ　受援調整班の設置及び所掌事務

災害対応にあたる上で必要となる人員や物資等が不足した場合において、それらを補うため、防災関係機関等からの支援を円滑に受入れるための調整を行う組織として、総合情報室に受援調整班を設置する。

受援調整班の所掌事務は次のとおりとする。

（ア）職員の動員及び配備に関する調整

（イ）他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受入れに関する調整

（ウ）支援物資及び義援物資の受入れ等の調整

（エ）自衛隊の派遣要請に関する調整

５　現地災害対策本部の体制

（１）現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、自然災害や突発性重大事故が発生した場合又は被害規模の拡大が予測される場合において、その災害（事故）現場で状況に即応した対策をとる必要があると判断した場合は、基本法第 23 条の２第５項の規定に基づき、現地災害対策本部を設置するものとする。

（２）現地災害対策本部の設置場所

災害対策本部長は、災害（事故）現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。

（３）現地災害対策本部の組織機構及び編成

ア　現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び副本部長、本部員を置き、その指名は災害対策本部長が行う。

イ　現地災害対策本部の構成は、市、防災関係機関、県とし、突発性重大事故の対応においては必要により事故原因者の参加を求める。

（４）現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び災害（事故）の規模、被災状況等情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たる。

ア　災害（事故）情報の収集及び伝達

イ　市災害対策本部との連絡

ウ　広報

エ　防災関係機関の情報交換

オ　防災関係機関相互間における応急対策の調整

カ　防災関係機関に対する応援要請

キ　その他必要な事項

（５）現地災害対策本部の閉鎖

災害対策本部長は、災害（事故）現場での応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災関係機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を閉鎖する。

（６）県との連携

大分県より派遣される県職員（課長級）と連携し、災害対応に当たる。

（７）関係機関との連携

各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。

第２節　動員・配備計画

（総合統括部）

この計画は、災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため職員の動員・配備体制及び初期対応について定めるものである。

１　災害警戒連絡室の動員・配備体制及び動員方法

（１）動員・配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、「３－１－１　組織計画」に基づいて災害警戒連絡室を設置する場合、要員として予め指定された職員が配置につき、主として災害に関する情報の収集・伝達等を実施する体制とする。

（２）動員方法

勤務時間外については、自主参集、本庁当直からの連絡、緊急時職員参集システム、連絡網等により参集するものとする。

２　災害警戒本部の動員・配備体制及び動員方法

（１）動員・配備体制

ア　災害警戒本部が設置された場合で、災害に関する情報を収集し防災体制をとるために必要な災害警戒本部員として予め指定された職員が配置につき、いつでも災害対策本部に移行できる体制とする。

この場合において、避難所要員として予め指定された職員は指定避難所に、災害対策本部第１次要員として予め指定された職員は、勤務場所にいつでも参集することができる体制をとるものとする。

イ　災害警戒本部は、災害の状況により前記動員・配備体制により難いと認めたときは、その都度臨機応変な動員・配備体制を指示するものとする。

（２）動員方法

市長から災害警戒本部設置の指示があった場合、警戒本部長は各室・班長に対し、緊急時職員参集システム及び庁内放送、電話、その他適当な方法により動員を指示するものとする。

ア　職員の動員は、緊急時職員参集システム及び緊急動員連絡体制表に基づき行う。

イ　勤務時間外の職員への伝達は、緊急時職員参集システム及び各班においてあらかじめ所属の職員への連絡方法等を定めておき、直ちに動員できる体制を確立する。

ウ　各室・班長は動員された職員に対し災害に関する情報の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い、災害に関する情報の収集、伝達、調査その他についての連絡調整を行う。

３　災害対策本部の動員･配備体制及び動員方法

（１）動員・配備体制

災害対策本部が設置された場合で、災害に関する情報の伝達、災害予防又は災害応急対策を実施するために必要な災害対策本部要員として予め指定された職員が配置につき、災害の拡大に応じて、次の体制をとるものとする。

なお、避難所要員として指定された職員は、いつでも避難所に参集することができる体制をとるものとする。

ア　第１次動員

気象業務法に基づく警報が発表される等、災害が発生するおそれがある場合の体制とし、災害対策本部第１次要員が配置につくものとする。

勤務時間外において、災害対策本部第２次要員として指定された職員は、いつでも勤務場所に参集することができる体制をとるものとする。

イ　第２次動員

現に災害が発生しつつあり、かつ相当な被害の発生が予想される場合、各対策部の班の所定の人員が配置につく、災害対策本部第２次要員体制とする。

勤務時間外において、災害対策本部第３次要員として指定された職員は、いつでも勤務場所に参集することができる体制をとるものとする。

ウ　第３次動員

市全域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予測される場合、又は市全域ではなくても被害が特に甚大な場合、全職員（各対策部の全員）が配置につく災害対策本部第３次要員体制とする。

エ　その他

災害対策本部長が災害の規模及び特殊性により前記動員・配備体制により難いと認めたときは、その都度臨機応変な動員・配備体制を指示するものとする。

（２）動員方法

市長は、気象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象のおそれのある情報の通報を受けた場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、各対策部長に対し、緊急時職員参集システム及び電話、庁内放送、その他適当な方法により動員体制を指示するものとする。

ア　職員の動員は、緊急時職員参集システム及び緊急動員連絡体制表に基づき行う。

イ　勤務時間外の職員への伝達は、緊急時職員参集システム及び各対策部においてあらかじめ所属の職員への連絡方法等を定めておき、有事の際、直ちに動員できる体制を確立する。

ウ　各対策部長は、動員された職員に対し、災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する体制を確立する。

４　他の対策部への応援要請

災害応急対策を行うにあたり、各対策部の人員のみでは万全の措置が困難な場合に、各対策部長は、総合統括部長に応援要請書により他の対策部からの応援を求めることができるものとする。

○応援要請書（資料編３３参照）

５　動員の報告

各対策部長は、動員・配備体制に応じて職員を動員・配備したときは、その状況を動員報告書により本部長へ報告しなければならないものとする。

○動員報告書（資料編３４参照）

６　参集における留意事項

（１）参集における留意事項

ア　職員は、参集において、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

○参集途上情報報告書（資料編３４参照）

イ　職員は、速やかに勤務場所又は指定された場所に参集する。

ウ　勤務時間外に災害が発生した場合又は、災害により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は動員･配備計画等に基づき的確に行動する。

エ　大規模な災害が発生した場合、公共交通機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、その際の参集手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

（２）災害により勤務場所への参集が不能となった場合の措置

災害により勤務場所への参集が不能となった場合は、次に基づき行動すること。

ア　参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため、勤務場所への参集が不能となった場合は、最寄りの本庁又は支所等に参集し、参集している場所で上席の者の指示を受け災害応急対策に従事するものとする。

イ　参集した場合の措置

（ア）職員は、参集している場所で上席の者に、自己の所属課等名、職・氏名及び所属勤務場所に参集できない理由を報告する。

（イ）参集している場所で上席の者は、当該職員の所属長に速やかに連絡する。

（ウ）参集している場所で上席の者は、災害応急対策の実施状況に応じて、参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともに、当該職員の所属長に連絡する。

（３）動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、災害発生直後の動員体制から除外することができる。この場合において、職員は所属長等にその旨を連絡し、逐次状況報告を行

い、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

ア　職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合

イ　親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合

ウ　自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合

エ　同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、職員の介護や保護がなければ、そのものの最低限の生活が維持できない場合

オ　自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

７　職員のとるべき緊急措置

災害発生の直後に職員が取るべき措置は以下のとおりとする。

（１）勤務時間内に災害が発生した場合

ア　在庁者、施設利用者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者及び施設の利用者の安全を確保し、浸水や火災発生などにより避難が必要と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導を行うものとする。

イ　庁舎、施設及び設備等の被害状況の把握と初期消火

庁舎及び施設、設備等の被害状況を把握し、庁舎又は施設管理者等に速やかに報告するものとする。また、浸水を防ぐための土のう積みや初期消火など被害の拡大防止に努めるものとする。

ウ　被害状況を踏まえた庁舎、施設等の緊急防護措置

被害の状況により、庁舎、施設の内外にわたり、危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対し、緊急防護措置を行うものとする。

エ　通信機能等の確保

庁舎、施設の管理者は、電気設備及び通信設備の被害状況を把握し、自家用発電機能や通信機能の確保を行うものとする。

（２）勤務時間外に災害が発生した場合

ア　気象･災害情報の収集

全職員は、勤務時間外に災害の発生を知ったときは、各自テレビ、ラジオ等から速やかに気象･災害情報を収集するものとする。

イ　職員は、動員・配備計画に基づき、速やかに参集するものとする。

ウ　参集途上において、負傷者や火災等を発見したときは消防署や警察署に連絡し、当該現場付近の者に引継ぎを行ってから参集するものとする。ただし、火災や家屋の倒壊等、地域での災害が甚大な場合には、人命救助や消火活動など地域での活動を優先するものとし、その場合には所属長等に連絡をとり、地域での救助活動等に参加するものとする。

エ　職員は参集後、直ちに施設、設備の被害状況を把握し、所属長等に報告するものとする。

８　参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、参集の状況に応じて、次の基準により要員の配置転換等を行う。

（１）３割以下の職員しか参集できない場合

登庁した職員は、直ちに本部会議の決定に従い、応急対策活動にあたる。

（２）５割程度の職員が参集できる場合

各部に責任者及び必要最小限の連絡員を配置し、その他の職員は、本部会議の決定に従い応急対策活動にあたる。

（３）おおむね７割以上の職員が参集できる場合

計画どおり各対策部は、分掌業務に従って応急対策活動を行う。

なお、必要に応じて、要員が不足している部に対して応援要員を出す。

第３節　警報等の情報収集及び関係機関等への伝達

（総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部）

この計画は、気象業務法に基づく警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を迅速確実に受理、伝達するためのものである。

１　警報等の種類

（１）特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地への浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域(注)の名称を用いる場合がある。

（注）市町村等をまとめた地域：日田玖珠（日田市、九重町、玖珠町）

特別警報・警報・注意報の概要

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

○特別警報発表基準一覧表（資料編３５参照）

○警報・注意報発表基準一覧表（資料編３６参照）

（２）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

（３）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］または［中］の２段階で発表される。

当日から翌日にかけて時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で週間予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表される。

（４）全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って警戒・注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒・注意を解説する場合等に発

表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

（５）大分川、七瀬川、大野川水系洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項に基づき、国土交通省（大分河川国道事務所）と気象庁（大分地方気象台）が共同で発表する。

○洪水予報区域並びに洪水予報の種類と基準等（資料編３７参照）

○洪水予報文（資料編３８参照）

（６）水防警報

水防法に基づき国土交通大臣、又は知事が指定する河川、海岸もしくは湖沼について、洪水、津波もしくは高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については大分県水防支部長（土木事務所長）が、その他の河川等については大分市水防本部長が、水防を必要と認め警告を発するものをいう。

○水防警報を行う指定河川海岸一覧表（資料編３９参照）

（７）避難判断水位情報

洪水予報河川以外の河川のうち、国土交通大臣又は県知事が洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川において、避難判断水位を定め、避難判断水位に達したときは、その旨を県知事又は水防管理者（市長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならないものをいう。

○避難判断水位情報の通知及び周知を行う指定河川一覧表（資料編４０参照）

（８）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、大分県と大分地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

○土砂災害警戒情報文（資料編３８参照）

（９）火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台長が大分県知事に対して通報し、大分県を通じて各市町村や消防本部等に伝達される。（大分地方気象台長が大分県知事に通報する火災気象通報は、大分地

方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。）

(10) 火災警報

火災警報とは、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防法第 22 条に基づいて市長（本市の場合は消防局長が代行）が一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(11) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(12) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象条件になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(13) 災害時気象支援資料

大分地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(14) 噴火警報・予報等の種類と火山活動の状況

ア　噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ　噴火予報

福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、予想される火山現象の状況が平穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼす恐れがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表される。

ウ　噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生をお知らせする情報で、以下のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

※噴火の規模が確認できない場合は発表する

エ　降灰予報

噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予想される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の３段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」が示される。

・降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表される。18 時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が示される。

・降灰予報（速報）※

噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～１０分で発表される。噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が示される。

・降灰予報（詳細）※

噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シュミレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分で発表される。噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が示される。

※降灰予報（定時）が発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表され、未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じ

て発表される。なお降灰予報（速報）が発表された場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表される。

オ　火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び福岡管区気象台）から発表される。

カ　火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、福岡管区気象台（又は気象庁）から発表される。

①火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表される。

②火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表される。

③月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表される。全国版及び各地方版（大分県は「九州地方の火山」）が公表される。

④地震・火山月報（防災編）

月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果を取りまとめたもので、全国版が公表される。

⑤噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報が直ちに発表される。

２　予警報等の伝達系統

（１）特別警報・警報及び注意報

特別警報・警報及び注意報は、気象警報等の伝達系統図（資料編４１参照）により伝達する。

警報については、おおむねその都度伝達するものとするが、注意報については、その種類又は時期により関係機関が伝達を必要としないと認めるものについては行わないものとする。

特別警報については、迅速かつ確実に伝えるため、その内容について、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、都道府県に対し市町村への通知を、市町村に対し住民等への周知の措置をそれぞれ義務付ける。

（２）気象情報

前記（１）の警報及び注意報の例によるものとする。

（３）洪水予報等

○大分川、七瀬川、大野川水系洪水予報伝達系統図（大分市関係分）（資料編４２参照）

○浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等伝達系統図（資料編４２参照）

○水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図（資料編４２参照）

○火災警報伝達系統図（資料編４４参照）

３　消防及び水防信号

一般市民に対する通報は、報道機関、広報車、消防信号及び水防信号により周知を図るものとする。

○消防信号（資料編４５参照）

○水防信号（資料編４６参照）

４　異常現象の収集

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。（基本法第 54 条）

（１）収集する異常現象の種別

ア　竜　　巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
イ　強いひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
ウ　異常潮位	天文潮位が比較的長期間（1 週間から 3 か月程度）継続して平常より高く(もしくは低く)なった場合
エ　異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
オ　雪　　崩	建造物または交通等に被害を与える程度以上のもの
カ　地　　震	数日間以上にわたり頻繁に感ずる群発地震

（２）異常な現象の通報等

異常な現象の通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認の上、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報するものとする。

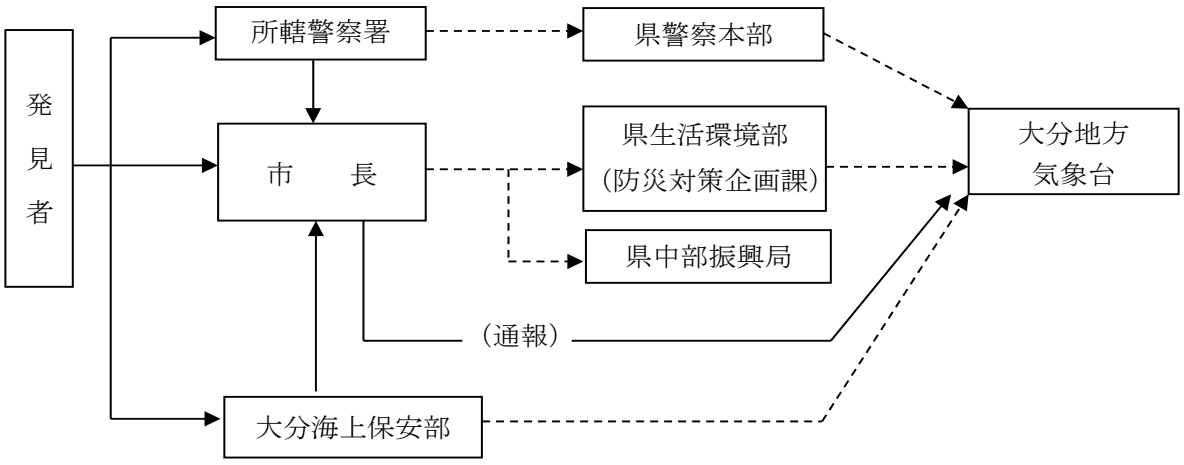

第４節　通信計画

（総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部）

この計画は、災害に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものである。

１　使用通信施設

災害時において、使用可能な次の通信施設を最大限に活用するものとする。

（１）加入電話
（２）大分市 IP 無線
（３）大分市同報系防災行政無線
（４）衛星携帯電話
（５）大分市消防救急無線
（６）大分県防災行政無線
（７）国土交通省無線
（８）ＮＨＫ無線
（９）ＯＢＳ大分放送無線
(10) ＴＯＳテレビ大分無線
(11) ＯＡＢ大分朝日放送無線
(12) エフエム大分無線

２　有線及び無線通信の使用

災害対策本部が総括運用する有線及び無線通信の通信計画は、本計画の定めるところによるものとする。※大分市防災無線等通信系統図（資料編５３（１）参照）

ただし、前記１の使用通信施設のうち、(6) から (12) までの防災関係各機関又は団体が設置する無線局の運用統制については、各機関の防災計画等の定めによる。

（１）加入電話の利用
　ア　代表電話（資料編５１参照）
　イ　ダイヤルイン番号表（資料編５２参照）
（２）大分市 IP 無線
　ア　大分市 IP 無線呼出番号表（資料編５３参照）
　イ　通信統制
　　大分市 IP 無線の運用統制は、総括管理者が行うものとする。
（３）衛星携帯電話
　衛星携帯電話番号表（資料編５３参照）
（４）大分市消防救急無線
　ア　大分市消防救急無線通信系統図（資料編５４参照）

イ　通信統制

大分市消防無線各局の運用統制は、基地局（しょうぼうおおいた）が行うものとする。

（５）大分県防災行政無線

ア　大分県防災情報システム（ネットワーク網）（資料編５５参照）

イ　通信統制

大分県防災行政無線各局の運用統制は、統制局（ぼうさいおおいたけん）が行うものとする。

３　通信機能の確保

有線通信の機能を喪失した場合は、直ちに西日本電信電話株式会社大分支店の協力を得て修復を図るものとし、無線機については、常に良好な状態が確保されるよう留意し、その機能の維持に努めるものとする。

４　その他

特に有線通信の途絶、輻輳による通信困難な事態の場合、以下のとおり庁内の連絡体制の確認と無線による通信手段の確保を最優先とするほか、大分地区非常通信連絡会（大分県危機管理室内）に非常無線の発動を要請して、関係機関との通信連絡を確保するものとする。

（１）庁内電話及び放送設備等の被災状況を確認し、早期に庁内連絡体制を確立する。

（２）あらかじめ設置している災害時優先電話が使用可能な場合は、これを使用する。

また、発信する場合の相手先は、災害時優先電話以外の電話番号とする。

なお、日ごろより災害時優先電話について職員に周知を図るとともに、該当する電話機には分かりやすい箇所に災害時優先電話である旨の表示を行う。

（３）大分市 IP 無線、衛星携帯電話については、平常時より計画的な保守点検と機器への習熟のための通信訓練を行うとともに、発災後は各支所、消防局及び警察機関との通信体制を確保する。

また、道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市が保有する衛星携帯電話を活用する。その際は、ヘリコプター等利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。

（４）大分県との通信については、防災行政無線を確保しており、県において計画的な保守点検と通信訓練を行うこととしている。

また、防災相互無線により大分県、海上保安部、石油コンビナート企業との通信も確保している。

よって、発災後は直ちにこれらの無線設備を活用し、防災関係機関との通信体制の確保を行うとともに、情報の共有化に努める。

第５節　情報収集及び被害報告計画

（各対策部）

この計画は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、情報の収集が円滑に行われるよう災害情報等の収集、報告系統を明確化しておくものである。

１　災害情報等の収集・報告系統

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は、原則として各対策部が行い、総合統括部総合情報室においてとりまとめ県等関係機関へ報告するものとする。

〔災害情報系統図〕

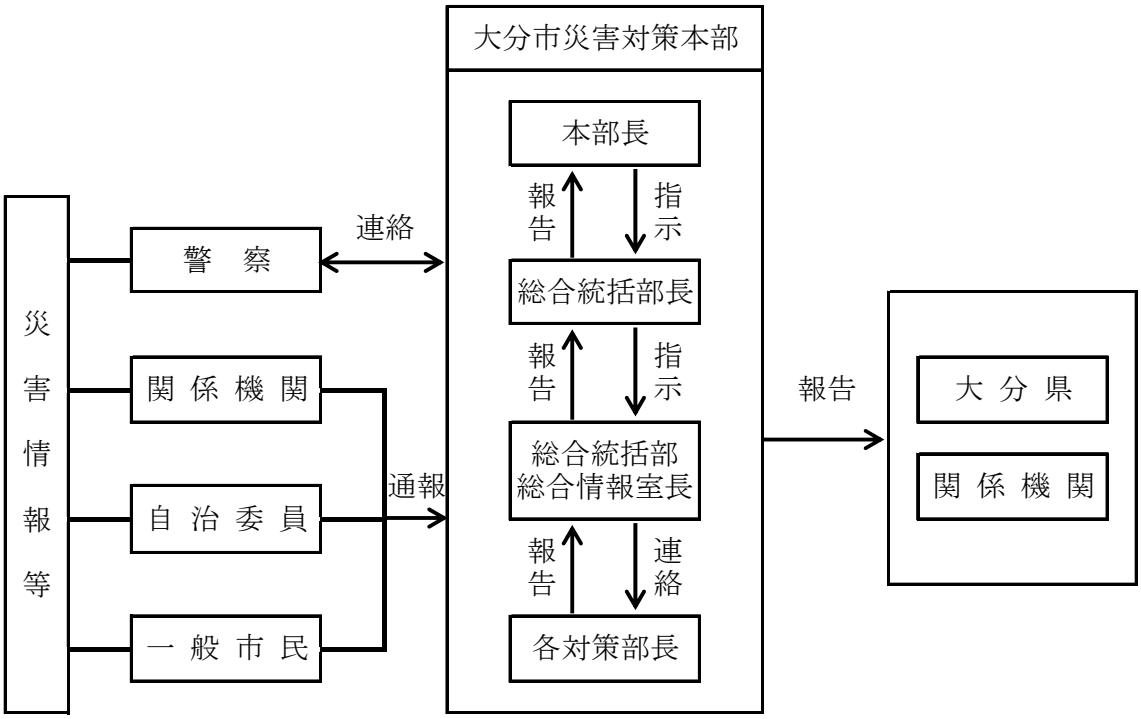

２　災害情報等の収集内容

災害情報等の収集内容とは、災害が起こりそうな状況のときから、災害状況の詳細が判明するまでの間における災害に関するおおむね次のようなものをいう。

（１）災害の起こるおそれのある異常な現象（堤防漏水、津波の現象等）
（２）災害発生前における河川の増水、高潮その他の災害が発生しそうな状況
（３）災害発生前の水防その他の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況
（４）住民の避難に関する状況
（５）災害が発生しているが、被害詳細が把握できないときの状況

３　災害情報の報告

（１）市災害対策本部内の報告

市域内において災害を覚知したときは、各対策部長は総合統括部長に災害の状況及び対応等について、その都度、災害対策本部処理票（資料編５６参照）により報告するものとする。

（２）被害状況等の報告

市域内における災害の状況及びこれに対して執られた措置については、基本法第 53 条第１項の規定に基づき、災害対応支援システムを活用し、速やかに県へ報告するものとするが、前記手段が利用できない場合は、電話、FAX などあらゆる手段を用いて報告を行う。

なお、県に報告できない場合は、内閣総理大臣に報告するものとする。

４　被害等の調査

（１）被害状況等の概要調査

ア　建築物の被害状況の概要調査は住宅対策部が調査チームを編成して迅速に行うものとする。ただし、市単独での調査が困難又は不可能な場合においては、県の出先機関及び防災関係機関等の応援を得て行うものとする。

イ　概要調査の必要性については、総合統括部において判断する。

ウ　概要調査を実施する場合は、総合統括部、住宅対策部、被災者救援部、地域対策部の４者で事前協議を行い、調査を行う時期や範囲などについて検討する。

エ　住宅対策部は、調査で得た被害の概要等について、総合統括部、被災者救援部、地域対策部に対して情報提供を行うものとする。

（２）自治委員への調査協力依頼

被災者支援を速やかに実施できるよう、浸水等の被害が広範囲に及ぶ場合などは可能な範囲で自治委員に対して調査の協力を依頼する。

○世帯別被害等調査票（資料編５７参照）

（３）調査にあたっての留意事項

各対策部で実施する被害状況等の調査にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア　調査にあたる職員等の安全確保を図るため、災害発生中や夜間など、危険な状況下での調査は行わないものとする。

イ　調査の脱ろう、重複調査等のないよう留意するものとする。

ウ　被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、又記録保存のためにきわめて重要である。各対策部に記録写真員をおき、又災害全般にわたっては、総合統括部総合情報室において記録写真を保存し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期すものとする。

エ　大規模な災害が発生した場合や市内の広域に被害が発生した場合などは、被害状

況等の調査が困難になることが想定されるため、ドローン等の多様な情報収集手段の活用を検討する。

５　被害の報告

各対策部長は、被害状況等を掌握した後、被害状況速報に被害内訳表を添付し、総合統括部長に報告するものとする。

○被害状況速報（資料編５８参照）

○被害内訳表（資料編５９参照）

（１）被害状況報告（速報）

災害により発生した被害状況及び応急措置状況をその都度報告するものとする。

（各対策部 →総合統括部総合情報室→ 県）

（２）被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した場合には、速やかに文書をもって報告するものとする。

（各対策部 →総合統括部総合情報室→ 県）

（３）災害年報

毎年１月１日から 12 月 31 日までの被害状況について４月１日現在で明らかになったものを報告する。

（総合統括部総合情報室→ 県）

第６節　災害広報計画

（総合統括部）

この計画は、市民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速化を図るものである。

１　広報の主体

（１）災害情報、被害状況等災害に関する広報は、全て総合統括部総合情報室において行うものとする。

（２）各対策部において、広報を必要とする事項は、全て総合統括部総合情報室に連絡するものとする。

２　情報等広報事項の収集

（１）総合統括部総合情報室は、災害対策本部の各対策部が把握する災害情報、その他広報資料を積極的に収集するものとする。

（２）総合統括部総合情報室は必要に応じて災害現地に出向き、写真、ビデオ等その他の取材活動を実施するものとする。

３　住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等、住民に伝達すべき広報事項は広報内容に応じて適宜、次の方法により行うものとする。

（１）緊急速報メール

（２）大分市防災メール（電話・FAX による配信を含む）

（３）大分市同報系防災行政無線

（４）報道（テレビ、ラジオ、新聞各社）

（５）大分市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ライン

（６）広報車、消防車、消防団車両、パトカー

（７）自治委員等への情報伝達（電話、口頭、文書等）

※（１）～（５）については災害対応支援システムを活用して、一斉配信する。

※（４）については L アラート（災害情報共有システム）を介して各報道機関に伝達される。

４　報道機関に対する情報発表の方法

（１）報道機関に対する情報等の発表は、プレスルームを設置し、全て総合統括部総合情報室において行うものとする。

（２）情報等の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

５　広報の内容

広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

（１）気象情報等の発表又は解除
（２）災害対策本部及び警戒本部の設置又は廃止
（３）災害防止の事前対策
（４）災害応急対策状況
（５）災害の状況
（６）その他の必要と認める事項

６　緊急時における災害放送要請

避難指示、警報等の周知徹底、災害時の混乱防止等を図るため、基本法第５７条の規定による県の協定及び市が締結している「災害時における緊急放送の要請に関する協定」に基づき、放送機関に対し緊急放送を要請する。

（１）県の協定に基づく放送要請

ア　県の協定に基づく「大分県災害放送要請取扱要領」により、知事に電話で申請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

大分県災害放送要請取扱要領（資料編６１参照）

イ　上記以外で、人命に関する緊急情報を迅速に伝達する必要がある場合「大分県災害放送要請取扱要領」により、市が直接テレビ放送等５社に放送要請し、県に電話連絡のうえ放送要請の写しを送付する。

ウ　放送要請系統図

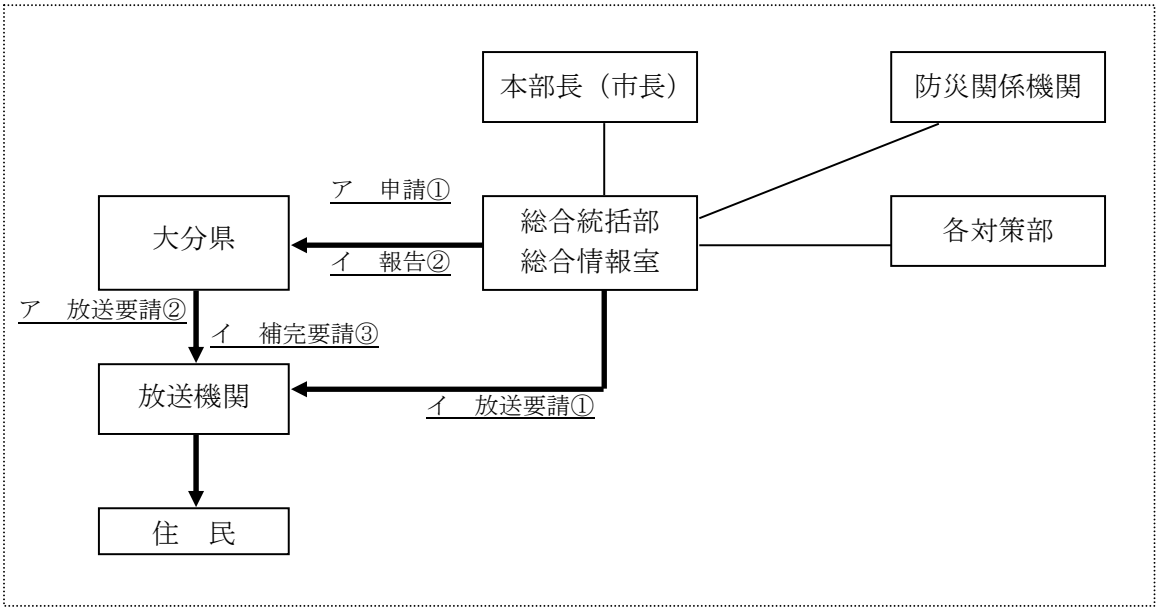

エ　放送機関名

名　　称	所　在　地	代表電(平常時)	緊急時直通電話	緊急時 FAX
日本放送協会大分放送局	高砂町２番 36 号	533－2800	533－2808	533－2619
㈱大分放送	今津留 3－1－1	558－1111	558－0989	551－9493
㈱テレビ大分	春日浦 843-25	532－9111	532－6568	537－7542
㈱エフエム大分	府内町 3-8-8 ﾊﾆｶﾑﾌﾟﾗｻﾞ 4F	534－8888	534－1782	533－0930
大分朝日放送㈱	新川西 12 組	538－6111	538－8855	538－8506

（２）市の協定に基づく放送要請

ア　ファクシミリ、電子メール又は電話により要請を行うものとする。

イ　放送機関名

災害時における緊急放送の要請に関する協定（資料編９３参照）

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
㈱エフエム大分	府内町 3-8-8 ハニカムプラザ 4F	534 － 8888
J:COM 大分ケーブルテレコム㈱	大分市松が丘 3-1-12	542 － 1121
大分ケーブルネットワーク㈱	小池原 1107 番地の 1	558 － 3408
東大分システム㈱	佐賀関 2268-1-1	575 － 2110

第７節　他機関に対する応援要請計画
（各対策部、各機関）

この計画は、災害が発生した場合において、大分県、近隣市町村、指定行政機関又は指定地方行政機関等に対し、職員等の応援又は派遣、必要な資機材及び物資の提供等を要請することにより、災害応急対策活動の万全を期するためのものである。

１　他機関への応援要請計画

（１）市長の応援要請

市長は、災害応急対策上必要がある場合には、次により応援を求めることができる。

ア　市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。（基本法 67 条）

イ　市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。（基本法 68 条）

ウ　水防管理者（市長）は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（水防法 16 条）

エ　市町村は必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。（消防組織法 39 条）

オ　要請に応じて応急措置に従事する者は、応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

カ　本市の消防力及び相互応援協定に基づく対応では困難であると判断される場合、県を通じ消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請する。（消防組織法 44 条）

（２）応援協定の締結

災害時における応援について隣接する市町村のほか、遠方に所在する市町村等とも協議を進めるものとする。

なお、これまでに締結した協定等は、次のとおりである。（資料編９３参照）

ア　九州市長会における災害時相互支援プラン

イ　中核市災害相互応援協定

ウ　大分県及び市町村相互間の災害時応援協定

エ　大分県常備消防相互応援協定

オ　高速自動車道等における消防相互応援協定

カ　大分県消防団相互応援協定

キ　大分県防災ヘリコプター応援協定

ク　大分市における大規模な災害時の応援に関する協定（国土交通省九州地方整備局）

ケ　石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

コ　大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定

サ　飯田市及び大分市の災害相互応援に関する協定

（３）応援の対象事項

災害応急措置に関する応援、協力事項は、おおむね次のとおりである。

ア　消防、水防作業員の派遣及び資材の提供

イ　応急復旧等のための土木及び建築技術職員の派遣並びに資機材の提供

ウ　被災者の応急救助にかかる職員の派遣及び装備資材の提供

エ　被災者の食料、生活必需品の提供

オ　診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の派遣並びに所要施設の利用、医療品の提供

カ　清掃及びし尿処理作業のための職員の派遣並びに所要の機材、車両等の提供

キ　上下水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の機材、車両等の提供

ク　通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣並びに所要の機材、車両の提供

ケ　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定のための職員の派遣並びに所要の機材、車両の提供

コ　罹災証明書の交付に係る住家被害認定調査及び交付事務に従事する職員の派遣並びに所要の機材、車両の提供

サ　指定避難所及び福祉避難所の運営のための職員の派遣

シ　災害ボランティアセンターの運営のための職員の派遣

（４）費用の負担

応援活動に要する費用の負担及び対象区分は次のとおりとする。

ア　他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担（基本法 92 条）

イ　水防に関する応援を受けた場合の費用の負担（水防法 16 条の３・４項）

ウ　費用の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

（ア）職員の旅費相当額

（イ）応急措置に要した資材の経費

（ウ）応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

（エ）救援物資の調達、輸送に要した経費

（オ）車両機器等の燃料費、維持費

（５）応援部隊の受入れ措置

ア　連絡体制の確保

総合統括部（総合情報室　受援調整班）は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速且つ的確にその状況を把握し、応援部隊の受入れに関する必要な措置を行う。

イ　受入れ体制の確保

応援部隊の受入れに関する下記項目については「大分市災害時受援計画」に定める。

（ア）到着場所の指定

（イ）連絡場所の指定

（ウ）連絡責任者の指名

（エ）指揮系統の確認及び徹底

（オ）使用資機材の確保、供給に必要な措置

（カ）応援職員等の活動拠点の確保

（キ）その他必要と認める事項

ウ　応急対策職員派遣制度の活用

平時から応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟を図り、発災時における円滑な活用促進に努めるものとする。

２　各団体、機関への職員の派遣要請、斡旋計画並びに協定に関する計画

（１）職員の派遣要請、斡旋先

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員の確保の必要があるとき、県及び指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を求めるものとする。

ア　国の職員の派遣要請（基本法 29 条）

指定地方行政機関の長に対して当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

イ　職員の派遣の斡旋、要請（基本法 30 条）

知事に対して、指定地方公共機関又は他の普通地方公共団体の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。（地方自治法 252 条の 17 関連）

（２）職員の派遣要請

職員の派遣を要請しようとするときは、次の各号にあげる事項を記載した文書をもって派遣を要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他勤務条件

オ　前各号にあげるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（３）職員の派遣の斡旋

職員の斡旋を求める必要があるときは、次の各号にあげる事項を記載した文書をもって斡旋を求めるものとする。

ア　派遣の斡旋を求める理由

イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号にあげるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

３　郵便局との相互協力に関する協定

大分市内で災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、必要な対応を円滑に遂行するため、相互の友愛精神に基づき、次に関する事項について協力を行う。

（１）集配業務等を通じて知り得た災害の発生するおそれがある状況、災害の発生状況等の情報提供

（２）お互いが所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所、臨時郵便局、郵便物集積場所等として使用

（３）被災市民の避難先、被災状況等に関する情報の相互提供

（４）応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知すべき事項についての広報

（５）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用時における郵便、為替貯金、簡易保険等郵政事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への臨時郵便差出箱の設置

（６）運搬に供する車両等の応急対策への使用

（７）その他協定の目的を達するため必要な事項

〇災害発生時における大分市と大分市関係郵便局の協力に関する協定（資料編９３参照）

第８節　自衛隊派遣要請計画
（総合統括部）

この計画は、災害に際し人命、財産の保護のため自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊への災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定めるものである。

１　自衛隊災害派遣の三原則

（１）公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること
（２）さし迫った必要性があること
（３）自衛隊の部隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

２　派遣要請要領

（１）要請系統

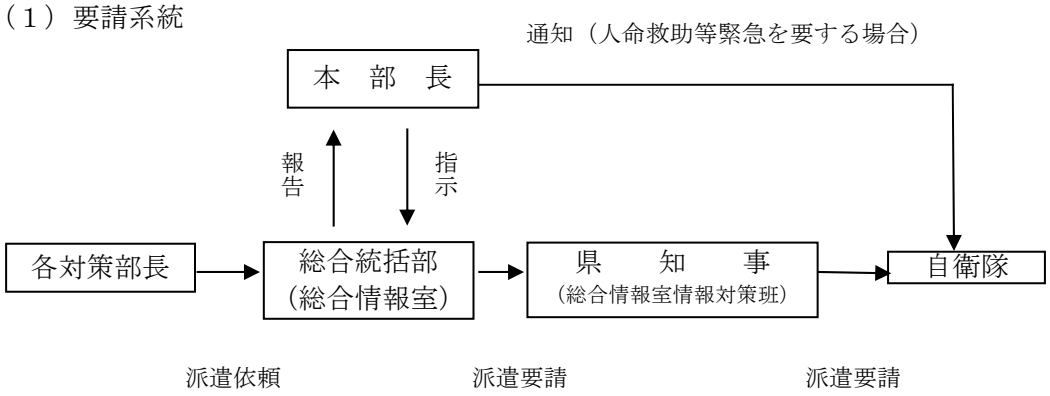

（２）要請方法

本部長が派遣要請を指示したときは、直ちに県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

ただし、県知事への要請ができない場合には、電話その他迅速な方法により直接自衛隊に対して災害の状況等を通知するとともに、事後速やかに県知事へその旨の通知を行うものとする。

○自衛隊災害派遣要請書（資料編８５参照）

３　自衛隊の活動内容

災害派遣部隊が実施する活動は、災害の状況、ほかの救援機関等の活動状況等のほか、部隊の人員、装備、派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により、おおむね次のとおりである。

（１）被害状況の把握
（２）避難の援助

（３）遭難者等の捜索援助
（４）水防活動
（５）消防活動の支援
（６）道路又は水路の啓開
（７）応急医療、救護及び防疫
（８）人員及び物資の緊急輸送
（９）炊飯及び給水
(10) 援助物資の無償貸付又は譲与
(11) 危険物の保安及び除去
(12) その他

４　自衛隊の受入れ

（１）所管

災害派遣部隊の受入れ措置については、総合統括部長が派遣部隊及び関係各対策部長との緊密な連携のもとに実施するものとし、自衛隊との連絡調整窓口は総合統括部が担当する。

（２）事前措置

災害派遣部隊の受入れに際しては、総合統括部長は次に掲げる措置を行うものとする。

ア　派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。

イ　派遣部隊の集結地等(宿泊所、車両、器材の保管場所)の準備

ウ　派遣部隊が進出する緊急輸送道路の指定

・東九州自動車道(別府ＩＣ～大分宮河内ＩＣ)

エ　派遣部隊が使用する機械、器具、材料、消耗品等の準備

準備を要する諸機材で、市において準備できないものについては、県にその協力を依頼するものとする。

オ　派遣部隊が実施する具体的な作業の内容、場所、作業に要する人員の配置等に関する計画の作成を行う。

なお、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

（３）派遣部隊到着後の措置

ア　派遣部隊の集結地への誘導

イ　派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議、調整及び調整に伴う必要な措置

ウ　市が準備する器材類の品目、数量、集荷場所、及びこれらの使用に関する事項、並びに派遣部隊の携行する器材等の使用に関する事項についての協議

エ　その他必要と認められる措置

５　ヘリポートの設定（資料編８６参照）

６　自衛隊の撤収要請

（１）市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事に申請するものとする。

（２）撤収申請はとりあえず電話等をもって報告した後、速やかに自衛隊撤収要請書（資料編８７参照）をもって知事に申請するものとする。

７　経費の負担分担

自衛隊の災害派遣に伴う経費はおおむね次の事項について派遣を受けた市が負担するものとし、細部については派遣を命じた部隊等の長と知事、市長と協議して定める。

（１）派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金

（２）派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料

（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

（４）派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費

（５）無作為による損害の補償

（６）その他協議により決定したもの

８　自衛隊派遣要請の連絡先

陸上自衛隊別府駐屯地　第 41 普通科連隊長

別府市大字鶴見 4548 の 143

電話　0977－22－4311

第９節　労務供給計画

（総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部）

この計画は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本市の労力だけでは、十分にその効果をあげることが困難な場合に、労務者の雇用等必要な場合における労務提供について定めるものである。

１　労務者の雇用

災害応急対策を実施するために必要な労務者が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは労務者を雇用するものとする。

（１）労務者の雇用要領

労務者の雇用については各対策部の労務要請に応じて総合統括部が雇用し配する。

なお、労務者が不足し又は雇用ができないときは、県を通じて職業安定所へ要請するものとする。

（２）労務者の雇用範囲

労務者の雇用範囲は災害応急対策の実施に必要な労務者とする。

ア　被災者の避難誘導労務

イ　医療及び助産における患者の移送労務

ウ　被災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具等の操作、運搬の労務

エ　飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務

オ　救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務

カ　遺体の捜索に必要な労務

キ　遺体の処理に必要な労務

（３）労務者の雇用期間

労務者の雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

なお、災害救助法に基づく労務者の雇用の期間は次のとおりである。

救助種目			期間
被災者の避難			7日以内
医療助産のための移送	医療のための移送		14日 〃
	助産のための移送		7日 〃
被災者の救出			3日 〃
飲料水の供給			7日 〃
救助物資の整理、輸送及び配分	生活必需品等の整理		10日以内
	学用品などの整理	教科書	1か月 〃
		文房具及び通学用品	15日 〃
	炊き出し用食料等の整理		7日 〃
	医療、衛生品等の整理		14日 〃
行方不明者の捜索			10日 〃
遺体の取扱い（埋葬を除く）			10日 〃

※（注）上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得て、これらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

ア　遺体埋葬のための労働者

イ　炊出しのための労働者

ウ　避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者

（４）労務者の雇上げ期間の延長

災害規模等により期間の延長を必要とする場合は内閣総理大臣の承認を得て延長するものとする。

（５）労務者の賃金

雇上げ労務者に対する賃金は法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

２　従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

（１）命令の種類と執行者

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　律	執　行　者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条１項	市町村長
		災害対策基本法第 65 条２項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第４条	警察官
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法第 71 条１項	知事
	協力命令 保管命令	災害対策基本法第 71 条２項	市町村長（委任を受けた場合）
消　防　作　業	従事命令	消防法第 29 条５項 消防法第 35 条の 10 第１項	消防吏員、消防団員
水　防　作　業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

（２）命令対象者

命令等の種別による対象者は次に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対　　象　　者
基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防業務）	火災又救急事故現場付近にあるもの
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者

３　損害補償

公務により、又は市長、警察官若しくは海上保安官の従事命令又は協力命令により、水防等に関する業務及び応急措置に関する業務に従事し、又は協力した者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合等において「大分市消防団員等公務災害補償条例」に定めるところにより損害補償金を支給するものとする。

（１）対象者

ア　非常勤消防団員

イ　非常勤水防団員

ウ　消防作業に従事した者

エ　救急業務に協力した者

オ　水防に従事した者

カ　応急措置従事者

（２）損害補償の種類

ア　療養補償

イ　休業補償

ウ　障がい補償

（ア）障がい補償年金

（イ）障がい補償一時金

エ　遺族補償

（ア）遺族補償年金

（イ）遺族補償一時金

オ　傷病補償年金

カ　葬祭補償

第１０節　ボランティアとの連携に関する計画
（被災者救援部、大分市社会福祉協議会）

１　災害ボランティアセンターの設置

市は、市域内に大規模な災害が発生し、広範囲にわたる被害が発生した場合において、対策本部要員による対応が困難なときや日常の地域の助け合いを超える支援が必要と判断されるとき等には、大分市社会福祉協議会と構成する「災害ボランティア調整会議」の開催等により、災害ボランティアセンターの設置等について協議を行う。

市は、災害ボランティアセンターの設置を決定した場合、災害ボランティアセンターの設置を大分市社会福祉協議会に要請し、その運営及び活動を支援する。

災害ボランティアセンターでは、主に被災者ニーズの把握やボランティアコーディネート、関係機関との調整並びに情報発信等を行うものとする。

２　災害ボランティアセンターの業務

災害時にボランティアとの連携のため設置する大分市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりとする。

（１）災害ボランティアの受入れ及び派遣等に関すること。
（２）災害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
（３）大分県災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
（４）その他災害ボランティア活動の支援に関すること。

３　ボランティア活動の支援

（１）市は、災害発生後、速やかに大分市社会福祉協議会等と協働して災害ボランティアセンターを設置するとともに、ボランティア受入れについてホームページ等により公開する。
（２）災害ボランティアセンターの活動方針や運営については、大分市社会福祉協議会が行い、市は、その運営と活動を支援する。
（３）災害ボランティアセンターの活動を円滑に進めるため、市は被災地や支援活動の状況等の情報並びに必要な資機材を提供するとともに、市庁舎その他の所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。
（４）市は、被災者からの要望を収集し、ボランティア需要のある場合は、速やかに災害ボランティアセンターに情報提供を行う。
（５）市と災害ボランティアセンターの連携を図るため、市は必要な人員を災害対策本部と災害ボランティアセンターに配置し、ボランティア活動等に関する情報の共有を図る。
（６）市と災害ボランティアセンターは、感染症対策、熱中症対策などを徹底し、災害ボランティアセンター運営スタッフやボランティア等の健康管理に配慮した運営を行う。

第１１節　市民・自主防災組織等の協力
（総合統括部、地域対策部、消防対策部）

災害発生時に各応急対策を実施するにあたって極めて重要となる市民、自主防災組織及び事業所等の活動や協力が効果的かつ円滑に進められるための対応等について定める。

１　市民、事業所等の責務

市民、事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自主的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない。

２　市民、事業所等としての活動

（１）市民としての活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

ア　出火防止、初期消火活動の協力
イ　情報を収受したときの速やかな災害対策本部への連絡
ウ　避難、給食等に際しての隣保協力
エ　被災者の救出、救護活動の協力
オ　自主防災組織活動の協力
カ　住居から一定期間離れる場合における避難先、寄宿先等の表示
キ　避難施設入所時又は移動時における名簿登録
ク　その他、必要な災害応急対策業務の協力

（２）事業所等としての活動

事業所は、災害が発生したときは、次の行動を行うものとする。

ア　当該事業所等の出火防止、初期消火活動
イ　従業員等の安全確保、避難及び帰宅困難者の措置
ウ　要請があった場合の地域における救助活動等の協力又は必要機材等の貸与、譲与
エ　要請があった場合の地域における自主防災組織活動の協力
オ　その他、要請があった場合の災害応急対策業務の協力

３　自主防災組織としての活動

（１）自主的に行う活動

災害が発生した直後において、自主防災組織が自主的に行う活動は次のとおりとする。

ア　出火防止及び初期消火
イ　避難誘導や避難の実施
ウ　救出、救護活動の実施

エ　区域内における情報の収集、伝達

オ　その他、緊急又は必要と認められる活動

（２）市又は防災関係機関に協力する活動

市又は防災関係機関の応急対策が開始された後は、これらの補完的活動として次の応急対策業務に積極的に協力するものとする。この場合、活動を行うにあたっては、災害対策本部又は防災関係機関の要請等に基づき行うものとする。

ア　給水、給食、救護物資の配分等

イ　清掃、防疫活動

ウ　区域内住民の安否情報収集

エ　住民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底

オ　住民の避難施設の入所時、移動時における名簿登録の徹底

カ　避難施設、避難場所等の運営

キ　その他､必要な応急対策業務の協力

４　防災士の活動

防災士は、災害が発生したときに自主防災組織や事業所等の一員としてそれぞれの活動に積極的に携わる。また、それらの活動が効果的かつ円滑に進むよう、防災の知識を活かしてリーダーシップの発揮に努める。

第１２節　帰宅困難者対策計画
（被災者救援部）

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県と連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図るものとする。

１　市民、事業所等への情報提供

市は、県及び防災関係機関と連携し、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報等について必要な情報を提供するものとする。

２　代替交通手段の確保

市は、帰宅困難者の帰宅に関する支援方法を検討するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて県及び交通事業者等と調整を図るものとする。

３　宿泊場所の確保

市は県と連携し、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等に働きかけるものとする。（資料編９３参照）

なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

４　市民、事業所・学校等への啓発

（１）市民等への啓発

市は県と連携し、市民等に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認の方法について周知を行う。

（２）事業所・学校等への要請

市は県と連携し、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市及び県は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第１３節　輸送計画
（物資支援部）

災害に対して必要な応急対策要員や避難住民の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の緊急輸送は、この計画の定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

１　緊急輸送手段の確保

（１）緊急輸送車両の調達

災害時における応急対策要員や避難指示を受けた住民の移送、生活必需物資等の輸送に必要な緊急車両については、市が保有する公用車をあてるほか、赤帽大分県軽自動車運送協同組合に協力を要請する。さらに、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

なお、市は可能な限り災害対応仕様の車両の確保を図るものとする。

〇災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定（資料編９３参照）

〇緊急輸送車両協力要請機関連絡先（資料編７９参照）

（２）燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、民間団体等との協定の締結などを積極的に推進し、確保するよう努める。

また、県と大分県石油商業組合との応援協定に基づき、災害対応業務に従事する車両に対する燃料の優先供給に必要な標章の交付申請を県に対して行う。

（３）緊急通行車両標章交付の周知等

輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害時、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うよう努める。

（４）輸送体制

ア　車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、公用車を除き、調達車は全て物資支援部で管理する。

イ　車両の運用

物資支援部は、各対策部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。（別表１参照）

（別表１）市保有車両台数（上下水道局、消防局、教育委員会等の所管の車両も含む）

種別	台数	備考
乗用車	14	管財課11台、議会事務局1台、上下水道局2台
バス	2	管財課2台
普通貨物車	1	消防局1台
小型貨物車	4	清掃業務課3台、上下水道局1台
軽自動車	408	管財課66台、その他342台
普通特種	6	上下水道局4台、消防局2台
合計	435	

２　海上輸送

陸上交通による輸送が困難な状況にある場合は、第七管区海上保安本部大分海上保安部、九州運輸局大分運輸支局等の関係機関と協議し、人員、物資等の緊急海上輸送を要請する。

〔連絡先〕

名　　称	電　　話	備　　考
第七管区海上保安本部 大分海上保安部	521－0114	

また、船舶運航事業を利用して、海上輸送を行う場合には、事業者に対し緊急輸送を要請する。

○官公庁船舶保有数（資料編８０参照）

〔連絡先〕

名　　称	電　　話	備　　考
九州運輸局大分運輸支局	558－2235	

３　航空輸送

災害の状況により航空輸送を必要とする場合は、「３－１－８　自衛隊派遣要請計画」による要請の他、第七管区海上保安本部大分海上保安部、大分県防災航空隊、県警等に要請する。

名　　称	電　　話	備　　考
第 41 普通科連隊	0977－22－4311 （内線）234	
第七管区海上保安本部 大分海上保安部	521－0114	
大分県防災ヘリ「とよかぜ」	536－1111	（直通）0974－34－2192
大分県警ヘリ「ぶんご」	536－2131 （内線）724－551・552・553	（直通）0978－68－0270

○ヘリポートの設定（資料編８６参照）

４　輸送拠点（緊急輸送基地）の確保

県等からの救援物資の受入れ及び仕分け並びに指定避難所等への配送を行うため、事前に定めた候補地等から、地域内輸送拠点（物資輸送拠点）を選定し確保する。

なお、詳細については、「大分市災害時受援計画」に定める。

５　緊急輸送の基準

緊急輸送は、概ね次の基準により他の輸送に優先して実施する。

（１）第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資、資機材

イ　消防活動等災害拡大防止のための人員、資機材、物資

ウ　災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道等初動の応急対策に必要な人員、資機材、物資

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な道路や、防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資、資機材

（２）第２段階（上記（１）の続行以外に）

ア　食料、水等生命の維持に必要な物資

イ　被災地外へ搬送する負傷者及び被災者

ウ　輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資、資機材

（３）第３段階（上記（２）の続行以外に）

ア　災害復旧に必要な人員、資機材、物資

イ　生活必需品

第１４節　交通応急対策計画

（総合統括部、物資支援部、社会基盤対策部、消防対策部、各機関）

この計画は、災害時における交通施設の被害等に伴う交通支障箇所の交通の危険及び混乱を防止し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を行うための交通規制、緊急交通路の確保に関する必要な措置等について定めるものである。

１　実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、関係機関と常に緊密な連絡を保ち応急措置に万全を期するものとする。

区　分	実施責任者	範囲	準拠法
道路管理者	・一般国道～国土交通大臣 ・一般国道、県道～知事 ・市道～市長	１．道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２．道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第１項
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	１．災害応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき ２．道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ３．道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法 第 76 条第１項 道路交通法 第４条第１項 第５条第１項 第６条第４項
港湾管理者	知事	水域施設（航路、泊地及び舟だまり）の使用に関し必要な規制	港湾法第 12 条第１項第４号の２
海上保安部	海上保安部長（港　長） 海上保安官	１．船舶交通安全のため、必要があると認めるとき ２．異常な気象又は海象、海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合 ３．海上保安官は、天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	港則法第 37 条第１項、第３項 海上保安庁法第 18 条第１項

２　交通規制の実施

各実施責任者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想され、又は被害が発生したときは、速やかに次の要領により規制するものとする。

（１）道路管理者

災害により交通施設の危険な状況が予想され、又は発見されたとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。その際、所轄の警察署及び消防署に通行規制を行ったことを連絡するものとする。ただし、市長は本市以外のものが管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して、規制するいとまがない場合には、直ちに警察官に報告して道路交通法に基づく規制を実施する等応急措置を行うものとする。

この場合市長は速やかに道路管理者に連絡して、正規の規制を行うものとする。

（２）警察関係

災害等により道路、橋梁等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、並びに災害が発生した場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するために必要があるときは、速やかに必要な規制を行うものとする。

（３）港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

（４）海上保安部

ア　漂流物、沈没物その他の航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は港の境界線付近のときは、その物件の所有者又は占有者に対し除去を命じ、その他の海域においては除去の勧告を行う。

イ　水路の損壊、沈没物等のため船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

（５）九州旅客鉄道株式会社

ア　災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、各駅等で定められた警備を行うが、特に工務関係（保線、電力、信号通信）は警備を強化する。

イ　災害その他による不通の場合のほか、風速 30m以上のときは全面的に運転を休止する。

ウ　大規模な列車運転事故の場合には、直ちに関係機関に通報するとともに連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備等の復旧を行う。

エ　災害の予防、応急対策及び復旧については、会社で定めた「防災規程」、「防災業

務計画」により行うものとする。

３　緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 76 条第１項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。

４　緊急交通路の確保に関する必要な措置

（１）交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

ア　標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

○災害対策基本法に基づく車両通行止の標示（資料編８１参照）

イ　現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

（２）緊急通行車両（緊急自動車を除く）の確認及び標章等の交付

ア　対象車両

国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする。（自己保有、他者保有を問わない）

イ　確認及び標識等の交付

県知事又は県公安委員会は、対象車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、使用者に標章及び緊急通行車両確認証明書（資料編８２参照）を交付する。

ウ　緊急通行車両の事前届出

緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両を緊急通行車両として事前に県公安委員会に申請し、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けるとともに、輸送協定を締結した民間事業者等に緊急通行車両等事前届出済証の交付申請を行うよう指導する。

（３）相互連絡

各道路管理者と警察署長は、相互に密接な連絡をとり交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間、及び理由を道路管理者にあっては警察署長へ、警察署長にあっては道路管理者へそれぞれ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

（４）発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官はその旨を市長に通報し、市長はその路線を管理し、管理者又は警察署長に通報するものとする。

（５）警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の３第１項及び第２項の規定により、次の措置をとるものとする。

ア　当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命じる。

イ　上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとる。

ウ　上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損する。

エ　上記の措置をとったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

（６）市民への交通規制情報の提供

総合統括部は、交通規制を実施した機関（警察、道路管理者）と連携し、交通規制箇所について交通情報板等の表示の依頼や報道機関に協力を求めるなどして積極的に市民に対し交通規制情報を提供するよう努める。

なお、本市区域内の国道、県道、市道等の全面通行止等の道路規制情報については、災害対応支援システムを利用し、県のホームページにおいて一元的に発信する。

５　道路の応急復旧

（１）交通施設の被害状況の把握

ア　社会基盤対策部は、速やかに区域内の緊急輸送路及びその他の主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。

イ　各対策部は、区域内の道路の被災箇所を発見した場合、その状況を速やかに社会基盤対策部及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。

なお、応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

（２）総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

ア　交通施設の総合的な被災状況の把握

総合統括部は、必要に応じ報告を受けた各管理者の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、各対策部に対し情報提供を行う。

（３）緊急輸送路等の道路啓開及び応急復旧

ア　道路啓開及び復旧の体制の把握

社会基盤対策部は、必要に応じて大分県建設業協会各支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、道路啓開や応急復旧を行う体制（人員や重機等の量）を把握する。

また、国土交通省や大分県、西日本高速道路（株）の所管する道路の復旧計画・状況についても可能な限り把握するよう努める。

イ　道路啓開の実施

社会基盤対策部は、大分県建設業協会各支部へ道路啓開の開始要請を行い、障害物の除去作業においては、道路法 42 条の適用による除去（通常の道路の維持管理）と災害対策基本法 76 条の６の適用による除去（緊急通行車両の通行の妨害となっている車両およびその他の物件の移動）の両者で対応する。

また、災害対策基本法第 76 条の６に基づく道路啓開に関しては、あらかじめ指定した道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検、必要な措置等を実施する。（２－１－１　都市防災計画　参照）

（４）応急対策の実施

ア　短期的対策

社会基盤対策部は、道路啓開後、輸送用トラック等の通行を可能とするため、路面の段差補修など応急対策を実施する。

イ　中期的対策

社会基盤対策部は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置など関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

（５）自衛隊への応援要請

社会基盤対策部は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総合統括部へ出動要請を依頼する。

６　港湾・漁港等の応急復旧

（１）緊急輸送港啓開の実施

市所管の漁港管理者は、国土交通省及び大分海上保安部等関係機関の支援を受け、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。

（２）復旧作業の実施

社会基盤対策部は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

（３）係留許可

市所管の漁港管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

（４）漂流物等集積場所の確保

市所管の漁港管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した漂流物及び障害物の集積場所を確保する。

７　県の権限代行制度

市道について、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、本市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、権限代行制度の適用について県に要請することも検討する。

第２章　生命・財産への被害を最小限とするための活動

第１節　避難情報及び避難誘導等の活動
（各対策部、各機関）

この計画は、災害に際し危険な地域又は危険の予想される地域にある居住者、滞在者、その他の者に対して避難情報の提供、避難の指示等の伝達、誘導等を実施することにより居住者等の生命、身体等を災害から保護するためのものである。

１　避難の指示権を有する者

（１）市長（その命を受けた職員等）

ア　避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（基本法第 60 条１項）

イ　緊急安全確保措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

（基本法第 60 条第３項）

（２）水防管理者（その命を受けた職員等）

洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（水防法第 29 条）

（３）警察官（海上保安官を含む）

市長の避難のための立退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。（基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）

（４）知事（その命を受けた職員等）

ア　洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。（水防法

第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

イ　災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。（基本法第 60 条）

（５）自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）

災害の危険により避難を要する場合に、警察官等がその場にいない場合に限り、居住者等に対し避難のための立退きを指示する。（自衛隊法第 94 条）

２　避難情報発令等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施するものとする。

なお、避難指示等の全体計画については、「大分市避難情報発令等の判断・伝達マニュアル」に定めることとする。

（１）避難情報の発令区分

５段階の警戒レベルのうち、警戒レベル３～警戒レベル５を用いた避難情報の発令区分は以下のとおりとする。

	発令時の状況	住民がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難 災害対策基本法 第 56 条第２項	◆災害が発生するおそれがある状況	◆高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ◆高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始する。 ◆地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は自主的に避難を開始する。
【警戒レベル４】 避難指示 ※１ 災害対策基本法 第 60 条第１項	◆災害により、人的被害が発生する可能性が高い状況 ◆災害が発生するおそれが高い状況 ※1 必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令	◆危険な場所から全員避難する。 ◆指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ◆洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、自らの判断で「屋内安全確保」も検討する。

【警戒レベル５】 緊急安全確保 ※２ 災害対策基本法 第 60 条第３項	◆災害が発生又は切迫している状況 ※１必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令	◆高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等、緊急に安全を確保するための行動をとる。

※１　地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令

※２　災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

（２）水害による避難情報の発令判断基準

ア　警戒及び避難すべき区域

警戒及び避難情報の対象となる区域は、河川が破堤及び越水した場合に、浸水深が 50㎝を超えると予測される区域を基本とし、「大分市洪水ハザードマップ」等により確認する。

※　警戒及び避難すべき区域は、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、上記対象区域以外の区域も含めて、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断する。

※　大分市洪水ハザードマップは、一定の条件設定により作成されていること、細かい地形や地質が反映されていないこと等に留意する。

イ　避難情報の発令判断基準

避難情報は以下の基準を参考に、大分河川国道事務所、大分土木事務所、大分地方気象台等からの助言・情報や、河川洪水予報、水位情報、今後の気象予測、河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

	現地情報等による基準	水位等による基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	◆近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合 ◆巡視等により軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ◆高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、接近・通過することが予想される場合	◆河川管理者等から洪水予報河川等について、「避難判断水位」に達したことが通知され、今後も水位が上昇し「氾濫危険水位」を超えることが予想される場合 ◆国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合

【警戒レベル４】 避難指示	◆近隣で浸水が拡大した場合 ◆巡視等により異常な漏水・侵食等が発見された場合 ◆水門操作員が避難を開始した場合 ◆立ち退き避難に支障をきたすことが予想される場合 ◆避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風雨を伴い接近・通過することが予想される場合	◆河川管理者等から洪水予報河川等について、「氾濫危険水位」に達したことが通知され、今後も水位が上昇し堤防天端高を超えることが予想される場合 ◆水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ◆国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ◆ダムの管理者から、非常用洪水吐越流の事前通知（３時間前）があった場合 ◆気象庁から、水位周知海岸において「高潮警報」または「高潮特別警報」が発表された場合。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	◆決壊や越水・溢水した場合 ◆異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ◆樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	◆既に災害が発生している状況 ◆国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合

※同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。

※　大雨特別警報（浸水害）発表時には、すでに上記基準に基づき情報等の判断を行っていることが想定される。このため、大雨特別警報（浸水害）が発表された場合は、すでに実施済みの措置が十分であるか再確認する事とする。

（注）排水ポンプ場運転調整要綱（国九整大河管 124 号、令和３年３月３１日）に定めのあるもの

ウ　情報の入手先

（ア）大分県雨量・水位観測情報

http://river.pref.oita.jp

（イ）国土交通省統一河川情報システム（雨量・河川水位情報）

http://city.river.go.jp/title_city.html

（ウ）国土交通省川の防災情報

http://www.river.go.jp/89.html

（エ）国土交通省水害リスクライン

https://frl.river.go.jp/

（オ）気象庁

https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html

（カ）浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html

（キ）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

（３）土砂災害による避難情報の発令基準

ア　警戒及び避難すべき区域

警戒及び避難情報の対象となる区域は、地形的に土砂災害が発生するおそれのある区域を基本とし、「土砂災害ハザードマップ」や「土砂災害危険箇所台帳」、「土砂キキクル」等により確認する。

（ア）土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

（イ）急傾斜地崩壊危険箇所

（ウ）土石流危険渓流

※　警戒及び避難すべき区域は、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、上記対象区域以外の区域も含めて、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断する。

※　「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」及び「土砂災害危険箇所」は、一定の条件設定により作成されていること、細かい地形や地質が反映されていないこと等に留意する。

イ　避難情報の発令判断基準

避難情報は次の基準を参考に、大分土木事務所、大分地方気象台等からの助言・情報や、土砂災害警戒情報、今後の気象予測、土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

	現地情報等による基準	土砂災害警戒情報等による基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	◆警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が接近・通過することが予想される場合	◆大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（警戒レベル３相当情報［土砂災害］） 【警戒】赤色メッシュ

【警戒レベル４】 避難指示	◆警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風雨を伴い接近・通過することが予想される場合 ◆土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	◆土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当）の発表された場合 ◆土砂キキクルで【危険】紫色の警戒レベル４相当情報となった場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	◆土砂災害が発生した場合	◆既に災害が発生している状況 ◆大雨特別警報（土砂災害）の発表 ※発令対象の絞り込みについては、土砂キキクル「災害切迫（黒）」を参考とする

※　土砂災害危険度情報のレベルは 10 分毎に更新されるため、利用に際しては注意すること。

ウ　土砂災害警戒情報と土砂災害危険度情報について

（ア）土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため大分県と大分地方気象台が共同で発表する防災情報である。

気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、１，２時間後に発表基準線を超えると予想される場合に発表する。

（イ）土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報は、大分県をメッシュ（１km×１km）に分割し、各メッシュ毎に土砂災害の危険性がどれくらいかを示したものである。

（土砂災害警戒情報を補足する情報）

・【警戒レベル２相当】（メッシュの色：黄色）
　２時間先までに注意報基準に到達すると予想
・【警戒レベル３相当】（メッシュの色：赤色）
　２時間先までに警報基準に到達すると予想
・【警戒レベル４相当】（メッシュの色：紫）
　２時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達
・【警戒レベル５相当】（メッシュの色：黒）
　すでに大雨特別警報の基準に到達

エ　情報の入手先

（ア）大分県土砂災害情報インターネット提供システム（土砂災害危険度情報）

http://sabo.pref.oita.jp/dosya/index.html

（イ）大分県土砂災害危険箇所情報

http://sabo.pref.oita.jp/bousai_s/dosya_map/smp/index.html

（ウ）気象庁

https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html

（エ）土砂キキクル　（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/

（４）その他の災害による避難情報等の発令基準

ア　避難措置の区分

避難指示

a　大規模延焼火災又はガス漏れ等の有毒物の流出拡散、危険物の爆発により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき

b　その他の自然災害、大規模な事故災害により、市民に生命の危険が認められるとき

（５）避難情報発令等の判断・伝達マニュアルの策定・管理

総合統括部は、避難情報について、県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを策定し、その更新管理を行う。

3　警戒区域の設定

（１）市長（その命を受けた職員等）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。（基本法第 63 条）

（２）警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定することができる。この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。（基本法第 63 条）

（３）消防長又は消防署長

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火器の使用を禁止し、又は

総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。（消防法第 23 条の２）

（４）消防吏員又は消防団員

火災の現場において、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又は出入を禁止し若しくは制限することができる。（消防法第 28 条、第 36 条）

また、消防法第 36 条の規定に基づき、水災を除く他の災害の場合にも、消防警戒区域を設定することができる。

（５）水防団長、水防団員又は消防機関に属する者

水防上必要がある場所において、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（水防法第 21 条）

４　避難情報の発令等の実施

（１）避難情報の発令は、市長が行うものとする。ただし、危険が切迫し、市長の判断を得るいとまがないときは、現場に派遣された市職員、消防職員が、市長に代わって避難情報の発令を行うことができるものとする。この場合、実施後、速やかに市長に報告し、以後の措置について指示を受けるものとする。

（２）避難情報の発令にあたっては、あらかじめ避難先となる避難場所及びその周辺の状況等を把握確認して行うものとする。

５　避難情報等の伝達要領

（１）伝達方法

ア　高齢者等避難、避難指示の伝達系統図（資料編６２参照）

イ　避難指示等（高齢者等避難を含む）の伝達は、緊急速報メール、大分市防災メール、（電話・FAX による配信を含む）、大分市同報系防災行政無線、大分市ホームページ、SNS 等、報道（テレビ、ラジオ、新聞各社）による伝達のほか、広報車、消防車、消防団車両、パトカー等により伝達するとともに、電話、口頭、文書等により自治委員等に連絡し、自治委員等から、非常時連絡網などにより当該地域住民に連絡する。

ウ　その他状況に応じ、市職員及び消防吏（団）員等により、携帯マイク等によって戸別に伝達し周知徹底を期するものとする。

（２）伝達事項

ア　避難指示等の避難情報は、関係住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

イ　主な伝達内容は、次のとおりとする。

（ア）５段階の警戒レベルを用いた避難情報

（イ）予想される災害及び立退き避難の理由

（ウ）避難にあたっての注意事項

（エ）指定避難所の開設状況や混雑状況等
※ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める

６　避難の誘導

（１）避難の誘導は、市職員、消防吏（団）員、警察官等が行うものとするが、相互に緊密な連絡のもとに、避難経路、避難場所等を的確に指示し、安全且つ迅速に行うものとする。

（２）避難の誘導にあたっては、要配慮者を優先し、危険な箇所には誘導員を配置するとともに、避難中の事故を防止するものとする。

（３）避難者が、自力により立退不可能の場合は、車両、舟艇等により輸送を行うものとする。

７　自主避難

住民は、避難の指示の発令が行われなくとも、自ら危険を感じたときは、自主的に避難を行うものとする。

８　避難指示等の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められた時とする。解除の伝達方法は指示する際の方法を準用する。

９　学校、病院等の避難対策

小・中・高等学校及び幼稚園その他学校教育法の適用を受ける教育施設の管理責任者は、「大分市学校災害対策マニュアル(改訂版Ⅳ)」に基づき、各学校等で定めた防災計画により、児童生徒等を迅速、適切に避難させる。

また、保育所及び認定こども園等においては、避難場所、避難経路などの対策を各園で定めた「災害対策マニュアル」に基づき、園児を安全に避難させるとともに、消防その他関係機関との連携のもとに避難訓練を適宜実施するものとする。

なお、学校、病院、福祉施設等多数の者が利用する施設においては、次のことを定め、関係職員に徹底するよう指導するものとする。

（１）避難実施責任者
（２）避難の順位
（３）避難誘導責任者及び補助者
（４）避難誘導の要領

10　浸水想定区域における警戒避難体制等

浸水想定区域内の住民並びに浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設の利用者等が、円滑かつ迅速な避難が実施できるよう、警戒避難体制等について以下のとおり

定める。

（１）浸水想定区域における警戒避難体制等

ア　浸水想定区域内の住民は、気象情報、雨量水位情報、洪水予報等並びに災害発生情報等の把握と早めの自主避難に努めるものとする。

イ　市から洪水予報等に基づく避難指示等の避難情報を受理した自治委員等は、自主防災組織や、あらかじめ作成した非常時連絡網などにより当該区域内の住民に迅速かつ確実に連絡するよう努めるものとする。また、自治会、町内会や自主防災組織等を活用し、地域ぐるみで早めの避難に努めるものとする。

ウ　市は、水門の操作に関する情報について、関係する自治委員に対して電話等により連絡を行うものとする。

（２）浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設における警戒避難体制等

○地下街等（現在、該当施設なし）

○洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等（資料編１３参照）

ア　洪水予報等の伝達

市は、洪水予報等に基づき避難指示等の避難情報を発令したときは、地下街等及び要配慮者利用施設の管理者等に、洪水予報等伝達系統図に基づき連絡を行うものとする。

○浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等の伝達系統図

（資料編４２参照）

イ　警戒避難体制等

（ア）施設の所有者又は管理者は、気象情報、雨量水位情報、洪水予報等並びに災害発生情報等の把握と早めの自主避難に努めるものとする。

（イ）施設の所有者又は管理者は、洪水予報等に基づく避難指示等の避難情報の伝達があった場合は、あらかじめ作成した避難計画等に基づき、利用者等を円滑かつ迅速に避難させるものとする。

11　土砂災害警戒区域における警戒避難体制等

土砂災害警戒区域内の住民並びに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速な避難が実施できるよう、警戒避難体制等について以下のとおり定める。

（１）　土砂災害警戒区域等における警戒避難体制等

ア　警戒区域内の住民は、気象情報、雨量情報、土砂災害警戒情報等並びに前兆現象、災害発生情報等の把握と早めの自主避難に努めるものとする。

イ　市から土砂災害警戒情報等に基づく避難指示等の避難情報を受理した自治委員等は、自主防災組織や、あらかじめ作成した非常時連絡網などにより当該区域内の住民に迅速かつ確実に連絡するよう努めるものとする。また、自治会、町内会や自主防災組織等を活用し、地域ぐるみで早めの避難に努めるものとする。

○土砂災害警戒区域と警戒避難体制（資料編１３参照）

（２）　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における警戒避難体制等

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等（資料編１３参照）

ア　土砂災害警戒情報等の伝達

市は、土砂災害警戒情報等に基づき避難指示等の避難情報を発令したときは、要配慮者利用施設の管理者等に、土砂災害警戒情報等伝達系統図に基づき連絡を行うものとする。

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等に対する土砂災害警戒情報等の伝達系統図

（資料編４３参照）

イ　警戒避難体制等

（ア）施設の所有者又は管理者は、気象情報、雨量情報、土砂災害警戒情報等並びに災害発生情報等の把握と早めの自主避難に努めるものとする。

（イ）施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒情報等に基づく避難指示等の避難情報の伝達があった場合は、あらかじめ作成した避難計画等に基づき、利用者等を円滑かつ迅速に避難させるものとする。

第２節　災害救助計画

（各対策部）

この計画は、災害が発生した場合における罹災者に対する応急救助に関し、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じて実施する救助について定めるものである。

１　災害の認定基準及び用語の定義

災害救助法における被害の認定基準及び用語の定義は、次のとおりである。

（１）住家：現実にその建物を居住のために使用しているもの

（２）世帯：生計を一つにしている実際の生活単位

（３）死者：当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの

（４）行方不明：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの

（５）負傷：災害のため負傷し、医師の治療を受ける又は受ける必要（見込み）のあるもの

ア　重傷：１か月以上の治療を要する見込みのもの

イ　軽傷：１か月未満で治癒できる見込みのもの

（６）全壊

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

（７）半壊

損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの※半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを「大規模半壊」、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、またはその住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものを「中規模半壊」として取り扱う。

（８）準半壊

半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの

（９）床上浸水

前記（６）及び（７）に該当しない場合で、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(10) 床下浸水：浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの

(11) 一部損壊：住家の損害割合が 10%未満のもの

2　災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本市における適用基準は、次のとおりである。

（１）本市域内において 150 世帯以上の住家が滅失したとき

（２）大分県下で 1,500 世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても 75 世帯以上の住家が滅失したとき

（３）災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

（４）大分県下で 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても多数の住家が被害を受けたとき

（５）多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（内閣府令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること、もしくは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること）

（６）当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（内閣府令で定める特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は、災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合）

（７）（１）～（６）について、住家が滅失した世帯の数の算出に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3　災害救助法による救助の種類とその措置

救助の種類については、災害救助法第４条及び同施行令第２条の定めるところにより、次のとおりとする。

（１）避難所の設置

（２）応急仮設住宅の供与

（３）炊出しその他による食品の給与

（４）飲料水の供給

（５）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
（６）医療及び助産
（７）災害にかかった者の救出
（８）災害にかかった住宅の応急修理
（９）学用品の給与
(10) 埋葬
(11) 遺体の捜索及び取扱い
(12) 障害物の除去

なお、救助の程度、方法及び期間等については、災害救助基準（資料編６５参照）によるものとする。

また、ボランティアの受入れについて大分県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と本市の実施する救助の調整事務について、大分市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

４　災害弔慰金の支給、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸与

市は、暴風、豪雨、洪水、地震等の異常な自然現象による被害のみを対象とした災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令並びに大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、次の救済措置を行うものとする。

（１）災害弔慰金の支給

ア　対象者：災害により死亡した市民の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）前記の遺族がいずれもいない場合は兄弟姉妹（死亡当時、死亡した人と同居し、又は生計を同じくしていた人に限る）

イ　支給額

（ア）死亡者が生計を主として維持していた場合は 500 万円

（イ）その他の場合は 250 万円

ウ　弔慰金を支給する場合の災害の範囲

（ア）本市で住居が５世帯以上滅失した災害

（イ）県内で住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

（ウ）県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害

（エ）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

（２）災害障がい見舞金の支給

ア　対象者：災害のため精神又は身体に著しい障がいを受けた人

イ　支給者：災害により災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障がいがある住民に対し、生計を主として維持していた場合は 250 万円、その他の場合 125 万円

ウ　見舞金を支給する場合の災害の範囲：災害弔慰金の場合と同じ

（３）災害援護資金の貸付

ア　対象者：罹災者の世帯主

イ　貸付額：一世帯当たりの貸付け限度額は次のとおり。

（ア）世帯主が負傷（療養期間１か月以上）し、かつ次のいずれかに該当する場合

a　家財の損害（その価額の３分の１以上の損害）及び住居の損害がない場合　150 万円

b　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　250 万円

c　住居が半壊した場合　270 万円

d　住居が全壊した場合　350 万円

（イ）世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

a　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　150 万円

b　住居が半壊した場合　170 万円

c　住居が全壊した場合　250 万円

d　住居の全体が滅失した場合　350 万円

（ウ）宅地の損害を受け、かつ次のいずれかに該当する場合

a　前各号に掲げる損害がない場合　50 万円

b　前号に掲げる損害がある場合、50 万円と前各号に掲げる損害に応じた貸付限度額との合計額

(エ) 前(ア)のｃ又は(イ)のｂ若しくはｃにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

ウ　所得制限

貸付対象世帯に属する者の所得の合計額は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、住居が滅失した世帯にあっては、当該世帯に属する者の所得の合計額は、1,270 万円以下とする。

（ア）同一世帯に属する者が１人のときは、220 万円以下

（イ）同一世帯に属する者が２人のときは、430 万円以下

（ウ）同一世帯に属する者が３人のときは、620 万円以下

（エ）同一世帯に属する者が４人のときは、730 万円以下

（オ）同一世帯に属する者が５人以上のときは、730 万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額以下

エ　償還期間：償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち３年とする。

オ　利率：連帯保証人あり・・・無利子

連帯保証人なし・・・１％（据置期間中は無利子）

5　前記以外の災害弔慰金の支給及び災害障がい見舞金の支給

市は、大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けない自然災害により大分県内で被害を受けた市民に対し大分市災害弔慰金等支給要綱に基づき、次の救済措置を行うものとする。

（１）災害弔慰金の支給

ア　対象者　災害のため死亡した市民の遺族

イ　支給額　死亡者が生計を主として維持していた場合は250万円､その他の場合は、125万円とする。ただし、死亡者が同要綱により災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、支給を受けた額を控除した額とする。

ウ　弔慰金を支給する場合の災害の範囲

（ア）被害が発生した市町村を含む地域に対して、大分地方気象台が特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）又は警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮）を発表したとき（ただし、海上警報は除く）

（イ）被害が発生した市町村で、福岡管区気象台が震度４以上を観測し、発表したとき

（ウ）被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して、福岡管区気象台が津波注意報、津波警報または大津波警報を発表したとき

（エ）福岡管区気象台が、九重山、鶴見岳・伽藍岳又は由布岳に係る火口周辺警報又は噴火警報を発表したとき

（オ）その他特別な場合

（２）災害障がい見舞金の支給

ア　対象者：災害のため精神又は身体に著しい障がいを受けた人

イ　支給額：災害により災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障がいがある住民に対し、生計を主として維持していた場合は125万円、その他の場合は62万5千円とする

ウ　見舞金を支給する場合の災害の範囲：災害弔慰金の場合と同じ

6　小災害罹災者に対する見舞金の支給

大分市災害弔慰金の支給等に関する条例による救助の対象とならない小災害であっても、本市に住居を有する者が、災害により被害を受けた場合には、大分市災害見舞金支給要綱の規定により、その世帯主又は遺族に見舞金を支給するものとする。ただし、負傷の場合には、その者に見舞金を支給するものとする。

災害の種類／区分		大分市災害弔慰金の支給等に関する条例第2条第1号の規定する自然災害	左記以外の災害
死亡者一人につき		50,000円	30,000円
負傷	重傷	10,000円	

	軽傷	5,000 円	
全壊・全焼 流失・埋没		50,000 円	30,000 円
半壊・半焼 半流失・半埋没		20,000 円	10,000 円
床上浸水		10,000 円	

（注）法令又は他の条例規則等により見舞金に相当する金額を受けるときは、この要綱による見舞金は支給しない。

7　その他の救護措置

大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用の有無にかかわらず、日本赤十字社大分県支部の定めるところにより、被害の程度に応じて、次の見舞品を支給するものとする。

災害救援物資配分表（令和２年４月１日～）

機関名	被害程度	物資	配分基準	
			夏期（6 月～9 月）	冬期（10 月～5 月）
日本赤十字社大分県支部	・全焼 ・全壊 ・流失 ・半焼等で寝具が使用できない場合	毛布	世帯人員数×１	世帯人員数×２
		タオルケット	世帯人員数×１	
		バスタオル	世帯に１枚	世帯に１枚
		タオル	世帯人員数×１	世帯人員数×１
		緊急セット	世帯人員４人ごとに１個 ※５人～８人は２個 ９人以上は３個	世帯人員４人ごとに１個 ※５人～８人は２個 ９人以上は３個
		ブルーシート	世帯に１枚	世帯に１枚
	・半焼 ・半壊 ・床上浸水	毛布		世帯人員数×１
		タオルケット	世帯人員数×１	
		バスタオル	世帯に１枚	世帯に１枚
		タオル	世帯人員数×１	世帯人員数×１
		緊急セット	世帯人員４人ごとに１個 ５人以上については上記※のとおり	世帯人員４人ごとに１個 ５人以上については上記※のとおり
	・避難所	毛布	世帯人員数×１	世帯人員数×１
		緊急セット	世帯人員４人ごとに１個 ５人以上については上記※のとおり	世帯人員４人ごとに１個 ５人以上については上記※のとおり

〔備考〕

（１）本配分基準は、非住家には適用しない。

（２）死亡者のある場合は、世帯構成員から死亡者を除いた基準で配分する。
（３）災害の状況（地震、集中豪雨等の大災害）により、別途協議のうえ適宜配分する。
（４）避難所は長期に避難する場合、宿泊を伴う避難を指す。

（注）上記の救援物資以外に安眠セットを配布する場合がある。（安眠セット：マット、枕、アイマスク、耳栓、スリッパ、靴下）

品名	配分基準	配分数
安眠セット	体育館などの避難所に、集団で相当数が数日にわたって避難を要する場合。	原則として被災者１人あたり1セット

※安眠セットは原則本社が指定する支部において保管する。

８　災害時の罹災見舞要領

本市において大規模な災害が発生した場合の被災者に対する罹災見舞いについては、次の要領によるものとする。

（１）罹災見舞いは、災害の程度に応じて被災地区ごとに見舞班を編成し、被災者に対する見舞及び見舞金品を贈呈するものとする。
（２）被災者に対する罹災見舞いは、被災者救援部が、地域対策部の協力を得ながら行うものとする。

９　被災者台帳

災害が発生し、救助が必要であると認める被害者があるときは、その被害状況を調査の上、被災者台帳システムに登録するものとする。

10　応急救助の実施状況の報告

災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、その実施状況を次により報告するものとする。

（１）災害対策本部の各対策部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の種類ごとに救助実施記録日計表を２部作成し、毎日救助の実施状況を被災者救援部に１部提出することとする。
（２）被災者救援部は、各対策部からの報告を取りまとめ、全市域の救助の実施状況を掌握するとともに、その結果を県に報告するものとする。

ただし、交通等が途絶している場合については、電話等の方法により情報を提供し、後日一括して、提出することとする。

（救助の種類）	（情報提供事項）
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員

飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の捜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

第３節　救出・救護計画
（消防対策部）

この計画は、災害のため生命・身体が危険な状態にある者、あるいは行方不明の状態にある者を消防機関が中心となって警察機関等関係機関の協力を得て行う捜索救出及び被災者の救護について定めるものである。

１　救出・救護の対象者

（１）災害によって生命・身体が危険な状態にあるもので、おおむね次のような場合とする。

ア　火災時に、屋内に取り残された場合

イ　土石流、がけ崩れ等のため生き埋め、又は倒壊家屋の下敷になった場合

ウ　水害の際に、水とともに流され、又は孤立した地域等に取り残された場合

エ　陸上交通機関、船舶、航空機等の交通事故の場合

オ　火薬、毒劇物、ガス等の事故の場合

カ　山、海、河川等における遭難等の場合

キ　その他救出救護を要する場合

（２）災害のため生死行方不明の状態にあるもので、おおむね次のような場合とする。

ア　行方不明の者で諸般の情勢から判断して、生存していると推定される場合

イ　行方は判っているが、生命があるかどうか明らかでない場合

２　救助隊の編成等

（１）災害のため救出救護を要する者が生じた場合、消防局長は、災害の規模に応じた特別救助隊等を編成するものとする。

（２）消防局長は、大規模な救助活動及び捜索活動を行う場合の出動態勢等必要な事項については、「大分市救急救助業務計画」で別に定めるものとする。

３　救出・救護の方法

（１）救出に際しては、消防署の特別救助隊等を中心とし、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施するものとする。

（２）救出現場の状況により必要がある場合には、早期に機械力を投入して迅速に救出活動にあたるものとする。

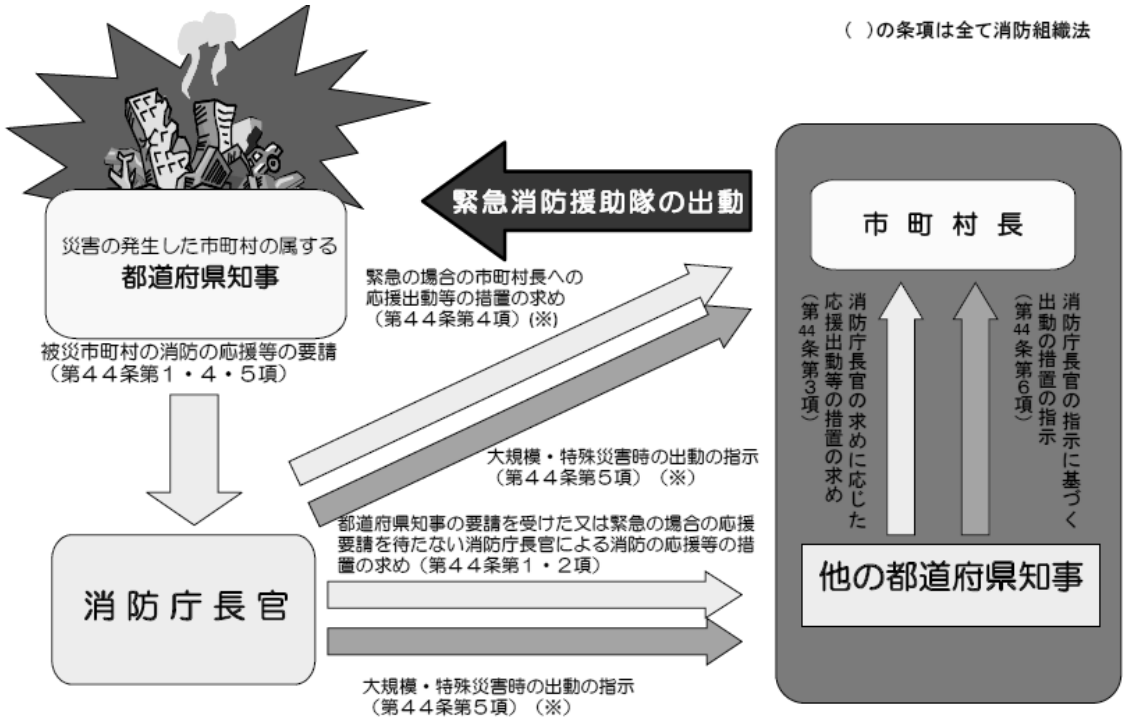

（※）都道府県知事の要請を受けた場合（第44条第1項）と、緊急の場合で都道府県知事の要請を待ついとまがない場合（第44条第2項）がある。

（３）救出した負傷者は、応急手当を施し、直ちに救急車をもってその症状に応じた医療機関へ搬送するものとする。

（４）負傷者が多数発生し、緊急に搬送を必要とする場合、救急隊と同時に医療機関等の救急車の出動を要請し迅速な収容を図る。

４　応援要請

本市の救出体制のみでは救出活動が困難であり、応援を必要とする場合には、次のとおり応援要請により被災者の救出に万全を期すものとする。

（１）　県内応援

大分県内の各市町村長等に対し、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。

○大分県常備消防相互応援協定（資料編９３参照）

○大分県消防団相互応援協定（資料編９３参照）

（２）　緊急消防援助隊

大分県知事に対し、次に図に示すとおり緊急消防援助隊の応援要請を行う。

（３）　民間協力

断水時における消防用水の供給（資料編９３参照）や消防活動困難における重機の派遣（資料編９３参照）が必要な場合には、災害協定に基づき協力要請を行う。

○災害時における消防用水及び生活用水の供給に関する協定（資料編９３参照）

○災害時における消防活動の協力に関する協定（資料編９３参照）

第４節　水防計画

（地域対策部、社会基盤対策部、上下水道対策部、消防対策部）

この計画は、基本法の趣旨及び水防法第 33 条の規定に基づき、洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とするものである。

１　大分市水防対策準備室

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められ、その程度が水防本部を設置するに至らないとき、関係機関と連絡調整を図るため臨時に設置するものである。

（１）設置

気象警報の発表又は長雨期における大雨注意報等の発表により、各種災害の発生が予測される場合において、土木建築部長の指示により河川・みなと振興課長が設置する。

（２）廃止

水防本部が設置された場合、又は災害の危険が解消されたと認められる場合に土木建築部長の指示により河川・みなと振興課長が廃止する。

（３）組織

水防対策準備室の組織の編成は、次のとおりとする。ただし、大分市災害警戒本部が設置された場合には、災害警戒本部の班長及び班員と兼ねるものとする。

ア　準備室長・・・・・河川・みなと振興課長

イ　準備室長補佐・・・河川・みなと振興課政策監又は参事、参事補

ウ　準備室要員・・・・河川・みなと振興課職員

エ　準備室に次の係を置く。

（ア）情報連絡係

県水防支部（大分土木事務所）、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所及び関係機関との連絡調整と情報の収集を行うものとする。

（イ）現場係

重要浸水箇所、重要水防区域、水防区域を巡視及び警戒し、危険箇所の救急対策と水防資材の輸送を行うものとする。

○重要水防箇所等（資料編１３参照）

２　大分市水防本部

（１）設置

水防管理者は水防法第 10 条及び第 11 条による洪水予報の通知を受けたとき、又は水防法第 16 条による水防警報の通知を受けたとき、若しくは出水のおそれがあることを自

ら知り得たときは必要に応じて水防本部を設置し、県水防支部に通知するものとする。

事務局は土木建築部河川・みなと振興課内に置く。

（２）災害対策本部への統合

水防本部は、大分市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合される。

（３）廃止（解除）

県水防支部長から水防警報第４段階の通知を受け、自らも水防警戒の必要がないと判断し解除を命じたときは、水防管理者はその旨を県水防支部長および関係機関等に通知するものとする。

（４）組織、機構及び編成

水防本部の組織、機構及び構成は、大分市水防機構図（資料編８３参照）のとおりとする。

ア　水防管理者・・・・市長

イ　水防副管理者・・・副市長

ウ　水防本部長・・・・土木建築部長

エ　水防副本部長・・・都市計画部長・上下水道部長・農林水産部長・市民部長

オ　本部の組織は、河川・みなと振興課職員のほか、市民協働推進課・各支所・生産振興課・林業水産課・道路維持課・公園緑地課・下水道施設管理課の職員のうち、災害警戒連絡室要員が兼任し、各課に対策班を設置する。

カ　各対策班に係を置き分掌事務は次のとおりとする。

キ　消防局は、大分市消防機関水防計画に別に定める。

大分市水防本部事務分掌表

対策班名	係　名	業　務
総括班 (河川・みなと振興課)	総　務　係	・県水防支部、国土交通省大分河川国道事務所その他関係機関との連絡調整に関すること ・水門等操作に係る連絡調整に関すること ・各水防対策班と連絡調整に関すること ・水防本部の庶務に関すること ・水防資材等の受け払いに関すること
	情報連絡係	・気象情報、河川情報等の収集、伝達に関すること ・洪水予報、水位到達情報、水防警報に関すること
河川班 (河川・みなと振興課)	河川対策係	・重要浸水箇所、重要水防区域、水防区域、災害警戒区域を巡視及び警戒し、危険箇所の応急補修に関すること ・水防資材器具の整備、搬出、輸送に関すること ・河川の被害状況調査に関すること
道路班 (道路維持課)	道路対策係	・道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・道路交通情報の収集等交通対策に関すること
農林水産班 (生産振興課) (林業水産課)	生産振興係	・耕地・農業用施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ため池、農業用排水路等農業用施設の水位の通報、監視及び警戒に関すること
	林業水産係	・林道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・漁港や海岸施設等の被害状況調査に関すること
公園緑地班 (公園緑地課)	公園緑地係	・公園施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること
下水道班 (下水道施設管理課)	下水道対策係	・公共下水道等の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ポンプ場等操作に係る連絡調整に関すること
本庁対策班 (市民協働推進課)	中央地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること
鶴崎支所対策班 (鶴崎支所)	鶴崎地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること
大南支所対策班 (大南支所)	大南地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること
稙田支所対策班 (稙田支所)	稙田地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること
大在支所対策班 (大在支所)	大在地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること
坂ノ市支所対策班 (坂ノ市支所)	坂ノ市地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること
佐賀関支所対策班 (佐賀関支所)	佐賀関地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること
野津原支所対策班 (野津原支所)	野津原地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること
明野支所対策班 (明野支所)	明野地区担当係	・水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること ・管内情報の収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること

（５）水防活動

ア　市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第１配備	水防に関する警報･注意報等が発せられたが､具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集および連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに第２配備の招集その他の活動ができる体制	大分市水防対策準備室係員が対応
第２配備	１．水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき ２．水防対策準備室長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	大分市水防本部の約半数を動員
第３配備	１．激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第２配備で処理ができがたいと認められるとき ２．水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	大分市水防本部の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

イ　消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は、おおむね次のとおりとする。

配備区分	配備の時期	体制
待機	水防に関係のある気象の予報注意報及び警報が発表されたとき	管轄する消防団の連絡員を詰所に待機させ、分団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入りえるような状態におく

準備	１．河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき ２．気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	管轄する消防団の分団長及び部長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の点検、団員の配備計画にあたり、重要水防区域等への派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	１．河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき ２．潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるときとき	管轄する消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者が解除の指令をしたとき	

ウ　水門等の操作

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるものとする。

市は、水門等の管理者が作成する操作要領に基づき、分団長等を通じて水門等操作員を所定の施設等へ出動させるものとする。水門等操作員は、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

配備区分	配備の時期	体制
出動	１．水門等操作要領に記載された警戒体制の基準（操作水位）に達したとき ２．水門等の管理者からの要請があったとき	分団長等は管轄する操作員を所定の施設へ派遣し、外水位及び内水位の計測を開始し、操作要領に基づき水門等の操作を行う
待機	１．操作水位以下であるが、河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えた状態で上昇のおそれがあるとき ２．気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	分団長等は所定の詰所等に待機し、定期的に操作員を所定の施設へ派遣し、水位の状況を確認させる
解除	市長又は水門等の管理者が解除の指令をしたとき	

水門等の操作の連絡及び伝達系統は「資料編８４」のとおりとする。

エ　排水ポンプ場の運転調整

排水ポンプ場の運転調整は､排水先河川で整備基準を上回る洪水が発生したときに、排水先河川の流量負荷を軽減し、越水又は決壊などによる外水氾濫の危険度を小さくすることで甚大な被害を回避することを目的に実施する。

市は、運転調整要綱に基づき、水門等操作員等にポンプ操作の実施を指示する。

区分	時期	体制
準備	排水先河川で、氾濫危険情報（洪水警報）［警戒レベル４相当情報［洪水］］が発表されたとき	１．運転調整開始の準備を行う ２．排水ポンプ場が運転開始の準備に入った旨を、緊急速報メールで情報提供する
開始	運転調整開始水位に達したとき	１．運転調整を開始する ２．排水ポンプ場が運転調整を開始する旨を、防災メールで情報提供する
解除	運転調整開始水位を下回り運転調整開始水位を上回る水位上昇が予測されないとき	運転調整を解除する

排水ポンプ場の運転調整に伴う伝達系統は「資料編８４」のとおりとする。

オ　安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員や水門等操作員の水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

消防団員等は避難誘導や水防活動の際も、自身の安全は確保しなければならない。

その際、消防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

カ　決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

キ　指定避難所及び代替避難所

指定避難所及び代替避難所については、「２－３－３　避難場所指定計画」に定めるものとする。

ク　水防倉庫及び水防資器材

（ア）市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、「２－３－２　防災設備等の整備計画」に定めるものとする。

（イ）水防管理者は、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

（ウ）水防管理者は、保有する水防資器材の数を毎年 3 月 20 日までに県水防支部に報告するものとする。

（エ）水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省大分河川国道事務所長又は県土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

第５節　消防計画
（消防対策部）

この計画は、消防機関が非常災害時における災害活動に万全を期するための必要な計画を定めるものである。

１　消防対策部

（１）消防対策部の設置

消防局長は、非常災害時における応急体制を確立し、防災の推進を図るため、消防局に消防対策部を設置する。

（２）機構及び事務分掌

消防対策部の機構及び事務分掌については、別に定めるものとする。

２　消防隊の出動

火災等災害時の消防隊の出動については「大分市警防規程」に定めるところによる。

３　非常招集

非常招集については、「大分市消防計画」に定めるものとする。

４　消防通信対策

消防業務に対して能率的かつ円滑な運営を図るため、「大分市消防通信運用要領」に定めるところにより、消防通信業務を実施する。

５　防災対策

（１）火災に対する警防対策

ア　危険区域

建築物の状況、水利の状況及び地理的状況等の理由により延焼危険又は人命危険若しくは消防活動の困難等が予想される危険区域の警防対策については、別に定めるところによる。

イ　特殊建築物

木造大建築物、高層建築物、学校、ホテル、病院等で多数の者が出入し、勤務し、又は居住している特殊建築物は、火災発生に際し、延焼の拡大と人命の危険度が高いので、これらの建物火災に対しては、別に定めるところによる。

ウ　林野

林野火災は通常の火災と異なり広範囲かつ大規模に発生する特徴があり、その特徴を考慮して、迅速な出動及び早期の人員投入による送水体制の確立を行う。

（２）風水害に対する防災対策

台風、豪雨等により、がけ崩れ、浸水等の災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、これらの災害による被害を最小限に防止するため、「大分市消防機関水防計画」に定めるところにより消防活動を実施する。

６　救急救助対策

（１）救助対策

火災及び交通事故をはじめとする各種災害における人命救助を優先して行い、生命、身体の危険を排除するため、日常から高度かつ専門的な救出救助訓練を実施し、迅速かつ的確な活動が行えるよう万全を期するものとする。

なお、詳細については「大分市消防局救助隊運用規定」に定める。

（２）救急対策

交通事故をはじめとする各種事故に対する救急業務を迅速かつ的確に対処するため、救急自動車や救急指令装置等の整理を促進するとともに、「大分市救急業務規程」に定めるところにより救急業務を実施する。

また、集団的に多数の傷病者が同時に発生した集団救急事故については「大分市救急救助業務計画」の定めるところにより救急救助活動を実施する。

７　大規模特殊災害時における広域航空消防対策

火災及び自然災害等の大規模特殊災害時において、ヘリコプターを使用することが消防活動に極めて有効であると認めるときは、「大分県緊急消防援助隊応援等実施計画」及び「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請要領」の定めるところにより、航空消防応援を活用した消防活動を実施する。

第６節　二次災害防止計画
（住宅対策部）

１　被災宅地による二次災害防止活動

被害が甚大となった場合、災害対策本部の下に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、当該判定実施本部長は、実施本部業務マニュアルに沿って、被災宅地に対する危険度判定の迅速かつ的確な実施に努める。

２　被災宅地危険度判定

水害等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定連絡協議会に登録された被災宅地危険度判定士が調査を行い、被災した宅地の危険度を判定する。

判定結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の３種類のステッカーにより、宅地の見やすい場所に表示され、その宅地の使用者や居住者のみならず、付近を通行する歩行者等にも安全であるかどうかの情報提供を行う。

３　危険な空家等の応急措置等

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、災害対策基本法に基づき、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第３章　被災者の保護・救護のための活動

第１節　避難所運営計画
（被災者救援部）

この計画は、指定避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。

１　避難所の運営

（１）施設管理者に対する連絡

市長は、避難所として使用しようとする建物等について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。又、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡するものとする。

（２）避難所要員等の派遣

ア　本部長は避難所の開設を指示したときは、建物及び収容者の維持管理のための避難所要員を派遣するものとする。

イ　被災者救援部長は、避難所における病人若しくは負傷者又は要配慮者の救護・支援要請があった場合は、保健医療部長に保健師の派遣要請をするものとする。

ウ　避難者への情報伝達にあたっては、聴覚障がい者等への配慮に努めるものとする。

（３）避難所の開設及び閉鎖の報告

被災者救援部長は、避難所を開設又は閉鎖したときは、直ちに次の事項を本部長に報告するものとする。また、避難所の開設状況等については災害対応支援システムを活用し、県へ報告するものとする。

ア　避難所名

イ　開設又は閉鎖の日時

ウ　避難人員

エ　給食の要否及び必要量

オ　病人及び負傷者数

（４）避難所の運営管理について

避難所の運営管理については、「避難所運営マニュアル」を活用するものとし、次の事項に留意する。

ア　避難者等の協力による避難所運営

避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、総合統括部に対して応援要員を要請する。また、災害発生直後の混乱が落ち着いてきたら、避難者等による避難

所の運営組織として、避難所運営委員会の立ち上げを自主防災組織等の協力を得ながら促す。

イ　避難所運営委員会立ち上げの支援

市は、避難所運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、速やかに被災者が相互に助け合う避難所運営委員会が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援する。

ウ　避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保入浴及び洗濯の機会の確保に努める。

エ　避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

（ア）住民への周知

市は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

（イ）避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害時よりも可能な限り多くの避難所を開設するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難先を確保する。

感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離したほうが良いと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討する。

併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総合統括部と被災者救援部が連携して、必要な措置を講じる。

（ウ）感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

（エ）避難者の受入れ体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

（オ）避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

ａ　避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

ｂ　避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ｃ　検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

ｄ　避難所内の居住スペースでは１人あたり４㎡を確保するよう努める。

ｅ　避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。

ｆ　アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。

ｇ　ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

ｈ　定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

ｉ　避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、市職員等に報告するよう避難者に周知する。

オ　感染症患者に関する情報共有等

新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災危機管理課、大分市保健所は、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、大分市保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

カ　要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図ること。

（ア）避難所を運営するため、避難所運営委員会を設置する場合は、男女のニーズの違いに配慮して男女双方から役員を選出すること。

（イ）一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

（ウ）乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

（エ）男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

（オ）仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー等の配布に努める。

（カ）女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

（キ）家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

（ク）指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

キ　避難所内で生じたゴミの処理

避難所内で生じたゴミは、避難者自身により可能な限り分別する。また、被災者救援部は、災害廃棄物対策部に避難所内で生じたゴミの回収を依頼する。

ク　避難所における愛護動物のためのスペースの確保

必要に応じ、施設管理者の協力を得ながら避難所敷地内における愛護動物のためのスペースの確保に努める。

ケ　避難所の災害リスクが高まった場合の対応

開設した避難所において、開設時点では想定されていなかった災害の発生が予想される若しくは、現に災害が発生した場合には、避難者の安全を確保するため、避難者を別の安全な場所へ誘導する。

コ　ライフラインの回復に時間が要すると見込まれる場合の対応

ライフラインの回復に時間が要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を閉鎖する場合には、被災者救援部と物資支援部において協議を行い、避難者を安全な避難所へ移送する。

（５）避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

規格　布（概ね２ｍ×２ｍ）

①　黄色 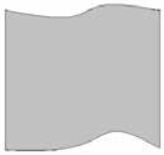	避難者がいることを示す	②　赤色	避難者の中に、負傷者や要配慮者の緊急な救助を要する者がいることを示す

（６）被災者の運送要請について

災害対策基本法第 86 条の 14 の規定に基づき、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができることから、必要に応じ、県に対して、被災者の運送要請を行うものとする。

（７）広域避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を求める。
・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、受入先の都道府県内の市町村に直接協議することができる。
・他の都道府県と協議が必要な場合は、県に対し協議を行うよう求める。
・指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
・県、他市町村、運送事業者等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
・県、他市町村及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

（８）広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を求める。
・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、受入先の都道府県内の市町村に直接協議することができる。

（９）避難者の状況把握

市は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

２　避難所に避難する者の範囲

（１）住家が被害を受け、居住の場所を失った者
（２）現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
（３）災害によって被害を受けるおそれのある者
※受入れに際しては住民票の有無は問わない

３　協定福祉避難所の開設

避難所で対応が困難な在宅の高齢者や重度の障がい者の避難施設として、民間社会福祉施設等との協定に基づく協定福祉避難所を開設する。

（１）災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等に受入れる事に関する協定（資料編９３参照）

（２）協定福祉避難所一覧表（資料編６３参照）

（３）協定福祉避難所に避難する者の範囲

ア　在宅の高齢者等（要介護認定３～５の高齢者）

イ　日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者

ウ　特別障害者手当、障害児福祉手当受給対象者

エ　障害支援区分４～６の者

オ　ア～エに準じる者で、指定避難所では避難生活が困難な者。

（４）協定福祉避難所に避難できる時期等

ア　指定緊急避難場所または指定避難所に避難し、そこで何らかの特別な配慮が必要と判断されたとき

イ　住居が倒壊などの被害により居住できなくなったとき

ウ　協定福祉避難所への移送は、原則として家族等が行う。

４　避難に当たっての注意事項

（１）避難の際には、必ず火気その他危険物を安全に始末し、戸締りを行うこと

（２）家屋の補強及び家財の整理をすること

（３）会社又は工場にあっては、浸水その他の被害による油脂等の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること

（４）３日分の食料、飲料水と携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備すること

（５）服装は軽装とし、素足は避け、必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じ雨合羽等の防雨、防寒衣を携行すること

（６）単独行動は避け隣近所そろって避難すること

（７）できれば氏名票を携行すること（住所、氏名、年令、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの）

（８）危険な状況のなかでの避難はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えるとともに、危険が切迫している場合は、避難場所への移動（水平避難）だけでなく、命を守る最低限の行動（垂直避難）を行うこと

第２節　要配慮者に対する福祉計画

（総合統括部、地域対策部、被災者救援部、消防対策部、大分市社会福祉協議会）

この計画は、災害時に支援を必要とする要配慮者に対する災害応急対策を定めるものである。

１　要配慮者に係る対策

市は、以下の点に留意しながら、要配慮者にかかる支援を実施する。

（１）被災者救援部は、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、警察署、大分市社会福祉協議会等と協働し、被災した避難行動要支援者の把握に努めるとともに、適切な支援を行う。

また、上記団体等と情報の共有を推進するものとする。

（２）指定避難所の開設に際しては、要配慮者に配慮した避難所運営を行う。

（３）情報提供は、要配慮者の状況に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等様々な方法により実施する。

（４）要配慮者への支援ニーズを把握するため、専門の相談窓口を設置し、把握した個別ニーズに対しては、速やかに対応するよう努める。また、相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者等の配置を行うとともに、巡回相談員を配置し、フォローアップを行う。

（５）保健師、栄養士等が避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談を実施し、専門家等と相談し、必要に応じて福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の措置を講じる。

２　避難情報の発令、伝達方法

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、高齢者等避難、避難指示を発令する際の判断基準を明確にした「大分市避難情報発令等の判断・伝達マニュアル」を作成し、災害の種類により、判断基準について具体的に留意する事項を定めた。

なお、情報伝達は、下記によって行うこととする。

（１）情報伝達ルート

避難情報については、市から各自治委員（又は自主防災組織の代表者）及び福祉関係機関等へ伝達し、広く情報伝達が行える体制を整備する。

（２）情報伝達手段

情報の伝達手段は、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用する。

ア　聴覚障がい者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送（地上デジタル放送も含む）

イ　視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話

ウ　肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問し、避難情報の伝達に努めるものとする。

（３）円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

ア　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

イ　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ　高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。

エ　大分市同報系防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話を活用（大分市防災メール、緊急速報メール）するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

オ　避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

３　避難誘導の手段・経路等

市と地域住民等が連携し、避難誘導を行う。

そのため、平時から、市、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、警察署、大分市社会福祉協議会等の役割分担を明確にしつつ、連携して対応する。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要配慮者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

４　要配慮者施設に対する情報伝達責任の明確化

浸水想定区域内の要配慮者施設に対する情報伝達については、「資料編４２浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等の伝達系統図」に基づき、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報などの情報提供を行い、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

５　社会福祉施設等に係る対策

（１）市は、状況に応じ施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を把握し、優先的に被災地に隣接する県内外の社会福祉施設等に移すことを検討するものとする。

なお、広域避難施設への移送について、必要に応じて県、自衛隊、輸送関係指定地方

公共機関等に応援を求める。

（２）社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

（３）社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について市、県に対して、応援要請を検討する。

（４）各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用し、被災施設の支援を行う。

（５）指定避難所で対応困難な在宅の高齢者や重度の障がい者等が避難する協定福祉避難所の開設及び受入れについて、「３－３－１　避難所運営計画」及び協定に基づき実施するものとする。

６　児童に係る対策

（１）　要保護児童の把握等

次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア　避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に通報がなされる措置を講ずる。

イ　住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者にかかる義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ　避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

エ　孤児、遺児等保護を必要とする児童について、連絡を受けた場合は当該児童にかかる情報の収集を行う。警察及び児童相談所と連携し、児童養護施設や里親への委託等の保護を依頼する。

また、孤児、遺児については、母子福祉資金の貸し付けや遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

（２）児童のメンタルヘルスの確保

被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

（３）児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力などにより、要保護児童を発見した際の児童の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

７　旅行者及び外国人に係る対策

（１）旅行者の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時に的確に旅行者の避難誘導を行い、安全確保に努める。

（２）外国人の安全確保

防災に関する情報や災害時における行動等について、外国人向けのパンフレット等を作成し、情報提供に努める。

また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供や、広報、指定避難所における案内パネルの作成等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

○大分市災害時多言語コールセンター資料（資料編２９参照）

第３節　避難所外被災者の支援計画
（各対策部）

避難所外被災者（様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者）に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など、必要な支援を行う。

１　避難所外被災者の把握

被災者救援部は、指定避難所において救援物資を配布する際に、避難所外被災者の概数を把握するとともに、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、警察署、大分市社会福祉協議会等と連携し、避難所外被災者の状況把握に努める。

２　避難所外被災者に対する食料、物資等の提供

市が行う避難所外被災者に対する救援物資等の提供については、「３－３－４　食料等の調達及び配送計画」によるものとし、原則、指定避難所で行うこととする。

なお、地域の公民館等に一定数の避難者が居る場合などは、自主防災組織等の協力を得ながら配布を行っていくものとする。

３　避難所外被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、風水害等の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

４　避難所外被災者の移送

広域避難など被災地域の住民を移送する必要が生じた場合には、災害対策基本法第 86 条の 14 の規定に基づき、市は被災者の移送を県に対して要請する。

５　避難所外の要配慮者への支援

被災した要配慮者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人が予想される。こうした避難生活を送る要配慮者には地域の支援ネットワーク等の協力を得ながら、所在確認、現状把握に努め、情報提供、巡回

健康診断、心のケア等を実施する。

なお、避難生活が困難と認められる場合には、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

６　被災地区等における防犯活動

大規模災害発生時には、災害直後に避難している留守宅等を狙った窃盗事件や、混乱に乗じた詐欺等の犯罪が発生することなどが想定される。

これら被害を未然に防止するため、被災者救援部は被災地区を管轄する警察及び地区防犯協会等と連携し、避難所及び被災地区における防犯パトロールなどの警備・防犯活動を実施する。

第４節　食料等の調達及び配送計画
（総合統括部、被災者救援部、物資支援部、地域対策部、保健医療部）

この計画は、災害時において市民が日頃から努めて備蓄している食料、飲料水及び生活必需品を消費した場合や災害のため物資の流通機能が麻痺し、食料を確保することが困難となった場合又は住家の被害等により自宅での炊飯が不可能となった場合等で、日常の食事に支障がある者に対して食料等の供給､炊き出し及び生活必需品の供給を行うためのものである。

１　食料の供給

（１）供給の実施

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、あるいは適用されないが次のように食料の供給が必要と認められた場合に実施する。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。

ア　指定避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の救助だけでは対処できない状態が継続すると判断された場合

イ　災害地における救助作業あるいは応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要がある場合

（２）対象者

ア　指定避難所へ避難した者

イ　自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

ウ　旅行者、一般家庭の来訪客等で食料の持ち合わせがなく調達の方途のない者

エ　流通の途絶により食料が確保できない者

オ　その他市長が必要と認める者

（３）供給の方法

ア　災害発生直後は備蓄食料（アルファ化米等）とし、備蓄食料を消費した後は調達食料、救援食料等及び炊き出しにより供給を行う。

なお、供給にあたっては、保健医療部の栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

イ　食料の供給は､被災者救援部が原則として指定避難所で実施し､避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得るとともに、物資支援部及び地域対策部と密接な連携を図りながら実施する。

（４）配送の方法

ア　被災者救援部は、指定避難所等からの要請に基づき、必要数量の把握を行い、物資

支援部に食料等の配送を要請する。

イ　物資支援部は、調達した食料等の在庫状況をもとに、被災者救援部と協議のうえ、指定避難所等への配送計画を作成する。

ウ　市が実施する配送については、物資支援部が公用車、応援車を用いて行う。ただし、市において配送が困難な場合は、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」（資料編９３参照）に基づき、赤帽大分県軽自動車運送協同組合に協力要請を行うなど、状況に応じて運送業者に委託する。

さらに、配送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

（３－１－１３　輸送計画参照）

エ　災害が局地的もしくは小規模な場合において、物資支援部から協力要請があった際には、地域対策部は可能な範囲で協力する。

（５）調達の方法

ア　備蓄食料等（アルファ化米、飲料水、毛布等）

○大分市における非常食関係、生活必需品、資機材関係備蓄状況

（資料編６６参照）

イ　調達食料等

（ア）協定を結んでいる大分県民生活協同組合（以下「生活協同組合」という。）・ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター（以下「コメリ災害対策センター」という。）・大規模小売店の流通業者等に手配のうえ、調達する。（加工食品を原則とする）

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（資料編９３参照）

○災害時における食料等物資の供給協力に関する協定

（資料編９３参照）

（イ）流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

（ウ）調達食料等は指定避難所等へ直接配送することを原則とする。これによりがたい場合は地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所等へ配送する。

ウ　救援食料等

（ア）物資支援部は、市において食料等の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。

（イ）物資支援部は、県及び協定を締結している自治体等からの救援食料等を地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所へ配送する。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する食料の供給・調達・輸送に関して県と情報共有を図る。

（ウ）各種団体等からの救援食料等の申し出に対しては、被災者救援部に必要数量を確認したうえで要請する。

（エ）マスコミ等を通して救援食料等の要請を行う場合、総合統括部は、物資支援部から必要とする食料等の内容、量、送付方法等の報告を受け、マスコミ等に対して報道依頼を行う。（３－３－１３　義援金品配分計画　参照）

また、このとき物資支援部は、救援食料等の受入れに関する問い合わせ窓口を開設する。

なお、食料等が充足した時は、物資支援部の報告に基づき、総合統括部が要請の打ち切りの報道依頼を行う。

（オ）物資支援部は、必要に応じて事業所、大分市社会福祉協議会及びＮＰＯ法人等と連携を図り、ボランティア等の協力を得ながら救援食料等の受入れ及び仕分けを行う。

（カ）受入れを行った食料等については、総合統括部及び被災者救援部に報告を行う。

２　炊き出し

（１）炊き出しの方法

ア　被災者救援部は、物資支援部と調整のうえ、避難所内自治組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て炊き出しを行う。なお、市内給食業者に対して米・パン等の非常食の製造について協力を依頼する。また、供給にあたっては、保健医療部の栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。

○主食（米・パン等）製造協力依頼業者及び供給能力（資料編６７参照）

イ　副食については学校給食調理場も活用する。

○大分市給食調理場の状況（資料編６８参照）

ウ　災害の状況に応じ、学校給食再開までは校長の命に従い給食調理員も炊き出しに従事する。また、学校給食再開後は調理指導等の支援を行う。

○近隣市町村等共同調理場設置状況及び近隣市町村給食業者の状況（資料編６９参照）

エ　炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。また、災害対応型ガスバルクユニット設置校においては、ライフラインが寸断された場合にもガス・電源が確保できるため、これらを活用し、優先的に炊き出しを行う。

○非常用発電設備一覧表（資料編６６参照）

オ　他団体等からの炊き出しの申し出については、被災者救援部が実施の受入れについて判断する。なお、被災者救援部において判断が困難な場合は、総合統括部の受援調整班において協議のうえ、受入れについて判断する。

（２）炊き出し用食材の確保対策

ア　災害救助用米穀（炊き出し用緊急米）を、大分県知事に要請し、大分県知事が米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付　21 総食第 113 号総合食料局長通知）第４章Ⅰ第 10 に基づき、農林水産省生産局に要請する。

（供給系統略図）

● 大分県知事に対する応急食料の直接売却

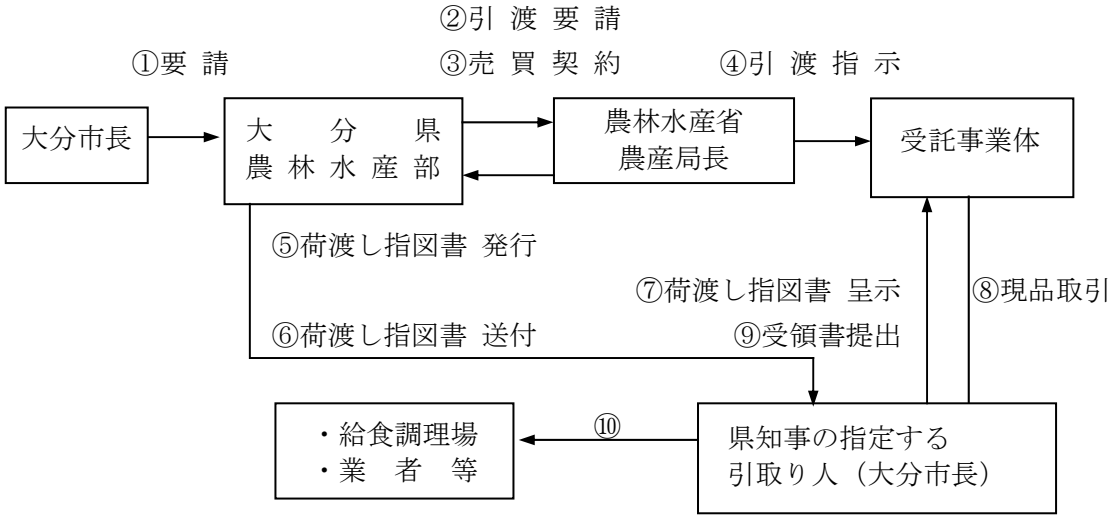

● 県と連絡が取れない場合の現物引渡し

※文書による

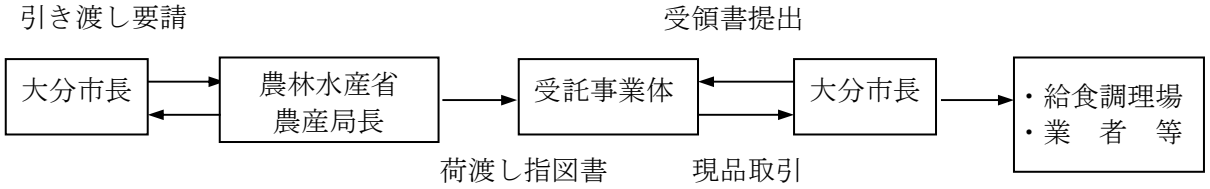

※引き渡し要請文書の様式は、県の様式に準ずる。

イ　野菜、魚介類、副食品、調味料等の供給斡旋については、大分県支援物資部が市町村の要請に基づき実施する。

（大分県地域防災計画地震・津波対策編第３部第４章第３節２－（３））

（３）炊き出しの場所等

ア　炊き出しは避難所内､学校給食調理場､公民館等の公共建築物を利用して実施する。

イ　学校等の給食調理施設、設備が使用できない場合又は調理施設のない公共建築物等においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

ウ　適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

（ア）大分市給食調理場の状況（資料編６８参照）

（イ）近隣市町村等共同調理場設置状況及び近隣市町村給食業者の状況（資料編６９参照）

（４）実施状況の記録

各対策部は、災害救助法の規定による炊き出しその他の食品の給与に着手した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

ア　救助実施記録日計表

イ　炊き出しその他による食品給与物品受払簿

ウ　炊き出し給与状況

エ　炊き出しその他による食品給与に関する証拠書類

３　生活必需品の供給

（１）供給の実施

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、あるいは適用されないが住家に被害を受け、被服・寝具その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品等」という。）の供給が必要と認められた場合に被害状況に応じて実施する。

（２）対象者

住家に被害を受け、生活必需品等を失い、日常生活を営むことが困難な者。

（３）供給の方法

生活必需品等の供給は、原則として被災者救援部が指定避難所等で実施し、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得るとともに、女性用品の取扱いや配布等においては、女性が行うなど可能な限り避難者に配慮した供給ができるよう物資支援部及び地域対策部と密接な連携を図りながら実施する。

（４）配送の方法

ア　被災者救援部は、指定避難所等からの要請に基づき、必要品目、必要数量等の把握を行い、物資支援部に生活必需品等の配送を要請する。

イ　物資支援部は、調達した生活必需品等の在庫状況をもとに、被災者救援部と協議のうえ、指定避難所等への配送計画を作成する。

ウ　市が実施する配送については、物資支援部が公用車、応援車を用いて行う。ただし、市において配送が困難な場合は、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」（資料編９３参照）に基づき、赤帽大分県軽自動車運送協同組合に要請を行うとともに、状況に応じて運送業者に委託する。さらに、配送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。（３－１－１３　輸送計画参照）

エ　災害が局地的もしくは小規模な場合において、物資支援部から協力要請があった際には、地域対策部は可能な範囲で協力する。

（５）調達の方法

ア　備蓄品

○大分市における非常食関係、生活必需品、資機材関係備蓄状況

（資料編６６参照）

イ　調達品

（ア）協定を結んでいる生活協同組合・コメリ災害対策センター・大規模小売店の流通業者等に手配のうえ、必要品目、必要数量を調達する。

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（資料編９３参照）

○災害時における食料等物資の供給協力に関する協定

（資料編９３参照）

（イ）流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

（ウ）調達品は、指定避難所等へ直接配送することを原則とする。これによりがたい場合は地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受け入れ、仕分けのうえ、各指定避難所等へ配送する。

ウ　救援物資等

（ア）日本赤十字社大分県支部が備蓄している物資の交付については、物資支援部が、日本赤十字社大分県支部長に申請するものとする。

（イ）物資支援部は、県及び協定を締結している自治体等からの救援物資等を地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受け入れ、仕分けのうえ、各指定避難所等へ配送する。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関して県と情報共有を図る。

（ウ）各種団体等からの救援物資等の申し出に対しては、被災者救援部に必要品目、必要数量等を確認したうえで要請する。

（エ）マスコミ等を通して救援物資等の要請を行う場合、総合統括部は、物資支援部から必要とする生活必需品等の内容、量、送付方法等の報告を受け、マスコミ等に対して報道依頼を行う。

また、このとき物資支援部は、救援物資等の受入れに関する問い合わせ窓口を開設する。

なお、生活必需品等が充足した時は、物資支援部の報告に基づき、総合統括部が要請の打ち切りの報道依頼を行う。

（オ）物資支援部は、必要に応じて事業所、大分市社会福祉協議会及びＮＰＯ法人等と連携を図り、ボランティア等の協力を得ながら救援物資等の受入れ及び仕分けを行う。

（カ）受入れを行った救援物資等については、総合統括部及び被災者救援部に報告を行う。

第５節　給水計画

（上下水道対策部、総合統括部、被災者救援部、関係機関）

この計画は、災害により飲料水等を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水等を応急給水するためのものである。

１　飲料水の応急給水等

風水害等による大規模災害が発生した場合は、「上下水道対策部」を上下水道局本庁舎内（大分市城崎町１丁目５番 20 号）に設置し、応急給水、応急復旧を計画的に進める。

ただし、上下水道局本庁舎の被害が大きく、対策部機能が果せない場合は、次の順位により対策部の設置場所とする。

順位	施設名	所在地
1	横尾浄水場	大分市大字横尾1655番地の1
2	古国府浄水場	大分市花園3丁目4番1号

（１）供給用水

給水する水は、水道用水とし、表－１の浄水場又は使用可能な消火栓から供給するものとする。なお、一部または全部の浄水場が運転停止の場合は、緊急時連絡管を使用するなど配水系統を切替え、可能なかぎり供給するものとする。そのうえで不足する場合は表－２の施設から供給するものとする。

表－１

施設名等	所在地	給水能力（㎥／日）
古国府浄水場	大分市花園３丁目４番１号	70,810
えのくま浄水場	大分市大字荏隈 1147 番地	56,260
横尾浄水場	大分市大字横尾 1655 番地の１	58,200
坂ノ市浄水場	大分市大字木田 1926 番１	2,500
岩ノ下浄水場	大分市大字木佐上 398 番１	2,425
野津原東部浄水場	大分市大字野津原 1029 番４	1,164
野津原西部第２・第３浄水場	大分市大字上詰 1741 番 69 外	1,063
合　　計		192,422

表－２

施設名等	所在地	使用可能水量(㎥)
三芳配水場	大分市大字三芳 764 番 2	12,500
横尾配水池	大分市大字横尾 1665 番地の 1	8,400
石川配水場	大分市大字岡川 1606 番 2	13,500
森岡山配水池	大分市大字曲 1378 番 3	3,740
古国府浄水場浄水池	大分市花園 3 丁目 4 番 1 号	5,500
えのくま浄水場浄水池	大分市大字荏隈 1147 番地	2,260
佐賀関配水池	大分市大字佐賀関 1213 番 6	1,000
上野配水池	大分市大字上野 949 番	300
耐震性貯水槽 （大分いこいの道）	大分市東大道１丁目	100
耐震性貯水槽 （平和市民公園）	大分市萩原緑町	100
合　　計		47,400

（２）給水量

一人１日当たり最小限給水量は、おおむね３リットルとし、応急復旧の状況及び供給能力に応じ増量していくものとする。

（３）応急給水の原則

被災した住民に迅速かつ公平に給水することを基本とし、給水にあたっては、災害の状況に応じて、指定避難所等から給水拠点を選定すると共に、給水車の運行ルート、給水順位、給水量等を決定する。

なお、緊急（特別）に給水を要する避難所や、福祉保健部の要請に基づく救急病院などの医療施設等については、重点的に行うものとする。

（４）応急給水の方法

ア　応急給水は、原則上下水道局所有の給水車及びトラック輸送による給水タンクでの運搬給水とするが、状況に応じて可搬型急速ろ過装置による給水も行うものとする。災害の規模によっては、他都市及び関係機関から資機材やこれに必要な要員の応援を受けて給水するものとする。

イ　応急給水は、被災者救援部と密接な連携を図りながら実施するとともに、可能な限りボランティアとの連携を図るものとする。

また、自力で給水を受けることが困難な者についても、配慮するものとする。

（５）応急給水を円滑に実施するための整備

応急給水に使用する資機材のうち、保有する数量は次表のとおり。

（次表）

備蓄資機材名		数量
給　水　車	3,600ℓ	1 台
	3,000ℓ	3 台
可搬型急速ろ過装置	250,000ℓ/日	1 基
給水タンク	1,000ℓ	5 個
	800ℓ	50 個
	500ℓ	8 個
	300ℓ	13 個
	200ℓ	6 個
給　水　袋	6ℓ	30,000 枚
仮設給水栓		70 個

（※備蓄資機材は、本局及び浄水場等に配備）

なお、給水拠点で給水を円滑に行えるよう、必要な設備等を整備するものとする。

（６）広報

給水に際しては、上下水道局の広報車のほか必要に応じ総合統括部及び地域対策部の協力を得て、給水日時、給水場所等必要な事項を住民に広報するものとする。

（７）災害時応援協定

水道施設に被害を受けた場合は、応急復旧及び応急給水を行うものとし、必要に応じて他都市及び関係機関に応援を求めるものとする。

これまで締結した協定等は次のとおりである。(資料編93参照)

ア　日本水道協会大分県支部水道災害等応援要綱

イ　日本水道協会九州地方支部　災害時における相互応援に関する協定

ウ　水道における給水異常や災害発生時の給水支援等に関する協定(大分県薬剤師会)

エ　大分市水道局と大分市管工事組合との災害時の応急活動の協力に関する協定

オ　災害時等の応援業務に関する協定（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）

２　生活用水の確保

（１）生活用水については、市民自らが自宅の浴槽などに常時貯水することにより確保するよう周知に努める。

（２）必要に応じて学校施設、体育施設のプールを開放するとともに、民間の貯水施設についても開放するよう協力を求める。

（３）災害時市民開放井戸登録制度

災害時における地域住民の応急用の生活用水を確保するため、井戸の所有者又は管理者の善意により災害時に開放することのできる井戸の募集を行い、災害時市民開放井戸として登録するとともに、地域住民に周知を行う。

ア　災害時市民開放井戸の募集

市報、ホームページ等により、災害時市民開放井戸の募集を行う。

イ　設備の調査及び水質検査

応募のあった井戸について、共同利用可能な設備であるか調査を行うとともに、水質検査を行う。

ウ　登録及び周知

登録された井戸は、その所在地及び所有者等の氏名を市報、ホームページ等により公表するとともに、井戸の周囲に掲示用標識を設置することにより地域住民への周知を行う。

○大分市災害時市民開放井戸登録制度事務取扱要領（資料編７０参照）

○大分市災害時市民開放井戸登録者一覧表（資料編７１参照）

（４）浄水剤の支給による給水

３　実施状況の記録

各対策部は災害救助法の規定による給水を実施した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

ア　救助実施記録日計表

イ　飲料水の供給簿

ウ　給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿

エ　飲料水供給のための支払証拠書類

第６節　医療及び助産計画

（保健医療部）

この計画は、風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合に、大分県、日本赤十字社大分県支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と密接な連携を図りながら応急的に医療及び助産救護を実施し、被災者を保護する措置をとるためのものである。

１　医療助産の対象者

（１）医療の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

（２）助産の対象者

助産の対象者は、災害発生の日の前後 7 日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

２　医療助産の範囲

（１）医療

ア　傷病者に対する応急処置

イ　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

ウ　転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

エ　死亡の確認

（２）助産

ア　分べんの介助

イ　分べん前後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

３　医療、助産活動の実施

（１）市

ア　市は集団災害時における救急医療活動の必要が生じた場合は、日本赤十字社大分県支部に医療救護班の出動を要請するとともに、「災害時の医療救護活動に関する協定」（資料編９３参照）に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会にも医療助産救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班の出動を要請するものとする。

イ　災害救助法が適用された場合には県（知事）が医療及び助産措置を行うこととなっているが、この場合、市は次のことについて協力するものとする。

（ア）医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会に協力を要請し、医療助産救護班、

歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班を出動させること

（イ）救護所の設置に関すること

（ウ）医療機関等に傷病者や在宅人工呼吸器使用者を収容すること

（エ）市外、県外の医療班、救護班又は公衆衛生班の受入れ調整に関すること

（オ）傷病者や透析患者の市内、県外の医療機関への搬送に関する県との調整に関すること

（カ）その他医療救護に関し必要なこと

ウ　医療に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

（２）医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会

ア　医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会は、市から要請を受けた場合は、直ちに集団災害時における救急医療体制図(資料編９３別表参照)に基づき医療助産救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班を編成し、救護所又は大分市救急救助業務計画に基づき設置された消防救護所に派遣するものとする。

イ　医療救護活動を要請する医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会は、次のとおりである。

名　　称	所　在　地	電話番号
大分市連合医師会	大分市大字宮崎 1315 番地	574－6440
（大分市医師会）	（大分市大字宮崎 1315 番地）	（568－5780）
（大分郡市医師会）	（大分市大字荏隈字庄ノ原 1790 番地１）	（546－1163）
（大分東医師会）	（大分市大在中央１丁目 12 番１号）	（592－3142）
大分市歯科医師会	大分市王子新町６番１号	545－2212
大鶴歯科医師会	大分市王子新町６番１号	573－5888
大分東歯科医師会	大分市坂ノ市中央４丁目９番６号	593－0810
大分市薬剤師会	大分市金池南１丁目 15 番３号	546－4144
大分県看護協会	大分市大字豊饒 310 番地の４	574－7117

４　救護所の設置

被災者に対する医療及び助産を実施するため医療関係者をもって医療助産救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班を編成し、救護所の開設あるいは巡回により医療及び助産にあたるものとするが、救護所は「２－３－３　避難場所指定計画」で指定する避難所をもってあてるものとする。ただし、災害の規模及び患者の発生状況により、市長が必要と認めた場所にも設置することができるものとする。

なお、避難所が小中学校等である場合においては、小中学校の授業が再開されない限りで保健室及びその資材を活用するものとする。

５　医療品等の調達

医療救護活動に要する医薬品、医療用具、衛生資材等は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会が携行するものとするが、不足する場合は、「集団災害時における医薬品等の調達に関する協定」（資料編９３参照）及び「集団災害時における医療用具等の調達に関する協定」（資料編９３参照）に基づき調達するものとする。

さらに不足する場合は、大分県にも協力要請を行うものとする。

６　日本赤十字社大分県支部及び大分県の医療、助産活動の実施

（１）日本赤十字社大分県支部

日本赤十字社大分県支部は、日本赤十字社大分県支部災害救護計画に基づき、医療救護を実施するものとする。

ア　医療救護班の編成

医師　１人　　看護師長　１人　　看護師　２人　　主事　２人　　計６人

イ　赤十字防災ボランティア

災害時は赤十字防災ボランティアセンターを開設し、赤十字の救護活動を支援するための防災ボランティアを現地に派遣する。

（２）大分県

大分県は、災害救助法が適用された場合の医療及び助産又はその他傷病者が多数にのぼる場合、市が要請する救急医療については、関係医療機関等に協力を求めてこれを実施するものとする。

また、次の事項について医療救護を実施するものとする。

ア　大分ＤＭＡＴ及び所属医療救護班及び災害支援ナースを出動させること

イ　臨時的な医療救護班の編成を行うこと

ウ　所管区域内の医療機関の傷病者や在宅人工呼吸器使用者の収容調整を行うこと

エ　日赤医療救護班との協力に関すること

オ　被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行うこと

カ　域外搬送、広域搬送を要する傷病者や透析患者の搬送に関すること

キ　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を出動させること

第７節　保健衛生活動計画
（保健医療部、災害廃棄物対策部）

この計画は災害を受けた地域の被災住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の定めにより必要な防疫活動を行い、感染症の発生、流行を未然に防止するためのものである。

１　保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、関係機関等の協力を得て、市が実施するものとする。

また、市での実施が困難な場合は、県に対し代行等の措置を要請するものとする。

２　防疫対策の実施

（１）広報活動

災害発生時には被災者に対し感染症の予防指導を行うとともに、テレビ・ラジオ・ポスターの掲示・ビラの配布・広報車の使用等により予防宣伝のための広報を行うものとする。

（２）自治会や自主防災組織との連携

自治会や自主防災組織と緊密な連携を図り、被災状況の把握及び感染症発生の未然防止に努めるものとする。

３　保健活動の実施

（１）情報の収集

保健医療部長は、被災状況により必要に応じた、調査チームを編成し、保健衛生的立場から以下のニーズを把握する。

【把握する保健衛生ニーズ】

ア　被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
イ　避難所における医療・公衆衛生ニーズ
ウ　避難所にいる要配慮者の数
エ　食料や飲料水の供給状態
オ　医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
カ　避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
キ　飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
ク　有害昆虫（ハエ等）の発生状況
ケ　トイレ等の衛生状態

（２）保健衛生活動の実施

ア　活動内容

災害発生現場及びその周辺並びに避難所を含めた被災者に対し、以下の保健衛生活動を実施する。

（ア）要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

（イ）健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談・被災者の精神ケアを行う。

（ウ）栄養指導及び相談

栄養士等は避難所等を巡回し、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養指導及び栄養に関する相談を行う。

（エ）健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

（オ）家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

イ　活動体制

保健医療部長は、避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、医療ニーズを把握する。

また、外部からの援助チームのコーディネートを行う。

（３）患者発生時の措置

入院が必要な感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、以下のとおり対処するとともに、患者が発生した家屋、その他の汚染物件の消毒等必要な措置を行うものとする。

ア　入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置を行う。

イ　交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害を免れた地域内の適当な医療機関へ収容する。

ウ　濃厚接触者（感染症患者等と飲食をともにした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施する。

（４）臨時予防接種が必要となった場合

臨時予防接種が必要となった場合は、予防接種法第６条及び予防接種法施行令第３条第１項第３号に基づき実施する。

４　防疫活動の実施

防疫活動の実施の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

（１）装備

種　　別	数　量（台）	備　　考
軽四輪自動車	4	内１台動力噴霧機積載車
動力式噴霧器	4	
動力式二兼機	8	煙霧、噴霧
手動式肩掛噴霧器	9	大分市保健衛生組合連合会備品

（２）消毒等の実施

ア　浸水家屋やごみの仮置場等に対して、周辺環境及び衛生状況に応じた消毒等を実施する。

イ　災害が大規模で市が対応する防疫活動の能力を超えるときは、消毒専門業者へ委託し実施するものとする。

（３）防疫薬品等の調達

防疫活動を実施するのに必要な防疫薬品及び防疫資機材は、市の備蓄するものを使用するものとするが、なお不足する場合は次の業者から調達するものとする。

○防疫医薬品等の調達予定先（資料編７４参照）

（４）防疫活動状況の報告

防疫活動責任者（環境対策課長）は、防疫活動状況報告書（資料編７３参照）を作成するものとする。

５　衛生状態及び健康の調査

防疫活動を実施する地域について、当該地域の衛生状態及び地域住民の健康を把握する調査のため必要な職員を派遣することができる。

６　食品衛生確保対策

避難所や炊き出し施設等の食中毒等の発生を予防するための教育と周知を図る。

（１）緊急食品の配給に対する食品衛生の確保をパンフレット等で周知する。

（２）避難所での調理施設や炊き出し施設等を把握のうえ食品衛生指導を実施する。

第８節　清掃計画
（災害廃棄物対策部）

この計画は、災害時におけるごみ及びし尿の処理業務を適切に行うことにより、災害を受けた地域住民の生活環境の保全を図るものとする。

１　災害時におけるごみ及びし尿の処理

災害時には、被災地域の災害ごみ及びし尿を早急に収集、除去することにより、防疫、二次的災害防止に努め、市民の生活環境の安定化を図り、早期回復に努めるものとする。

詳細については、別に定める大分市災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルに基づき処理するものとする。

２　災害ごみの処理

（１）ごみ処理（焼却、埋立）体制

本市におけるごみ処理施設（焼却工場２、破砕・リサイクル１、埋立場２）は次のとおりである。

ア　佐野清掃センター（清掃工場：129ｔ／日×３）
（埋立場：64,800 ㎡）

イ　福宗環境センター（清掃工場：146ｔ／日×３）
（リサイクルプラザ：166ｔ／10H）
（鬼崎埋立場：224,900 ㎡）

（２）し尿処理体制

本市におけるし尿処理施設は次のとおりである。

大洲園処理場（し尿：71ｋＬ／日、浄化槽汚泥／319ｋＬ／日）

（３）農業用地に流入した廃棄物の処理体制

個人の農業用地に流入した所有者不明の廃棄物等の災害ごみは、その態様により、一般廃棄物とみなされるものは市の施設で処理し、市の施設で処理困難なものは、別途処理する。

（４）収集・運搬体制

災害時は、仮置場への排出や避難所ごみの発生等により、ごみの量が増加するだけでなく、収集箇所も増加することが予想されることから、他自治体や許可業者等から災害時に収集運搬車両の支援を受けられる協力体制を、平時より築いておくこととする。

○本市の所有するごみ収集車両台数（資料編７５参照）

（５）仮置場の確保

災害発生に伴いごみ処理施設への搬入路の崩壊等の被害により、災害ごみ等の処理が困難になることが予想されるため、本市域内の数箇所に十分な広さを有する仮置場を確

保し、住民自身によるごみ搬入等住民指導を行いながら復旧に努めるものとする。

（６）アスベストの飛散防止

被災した建築物からアスベストが飛散する可能性がある場合、若しくは建築物の解体又はがれきの処理に伴いアスベストが飛散する可能性がある場合は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省　平成 29 年 9 月改訂）」を参考に、建築物の所有者や解体事業者等に対し、アスベストの飛散防止対策を講じるよう、助言・指導を行う。

３　災害時のし尿の処理、及び災害用トイレの設置対策

（１）し尿の処理（収集・運搬・処分）

ア　収集、運搬体制

市直営及びし尿収集許可業者による担当地域別での収集運搬を原則とするが、災害時には地域的にかなりの差が予想されるので、車両の把握を適宜行い、最大限活用するとともに、必要に応じし尿浄化槽清掃業許可業者と連携を密にし、十分活用できる体制を整えるものとする。

イ　収集、運搬車両

市直営及びし尿収集許可業者の所有する収集運搬車　　令和３年 10 月 1 日現在

区　　分	車　　種	車両区分：運搬車	計（台数）
市　　直　　営	バキューム車	0.35ｔ車　2 1.8ｔ車　4	6
し尿収集許可業者	〃	2ｔ車　14 3ｔ車　1 5ｔ車　1 8ｔ車　1	17
浄化槽清掃許可業者	〃	2ｔ車　14 3ｔ車　18 4ｔ車　23 5ｔ車　1 6ｔ車　1 7ｔ車　3 8ｔ車　1	61
計		84	84

ウ　し尿の排出標準量と輸送標準量

排出標準量　　被災汲取りトイレ一槽あたり 75 リットル

輸送標準量　　バキューム車１台あたり 9 キロリットル

（1 日 5 回、1 回 1.8 キロリットル）

エ　し尿の処分

し尿の処分については、大洲園処理場を活用することを原則とするが、支障が生じた場合は、市内の運転可能な水資源再生センターで受入れを行う。

また、市内での対応が困難な場合は、協定に基づく応援自治体の施設や近隣自治体の施設での受入れの可否を確認し、支援を要請する。

（２）災害用トイレの設置対策

ア　仮設トイレの設置

避難所等に必要に応じて応急仮設トイレを設置する。被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

イ　市が保有するマンホールトイレ数（資料編７６参照）

ウ　市が備蓄する避難者用簡易トイレ数（資料編６６参照）

エ　市内業者のタイプ別仮設トイレ保有状況（資料編７７参照）

オ　市内仮設トイレリース業者（資料編７８参照）

４　火山灰の処理

廃棄物処理法においては、「廃棄物」とはならない火山灰について、市民の生活環境に支障が生じないよう処理を行う。

（１）火山灰の収集

火山灰の収集は、下記のいずれかの方法による。

ア　火山灰をビニール袋等に入れ、本庁、各支所等に設置した集積場所に搬入したものを収集

イ　市民等が直接、市の処理施設に搬入したものを収集

※火山灰については、指定有料ごみ袋の使用は要しない。

（２）火山灰の処分

火山灰は、市の処理施設で処分する。

第９節　障害物除去計画
（社会基盤対策部、災害廃棄物対策部）

この計画は、災害のために排出された岩石、土砂、竹木等の障害物が住民の生活に著しい支障及び危険を与え又は与えることが予想される場合に障害物を除去し、住民の生活の安全及び交通路の確保を図るものである。

１　障害物の除去方法

（１）住居に運びこまれた障害物

住居に運びこまれた岩石、土砂、竹木等の障害物については、自らの資力では障害物の除去を実施し得ない者に限って、災害ボランティア等の協力を得て、居室、炊事場、便所等日常生活を可能にする程度の除去を行うものとする。

（２）交通遮断の障害物

道路上の岩石、土砂、街路樹、竹木、工作物等の障害物は、国道のうち指定区間については国土交通省が、その他の国道および県道については県が、市道については市が除去するものとする。

ただし、工作物のうち電柱、電線等についてはそれぞれの道路占有者（管理者）が除去するものとする。

（３）河川、水路の障害物

河川、水路において、その流れを阻害している流木等の障害物は、それぞれの管理者が速やかに除去するものとする。

（４）漁港施設内の障害物

漁港施設内において、漁船の運航や作業等を阻害している流木竹等の障害物の量が各地元の処理可能範囲以上の場合、県管理漁港については県が、市管理漁港については市が除去するものとする。

２　除去した障害物の処理方法

（１）一時集積

除去した障害物は、交通および市民生活に支障のない公有地に一時集積するものとする。

ただし、災害の規模が大きい場合は民有地についても、その所有者と協議のうえ一時集積することができるものとする。

（２）最終処理

一時集積された障害物の内、土砂等は埋立地等に処理するものとし、その他については一時保管して処理するものとする。

３　関係団体への協力要請

大規模災害時に備え、応急復旧工事等に対応できる関係団体とあらかじめ協定等を締結し、協力要請をするものとする。

○集団災害時における応急復旧工事等についての協定（資料編９３参照）

第１０節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬計画
（被災者救援部、保健医療部）

この計画は、災害により行方不明になった者の捜索及び災害の際死亡した者の遺体の取扱い及び埋葬について定めるものである。

１　行方不明者の捜索

（１）対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者

（２）捜索の方法

行方不明者の捜索は、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、災害対策本部が関係機関（警察、海上保安部等）と連絡をとり、必要に応じ自衛隊・地元住民・業者等の協力を得て行うものとする。

（３）捜索の費用及び期間

災害救助法が適用された場合には次の費用及び期間とする。

ア　費用：借上費、修繕費、燃料費の通常の実費とする。

イ　期間：災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

（４）安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

市や県、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4 年3 月31 日策定）」に基づいて行うものとする。

２　遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、あらかじめ設置された特定の場所（寺院又は公共施設等状況により適宜設置する）に安置する。

ただし、警察官、海上保安官による見分、又は検視が終了したもので身元が明らかで、かつ、遺族等の引取人がある場合には、当該遺体は警察官、海上保安官から遺族等に引き渡される。

３　遺体安置後の処理

（１）対象者

災害に際し死亡した者で、混乱期のためその遺族等が処理を実施できない者

（２）処理の方法

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体識別等のための処置であり、必要な場合には日本赤十字社大分県支部、市医師会、地域住民等の協力を求めて保健医療部が行うものとする。

イ　検案

遺体について死因その他医学的検査を行うものである。

ウ　遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋火葬ができない場合等においては、被災者救援部が主体となり、遺体を特定の場所（寺院又は公共施設等状況により適宜設置する）に集めて埋火葬が行われるまでの間、一時保存するものとする。

エ　変死体

変死体については、直ちに警察官、海上保安官に届け出、見分、又は検視を受けるものとし、この計画による遺体の処理には着手しないものとする。

オ　身元確認後の遺体

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族等に引き渡すものとする。

（３）処理の費用及び期間

災害救助法が適用された場合の費用及び期間は次のとおり。

ア　費用

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

１体当り 3,500 円以内

（イ）遺体の一時保存

a　既存建物等の場合は借上費について通常の実費

b　既存建物が利用できない場合は、１体当り 5,400 円以内（賃金職員雇上費、輸送費を含む）※一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算可能

（ウ）検案

大分県の医療救護班によって行うことを原則とし、これによらない場合は当該地域の慣行料金の額以内（検案料のみで検案書の作成については、対象として行うことは認められない）

イ　期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

（４）遺体の身元が判明しない場合

安置された遺体のうち、身元が不明で引取人がない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により行旅死亡人として取扱うものとする。

（注）遺体運搬車両や葬儀・埋葬に関する有資格者による支援が必要な場合は、県が「全

日本冠婚葬祭互助協会」と協定を締結しているので、県を通じ、車両提供や派遣の要請を行う。

４　遺体の埋葬

（１）対象者

災害の際死亡した者で、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な者又は遺族がない者

（２）埋葬の方法

埋葬は、保健医療部が行うものとし、その内容は次のとおりである。

ア　棺（付属品を含む）、棺材、骨つぼ、骨箱等の支給

イ　火葬又は埋葬の実施

（３）埋葬の費用及び期間

災害救助法が適用された場合の費用及び期間は次のとおり。

ア　費用　※賃金職員等雇上費を含む

大人（満 12 歳以上）１体当り 215,200 円以内

小人（満 12 歳未満）１体当り 172,000 円以内

イ　期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

（４）火葬場の現況

名　　称	所　　在　　地	１日の処理能力
大分市葬斎場	大分市大字竹中 562 番地の１	平常時　16 基　32 体 非常時　128 体
大分市葬斎場 佐賀関火葬場	大分市大字佐賀関 2865 番地	平常時　2 基　4 体 非常時　12 体

（注）本市の火葬場のみで処理できない場合、又は本市の火葬場が被害を受け使用不能の場合は他市町村の火葬場の使用を要請する。

５　実施状況の報告

各対策部は、災害救助法の規定による行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬を実施した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

ア　救助実施記録日計票

イ　遺体の捜索状況記録簿

ウ　捜索機械器具燃料受払簿

エ　埋葬台帳

オ　遺体処理台帳

カ　遺体捜索用関係費、遺体処理費、埋葬費支出証拠書類

第１１節　応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理計画
（住宅対策部）

この計画は、災害により住家が滅失し又は被害を受けた居住者に対し、住宅を貸与し又は必要最小限度の部分を応急的に修理して、被災者の生活安全を図るものである。

１　応急仮設住宅

（１）応急仮設住宅の設置

災害により住宅が全壊（全流失、全埋没、全焼失を含む）したときは、被災した世帯ができるだけ自力で住宅を確保できるよう支援を行い、自己の資力では住宅を確保できない世帯について、関係要員の現地調査の資料を十分検討の上、被災した世帯を収容するための住宅供給確保計画を別途定め、応急仮設住宅を設置するものとする。

（２）入居基準

住宅が全壊し、現に居住する家のない世帯のうち、自らの資力では住居を確保できない世帯で被災した１世帯当り１戸とする。

（３）設置基準

ア　１戸当たり、建面積 29.7 ㎡（９坪）を基準とする。

イ　あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。

ウ　１戸当たりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

エ　設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、選択した場所とする。なお公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

オ　設置方法

請負工事又はリース・買い取りにより実施する。

カ　着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

（４）建築方法

ア　建築基準に基づいて住宅対策部で設計書等を作成し、建築する。

イ　工事は、市の定める指定業者を指名し、原則として競争入札とする。ただし、緊急の必要がある場合には随意契約とすることができる。

（５）建築予定場所

安全性を配慮した場所で、市有地を基本とするが、これにより難いときは、建設可能な用地を借り受けるものとする。

（６）資機材の調達

応急仮設住宅の建築に必要な資機材は、各対策部が調達するものとするが、不足する場合は、県にも協力要請を行うものとする。

（７）応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、住宅対策部が管理する。

（８）応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から、２か年以内とする。

２　住宅の応急修理

（１）住宅の応急修理

災害のため住家が損傷しそのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯、住家が半焼若しくは半壊した世帯または半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)を受けた世帯で、自らの資力では応急修理をなし得ない世帯に対し実施するものとし、期間は災害発生の日から３か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）に完成させるものとする。

（２）修理基準

ア　応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。

イ　応急修理は、大工または技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。

ウ　応急修理は災害発生の日から３か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）に完了するものとする。

エ　応急修理に要する１戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（３）修理方法

ア　修理基準に基づいて住宅対策部で設計書等を作成し、修理する。

イ　工事は応急仮設住宅の項に準じて行う。

３　市営住宅等の活用

災害により被害を受け居住する家がないときは、市長の命により市営住宅に入居させることができるものとする。

また、関係機関との連携のもと、民間賃貸住宅等を活用したみなし仮設住宅の提供を図るものとする。

４　実施状況の記録

各対策部は、災害救助法の規定による障害物の除去を実施した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

ア　救助実施記録日計表

イ　障害物除去の状況

ウ　障害物除去費支出関係証拠書類

第１２節　文教応急対策計画
（児童・生徒対策部、総合統括部）

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の生命身体および文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものである。

１　文教施設の応急対策

（１）災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず、校長及び園長は教育長に遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。この報告は、書類報告の前に電話等により最も速やかに到着する手段によるものとする。

（２）教育長は、施設の被災状況、児童生徒等の被災状況、学校職員の被災状況、指定避難所としての使用状況等の報告を速やかに収集し、関係機関へ報告するとともに被災施設との事後の連絡を密接にとり、必要に応じて職員の派遣を要請するものとする。

（３）教育長は、被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を指示するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置するものとする。

（４）教育長は、他校等に応援、協力を求める必要があるときは、適宜連絡をとり、その調整指導を行うものとする。

（５）休日、休業中等に災害が発生した場合は、当該校長及び園長は、直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努めるものとする。

なお、交通機関等不通などにより、速やかに勤務に服することが困難な場合は、学校近くの教職員に連絡をとり極力状況の把握に努めるものとする。

（６）当該校長及び園長は、災害の状況に応じ、直ちに教職員に勤務を命じ、災害の状況把握に努めるとともに、児童生徒等の安全確保にあたらせるものとする。

＜被災状況等の連絡経路図＞

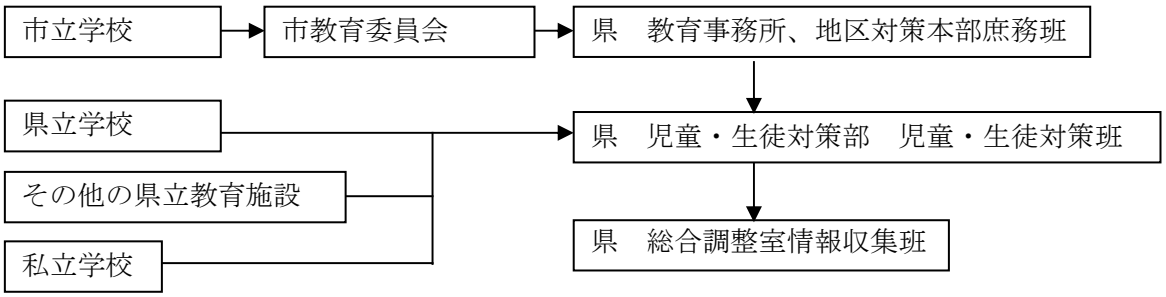

２　災害時の教育確保

災害状況を的確に把握し、これに基づいて災害時における教育に支障のないように次により応急教育を実施するものとする。ただし、災害状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努めるものとする。

（１）教育実施者の確保

県教育委員会、県教育長、大分教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障を来たすことのないよう適切な措置を講じ、教育上の混乱を招くことのないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

（２）教室の確保及び応急授業等の実施

各学校は、必要な教室等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

ア　簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

イ　災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。

ウ　必要に応じて２部授業を実施する。

エ　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業を実施する。

オ　広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎の建設や集団的な移動教育を実施する。

（３）教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合は、次の基準により支給するとともに必要な措置をとるものとする。

ア　給与の基準

（ア）給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒等に対して行う。

（イ）給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

ａ　教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を

受けて使用している教材。

b　文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

c　通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

（ウ）給与費用

教科書及び教材については実費とし、文房具、通学用品については、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。

（エ）給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

a　教科書及び教材

災害発生の日から１か月以内に現物等を支給するものとする。

b　文房具、通学用品

災害発生の日から 15 日以内に現物等を給与するものとする。

イ　実施状況の記録

各対策部は、災害救助法の規定による学用品の供給を実施した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう次の帳簿等を整備するものとする。

a　救助実施記録日計表

b　学用品の給与状況

c　学用品購入関係支払証拠書類

d　備蓄物資払出証拠書類

3　転校措置及び進路指導

（１）転校を必要とする児童生徒等の状況を速やかに把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校措置を講ずる。

（２）被災児童生徒等の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して児童生徒等の状況を十分把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

4　児童生徒等の安全対策

各学校は、災害時における児童生徒等の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、大分市学校災害対策マニュアル（改訂版Ⅴ）に基づき対応を行う。

5　学校保健衛生の実施

児童生徒等に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を計るため、必要に応じて次の措置を講ずるとともに児童生徒等のこころの健康にも配慮する。

（１）児童生徒等の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分実施するものとする。
（２）校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施するものとする。
（３）飲料水の取扱いについて必要な監視を行うものとする。
（４）必要に応じて、児童生徒等のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立することとする。

６　学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置を講ずる。

（１）在校中に災害が発生した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
（２）学校等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう、積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市や県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

７　学校給食の措置

（１）一部の給食施設が被害を受け、児童生徒に給食が提供できない場合には、被害を受けなかった他の学校又は共同調理場施設を利用して応急給食を実施するものとする。
（２）給食の一時中止
ア　災害が広範囲にわたり被害が甚大な場合であって、給食施設が災害救助のために使用されたとき
イ　給食施設に被害を受け、給食の実施が不能となったとき
ウ　水道、ガス、電気等の供給が困難となり、給食の実施が不能となったとき
エ　給食物資の供給が困難なとき
オ　伝染病その他の危険の発生が予想されるとき
カ　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき

８　社会教育施設の応急対策

（１）市民図書館、関崎海星館、少年自然の家、歴史資料館、海部古墳資料館、毛利空桑記念館、のつはる西部の楽校、エスペランサ・コレジオ、南蛮ＢＶＮＧＯ交流館、美術館、アートプラザ等の管理者は、施設に被害が発生した場合、直ちに関係機関に通報し、被害の拡大防止にあたるとともに入館者等を直ちに安全な場所へ避難誘導し、人命保護にあたるものとする。
（２）管理者は、施設に災害が発生した場合は、あらかじめ定められた防火（防災）組織に基づく応急措置にあたり、施設を最大限に保護するよう努めるものとする。
なお、被災したときは被害状況並びに応急措置の状況を速やかに教育長に報告する

とともに、個々の実情に応じた所定の復旧対策にあたるものとする。

9　文化財の応急対策

（１）文化財の所有者又は管理者は、指定文化財の完璧な保存、保護に努めるとともに、保管施設の整備、管理計画等を策定して目的の達成を図るものとし、特に建造物の自動火災報知設備の設置を進めるものとする。

（２）災害が発生した場合は、来館者の避難誘導、応急の防火活動、搬出により貴重な文化財を保護するものとし、やむなく被災した場合には、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

また、文化財所管施設（歴史資料館）での避難住民の受入れ、並びに避難物資の確保の措置をするものとする。

○大分市の文化財一覧（資料編７２参照）

10　地域に残る遺産の保全

市は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第１３節　義援金品配分計画
（総合統括部、被災者救援部、物資支援部）

この計画は、義援金品の受付及び配分等について定めるものである。

１　義援金の取扱い

（１）義援金の受付

被災者救援部が受付けて寄託者に領収書を交付するとともに、あらかじめ指定された預金口座に預け入れるものとする。

（２）義援金の配分

義援金配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率および配分方法等を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行うものとする。

（３）義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会は、次の委員で構成するものとする。

市.....副市長及び災害対策本部の各対策部長

関係団体.....市議会厚生常任委員長、厚生常任副委員長、
民生委員・児童委員協議会会長、自治委員連絡協議会会長

２　義援物資の取扱い

（１）義援物資の受付

物資支援部は、必要に応じて事業所、大分市社会福祉協議会及びＮＰＯ法人等と連携を図り、ボランティア等の協力を得ながら義援物資の受入れ及び仕分けを行う。

（２）義援物資の配送

義援物資の配送については、物資支援部が行うものとし、詳細は、「３－３－４　食料等の調達及び配送計画」に定める。

（３）義援物資の配布

義援物資の配布については、被災者救援部がボランティア等の協力のもと行う。

（４）義援物資の情報提供等

総合統括部は、企業や自治体等からの義援物資の受入れ状況の報告を物資支援部から定期的に受けるとともに、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより、受入れの調整に努めるものとするが、小口や品目が混在した義援物資の送付を控えるよう、各報道機関等と連携して広報を行うものとする。

なお、需要がない物資や、個人等から送られる小口や品目が混在した義援物資については、受け入れないものとする。

第１４節　愛護動物保護対策計画
（保健医療部）

大規模災害時において市は、被災した愛護動物を保護し、又避難所等で飼い主が適正に飼養管理できるよう支援するなど、被災愛護動物の保護対策を講じることにより、動物の適正な飼養及び保管を図り、環境衛生の維持に努める。

１　被災地域における愛護動物の保護

被災地域において飼い主不明や負傷の愛護動物が多く発生することが予想されるため、市は、県、大分県獣医師会及び関係機関等との協力体制を迅速に確立して、次の措置を行う。

（１）被災地域における愛護動物の情報収集

被災地域において負傷若しくは飼い主が不明などにより、被災地域に残された愛護動物の情報収集に努める。

（２）被災地域での愛護動物の保護

被災地域の住民からの情報提供等で保護が必要な愛護動物については、収容施設や動物病院・ペットショップ等に協力を依頼して保護をする。

２　指定避難所における愛護動物の飼育指導

市は飼い主が避難所において愛護動物を適正に飼養管理できるよう、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、次の通り愛護動物の飼養管理の指導にあたる。

（１）避難所において、その代表者等に対して、愛護動物の飼養管理についての助言を行う。

（２）避難所での愛護動物の飼養管理状況の把握と救援物資の配布指導を行う。

（３）避難所から動物愛護センターなどの保護施設への受入れと譲渡等の調整を行う。

３　応急仮設住宅等での飼養管理指導

応急仮設住宅等に入居している飼い主に愛護動物の飼養管理指導を行う。

４　その他の対策

（１）飼い主探し

被災のため飼い主が不明又は飼えなくなった愛護動物を引き取る飼い主を探すため、情報の収集と市のホームページなどを利用してその提供を行う。

（２）動物取扱業者の状況把握

登録を受けている動物取扱業者のうち、多数の動物を飼養している施設について、保管状況を速やかに把握する。

（３）特定動物飼養施設の状況把握

被災地域で許可している特定動物の飼養状況の把握を行い、必要に応じて捕獲に協力する。

第１５節　被災者台帳運用計画
（各対策部）

この計画は、本市の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第90条の３に定められた被災者台帳を円滑に整備するためのものである。

１　被災者台帳の運用

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

作成した被災者台帳の管理は、主に総合統括部と被災者救援部が行い、各対策部は各々が把握している人的被害や住家被害等の情報、被災者支援の実施状況等を総合統括部若しくは被災者救援部に報告するものとする。

また、大規模災害時には、罹災証明書の交付や義援金の配布等の処理に時間がかかることが想定されることから、被災者台帳システムを活用して迅速かつ的確な被災者支援の実施に努める。

２　罹災証明書の交付

市は、災害対策基本法第90条の２に基づき、本市の地域に係る災害が発生した場合においては、各種被災者支援制度の適用にあたり必要とされる罹災証明書を、当該災害の被災者から申請があった際に、遅滞なく交付するものとする。

（１）罹災証明事務の範囲

罹災証明は、原則、災害対策基本法第２条第１号に規定する、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生じる被害（以下「自然災害等」という。）による住家（発災時において現に住民が居住している建物を言い、社会通念上の住家であるかを問わない）被害に関して行うものとする。

また、自然災害等ではない小規模な災害については、当該事実が生じた原因（特定される自然現象等が存在すること）が確認され、被災者による物的証拠等をもって、災害と住家被害の因果関係が了知できるものに限り、行うことができるものとする。

ただし、火災による被害については、大分市火災調査規程（平成25年大分市消防局訓令第23号）に基づき、罹災家屋等が所在する消防署長が行うものとする。

なお、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等については、住民等からの求めに応じて、「被災証明事務取扱要領」に定める被災証明書を交付するものとする。

（２）申請者

罹災証明の申請者（以下「申請者」という。）は、自然災害等により被災した者とし、罹災証明書の発行は、原則として１世帯１枚とする。

（３）申請書類等

申請者は、原則として罹災証明申請書（資料編６０参照）及び被害状況の分かる写真を市に提出するものとする。

（４）罹災証明書の申請窓口

総合統括部及び地域対策部は、被災者から罹災証明申請書の提出があった場合は、速やかに受付を行い、住宅対策部に情報提供を行うものとする。

なお、災害の被害が甚大で、多数の被災者からの申請が見込まれる場合は、市民の利便性を考慮し、専用窓口の設置を検討する。

（５）罹災証明書の交付

住宅対策部の調査が終了次第、総合統括部及び地域対策部は速やかに、被災者に対して罹災証明書を交付するものとする。

なお、詳しい交付方法については、「罹災証明書交付マニュアル」に定める。

３　住家被害認定調査

（１）調査班の編成

被災者から罹災証明申請書の提出を受けた場合、市は速やかに住宅対策部を中心とした調査班を編成し、住家被害認定調査（以下「調査」という。）を行う。

なお、災害の被害が甚大で、多数の罹災証明申請が見込まれるなど、本市職員だけでは調査を行うことが困難な場合は、他自治体職員の受入れや土地家屋調査士協会等との連携により、調査に必要な人員を確保するものとする。

（２）調査方法

内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行う。

また、市内の広域に災害が発生した場合には、基本的に被害の大きい地域の調査を優先し、生活再建に配慮する。

（３）調査に要する期間

調査については、発災後１か月以内に概ね１回目の調査が終了することを目標とする。

（４）調査に必要な資機材の確保

住宅対策部は平時から、調査に必要な資機材の確保に努めるものとする。

（５）職員の育成

住宅対策部は平時から、調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成に努めるものとする。

４　被災証明書の交付

市は、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等については、住民等からの求めに応じて、被災証明書を交付するものとする。

なお、詳しい交付方法については「被災証明事務取扱要領」に定める。

また、被災証明書の交付は、原則として総合統括部及び地域対策部で行うものとするが、必要に応じ、全ての対策部で行うことができるものとする。

第４章　社会基盤の応急対策

第１節　下水道及び生活排水応急対策計画

（社会基盤対策部、上下水道対策部、災害廃棄物対策部、関係機関）

この計画は、風水害等により、内水被害が生じた場合における軽減措置及び下水道施設、農業集落排水施設、浄化槽等が損傷した場合における応急対策を講じるためのものである。

１　内水被害の軽減対策

風水害等により、内水被害が生じた場合に、速やかに被害の軽減を図るため、雨水排水ポンプ、災害対策ポンプ又は工事用仮設ポンプを稼働させる等必要な対策を講じる。

これまでに締結した協定等は次のとおりである。

○豪雨時における仮設ポンプ設置業務に関する協定（資料編９３参照）

２　下水道施設等の応急対策

風水害等により、下水道施設等が損傷した場合に、次のとおり応急対策を講じる。

（１）下水道施設の応急対策

ア　水資源再生センター・ポンプ場

施設機器の被害状況を調査し、早急に下水処理機能が回復するよう応急対策を行う。

なお、必要に応じ、他都市及び関係機関に応援を求める。

これまでに締結した協定等は次のとおりである。（資料編９３参照）

○九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール

○大分市上下水道局･日本下水道事業団災害支援協定

○自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定

○災害時における大分市下水道施設の技術支援協力に関する協定

○災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

イ　管路

重要な管路の流水能力の確保、二次災害の防止を最優先とし、危険箇所の把握と緊急度を評価し、下水排除機能が回復するよう応急対策を行う。なお、必要に応じ、他都市及び関係機関に応援を求める。

これまでに締結した協定等は次のとおりである。（資料編９３参照）

○災害時における下水道管路施設及び排水設備の復旧に関する協定

○大分市上下水道局・日本下水道事業団災害支援協定

○大分市下水道管路施設保全災害支援協定

○災害時における大分市下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

（２）下水道施設の使用制限

下水道施設が損傷し、排除又は処理機能が低下した場合には、必要に応じ施設の使用を制限する。その際は、関連対策部と連携を図る中で、必要な措置を講ずる。

（３）農業集落排水施設の応急対策

ア　汚水処理施設

施設機器の被害状況を調査し、早急に生活排水処理機能が回復するよう応急対策を行う。なお、必要に応じ、他都市及び関係機関に応援を求める。

これまでに締結した協定等は次のとおりである。

○農業集落排水施設災害対策応援に関する協定（資料編９３参照）

イ　管渠及びマンホールポンプ

重要な管渠及びマンホールポンプの流水能力の確保、二次災害の防止を最優先とし、危険箇所の把握と緊急度を評価し、生活排水排除機能が回復するよう応急対策を行う。

なお、必要に応じ、他都市及び関係機関に応援を求める。

これまでに締結した協定等は次のとおりである。

○災害時における大分市農業集落排水管路施設の復旧支援協力に関する協定（資料編９３参照）

○災害支援等に関する協定（資料編９３参照）

（４）浄化槽の応急対策

市民からの修繕相談を受け付ける窓口を設置し、修繕対応可能な業者を紹介する。

（５）その他の対策

ア　排水設備

市民からの修繕相談を受け付ける窓口を設置し、修繕対応可能な排水設備指定業者を紹介する。

イ　仮設トイレ用資機材の調達と設置

（詳細は「３－３－８　清掃計画　３（２）」参照）

ウ　し尿の受入施設の確保

道路が寸断されるなど、し尿を大洲園処理場に搬入することが不可能な場合は、表－１の水資源再生センターのうち、運転可能な施設で受け入れるものとする。

表－１

施　設　名　等	所　　在　　地	処　理　能　力
弁天水資源再生センター	大分市弁天四丁目１番１号	57,468 ㎥/日（日最大汚水量）
宮崎水資源再生センター	大分市大字宮崎 35 番地	45,120 ㎥/日（日最大汚水量）
原川水資源再生センター	大分市向原沖三丁目１番 31 号	46,964 ㎥/日（日最大汚水量）
大在水資源再生センター	大分市大字志村 2500 番地の１	15,258 ㎥/日（日最大汚水量）
松岡水資源再生センター	大分市大字松岡 1878 番地の１	13,938 ㎥/日（日最大汚水量）

※処理前の水質がＢＯＤ250ｍｇ／ℓの汚水を 15ｍｇ／ℓ以下に処理する場合の設計能力

エ　広報

管路の損傷や水資源再生センター及び農業集落排水施設の運転が停止する等の緊急時には、市民に対し水洗トイレの使用制限や節水等の協力を呼びかけることが必要である。

この場合には、関連対策部の協力を得て、必要な事項を住民に広報するものとする。

第２節　電気通信施設災害応急対策計画

（西日本電信電話㈱大分支店）

大規模災害の発生に伴う西日本電信電話株式会社大分支店の応急対策は、「西日本電信電話株式会社災害対策規定」及び「西日本電信電話株式会社大分支店災害対策実施細則」に基づき、次のとおり実施するものとする。

１　防災体制

（１）大規模災害が発生したときは、「災害対策実施細則」の定めるところにより、西日本電信電話㈱大分支店に、「現地災害対策本部」を設置するものとする。

（２）災害対策本部設置後における、公的機関との情報連絡の窓口は、総務課とする。

ア　電話番号　　097－537－6900

イ　ＦＡＸ番号　　097－538－0175

２　復旧計画の策定

重要通信の確保及び疎通の最大限確保を図るとともに、重要回線の復旧と非常・緊急通話の確保を優先した計画を策定するものとする。

３　広報

（１）災害が発生した場合、次に掲げる事態については、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア　通信が途絶したとき

イ　一般通話の利用制限を行ったとき

ウ　行政機関や公共機関などがり障したとき

エ　災害伝言ダイヤルの提供や公衆電話の利用開放、無料化を行ったとき

オ　特設公衆電話の設置場所を周知するとき

カ　臨時電報サービスの開始を周知するとき

キ　復旧見込みを住民に周知するとき

（２）広報については、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送、及び新聞掲載等による広範囲にわたっての広報活動のほか、広報車による巡回広報及びインターネット等により地域住民に対する広報も積極的に実施する。

（３）西日本電信電話㈱大分支店は、必要な情報を市の災害対策本部へ連絡するものとする。

４　電話通信の確保

大規模災害により、電話線等の通信施設に被害が発生した場合や、被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱大分支店により、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとする。

（１）通信混乱防止

大規模災害の発生に伴い、重要通信の疎通途絶を防止するため、一般からの通信を規制し、１１０番や１１９・１１８番と災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保するものとする。

（２）設備の被害状況把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し､復旧に必要な資材及び要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じるものとする。

（３）通信途絶の解消と通信の確保

大規模災害発生時における、通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じるものとする。

ア　自動発電装置及び移動電源車等による通信用電源の確保

イ　衛星通信及び各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ　電話回線網に対する交換装置及び伝送路切換装置等の実施

エ　応急復旧ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成

オ　非常用移動電話装置の運用

カ　臨時・特設公衆電話の設置

市の指定する避難所等を対象とし、公衆電話 BOX の設置状況、疎通状況及び避難者数等を勘案し、市災害対策本部と協議調整のうえ、車載無線及び可搬無線等により特設公衆電話を設置するものとする。

キ　停電時における公衆電話の無料化

５　災害伝言ダイヤル１７１及び災害用ブロードバンド伝言板ｗｅｂ１７１の活用

大規模災害発生時において、西日本電信電話株式会社大分支店は、被災地の通信が輻輳し被災地内の安否確認が困難となった場合には、「災害用伝言ダイヤル１７１」及び「災害用ブロードバンド伝言板ｗｅｂ１７１」の活用により安否確認ができるように努めるもの

とする。

（１）提供の開始

災害発生により、被災地へ安否確認を行う通話等が増加することにより、被災地の通話がつながりにくい状況（輻輳）となった場合に開始するものとする。

（２）利用方法

ア　災害用伝言ダイヤル１７１

被災地において、本人及び家族の安否を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ登録し、他所から被災者の家族等関係者が、その内容を聴取して安否等を確認するものとする。

イ　災害用ブロードバンド伝言板ｗｅｂ１７１

インターネット上で文字・音声・画像情報で家族の安否情報が登録・確認ができる「災害用ブロードバンド伝言板ｗｅｂ１７１」で安否等を確認するものとする。

（３）提供時の通知方法

ア　テレビ及びラジオ等を通じて利用方法や伝言登録エリア等を知らせるものとする。

イ　電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル１７１」及び「災害用ブロードバンド伝言板ｗｅｂ１７１」の利用促進について案内を流すものとする。

ウ　避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備するものとする。

エ　防災無線等による利用方法の通知を要請するものとする。

６　復旧優先電話

法に基づき定められた指定行政機関等を優先するものとする。

（１）第一順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助関係機関（県、市町村、病院、学校等）、警察機関、防衛機関、輸送・通信・電力の確保に直接関係のある機関とする。

（２）第二順位

ガス・水道の供給確保に直接関係のある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体等とする。

（３）第三順位

第一順位及び第二順位に該当しない機関とする。

第３節　電力施設災害応急対策計画

（九州電力送配電㈱大分配電事業所・九州電力㈱大分営業センター）

九州電力送配電㈱大分配電事業所・九州電力㈱大分営業センターは非常災害時における電力施設応急対策を迅速に実施するため、大分市災害対策本部と防災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに緊密な連携を保ち、電力施設の早期復旧及び停電の早期解消を図るものとする。

１　事業所所在地及び管轄区域

営業所名	所　在　地	電話番号	管　轄　区　域	管轄面積
大分配電事業所・大分営業センター	金池町二丁目３番４号	0800－777－9429	大分市（吉野地区を除く）別府市の一部、由布市（挾間町、庄内町）	746.5ｋ㎡

※吉野地区の管轄は、佐伯配電事業所（電話番号　0800-777-9431）

２　組織図

災害時における九州電力送配電㈱大分配電事業所・九州電力㈱大分営業センター組織図（資料編８９参照）

３　各班の役割

（本節４（２）参照）

４　情報連絡体制

（１）対策部等設置前の連絡先

災害の発生が予想される場合の連絡先は下記のとおり。

○大分市

担　当　課	電　　話　　番　　号				
土木管理課	（534）6111	内線	1711	（夜間・休日	（534）6119）
河川・みなと振興課	（534）6111	内線	1741	（夜間・休日	（534）6119）
生産振興課	（534）6111	内線	2431	（夜間・休日	（534）6119）
上下水道局	（538）1211			（夜間・休日	（538）1812）

○九州電力送配電㈱大分配電事業所・九州電力㈱大分営業センター

九州電力送配電株式会社大分配電事業所　☎0800-777-9429 九州電力株式会社大分営業センター　☎0120-761-379	
大分配電事業所　配電グループ	大分営業センター　営業グループ
※連絡対応窓口グループ	

（２）対策部等設置後の連絡先

災害時の連絡先は下記のとおり。

○大分市（災害警戒本部若しくは災害対策本部設置後）

担　当　課	電　　話　　番　　号
土　木　管　理　課	（534）6111　内線　1711　（夜間・休日　（537）5630）
河川･みなと振興課	（534）6111　内線　1741　（夜間・休日　（537）5632）
生　産　振　興　課	（534）6111　内線　2431　（夜間・休日　（537）5629）
上　下　水　道　局	（538）1211　（夜間・休日　（538）1812）

○九州電力送配電㈱大分配電事業所・九州電力㈱大分営業センター（対策部設置後）

	大分配電事業所・大分営業センター対策部			
	総　括　班	復　旧　班	広　報　班	支　援　班
責 任 者	配電ｸﾞﾙｰﾌﾟ長	配電ｸﾞﾙｰﾌﾟ長 （配電制御ｸﾞﾙｰﾌﾟ長）	大分営業ｾﾝﾀｰ長	託送業務グループ長
役 割 分 担	・対策部運営方針決定 ・対策本部指令の伝達 ・情報収集、連絡報告 ・応援対応調整、決定 ・自治体からの要請把握	・復旧作業総括 ・復旧要員派遣 ＊緊急送電箇所（優先順位）協議等、復旧計画対応窓口	・お客さま対応 ・お客さま広報 ・報道機関対応 ＊設備被害状況、停電状況、復旧見込み等、連絡対応窓口	・宿泊 ・資材手配 ・道路情報収集 ＊道路障害の優先復旧、及びヘリ発着施設、宿泊施設
電 話 番 号	―（注）	―（注）	―（注）	―（注）
ＦＡＸ番号	―（注）	―（注）	―（注）	―（注）
備　　考	※連絡対応窓口グループ	―	―	―

（注）電話番号は災害用のため関係者以外公表しない。

○情報内容

	大分市　→九　電	九　電→大分市
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況 ・復旧人員の事前配置 ・気象状況（台風の動き）

台風通過中	・道路状況（通行止等）	・停電状況
台風通過後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊等） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況現場員、パトロール者等で判る範囲とする。	・停電状況 ・被害状況（初期概要） ・復旧体制 ・復旧状況
復　旧　時	・同上	・停電状況(適宜) ・被害状況・復旧見込み

5　災害発生時の復旧要員の受入れ等

被害が大規模の場合は、被害規模に応じて他事業所より応援者を受け入れるが、その場合、必要に応じて大分市災害対策本部に対して下記事項について協力を依頼するものとする。

（１）駐車場及び宿泊箇所としての施設の借用

復旧応援者の待機及び宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両復旧要員を動員し不足を生じた場合は、市施設の借用を依頼する。

（２）復旧人員及び資材運搬の確保

ア　電力設備復旧に支障のある道路障害については、大分市及び関係機関に優先復旧を依頼する。

イ　大規模災害により電力設備巡視のため、若しくは復旧資材運搬等のためヘリコプターを使用する場合は、市施設の使用を依頼する。

○ヘリポートの設定（資料編８６参照）

6　復旧作業

（１）復旧の考え方

ア　病院、上水道、放送通信、行政、警察等住民生活に重大な影響を及ぼす施設への送電を優先して復旧する。

イ　道路遮断等で交通支障になる電柱及び電線の除去は優先して行う。

（２）高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配置設備の復旧に長時間を要する場合で、大分市の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所及び優先順位について協議する。

（３）復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7　広報

（１）平常時の広報

災害による電線の断線、電柱倒壊等による公衆感電事故、及び災害発生後の停電復旧時の家電製品による火災発生を未然に防止するため、必要に応じ大分市の広報紙等への事故防止ＰＲ文の掲載を依頼する。

（２）災害時の広報

災害時には、必要に応じ次の広報について大分市にも協力を求めるものとする。

（避難時の自宅内のブレーカー切断呼びかけ、感電事故防止、電力施設の被害状況、停電状況（注)、復旧見込み（注))

（注）パソコンＨＰ及び携帯ＨＰにて「行政区別停電状況」、「復旧見込み」等の確認が可能

8　市の施設利用に関するその他事項

（１）施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立ち入り禁止区域には立ち入らない。

（２）施設管理箇所の指示事項は、確実に遵守する。

（３）施設利用中に設備に損傷を与えた場合は、補修する。

（４）施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要機器類を施設内に設置する場合は、事前に通知し、協議するものとする。

（５）施設利用にともなう費用については、利用者で負担するものとする。

9　市との協力範囲について

各項に記された依頼する協力とは、大分市の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲のものとする。

第４節　都市ガス施設災害応急対策計画

（大分瓦斯㈱大分営業所、消防対策部）

災害時におけるガス施設の応急対策は本計画によるものとする。

１　実施機関

当市における都市ガス事業者の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

ガス事業者名	所在地	電話番号	供給区域
大分瓦斯株式会社大分営業所	新川西１組	534－2211	大分市（旧大分市一円、旧野津原町の一部） 由布市の一部

２　保安体制

（１）保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第 24 条並びに同法施行規則第 24 条に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものとする。

（２）ガス事業者における防災体制の確立

台風、地震、津波、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、ガス事業者は、災害復旧活動の組織、人員及び器材の整備を図り迅速な復旧を成しうる体制を確立するものとする。

（３）器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るために必要な器材を備えておくものとする。

３　災害発生時におけるガス事業者の措置

（１）非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「保安規程」並びに「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」に基づき、速やかに次の特別出動体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

体　　制	特別出動体制の基準
第１次特別出動体制	災害又は予想される災害が小規模又は局部の場合
第２次特別出動体制	災害又は予想される災害が中規模の場合
第３次特別出動体制	災害又は予想される災害が大規模の場合

（２）処理体制

需要家等からのガス漏えい及び導管事故等の通報に対する受付、連絡及び処理体制は次によるものとし、詳細についてはガス事業者の定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」によるものとする。

ア　ガス事業者は、事業所ごとに次の要員を常時配置するものとする。

（ア）保安責任者

通報に対する受付、出勤及び処理に関する指示及び命令（特別出動体制の場合は除く）を行う者

（イ）受付担当者

通報を受け、これを関係箇所に連絡する者

（ウ）通信担当者

処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者

（エ）処理要員

通報を受けて現場に出動し、必要な措置を講じる者

イ　事業所ごとに、出動した処理要員と無線連絡が可能な設備をしておくものとする。

ウ　受付担当者は受付けた通報の状況に応じ、ガス栓又は、ガスメーターコックの閉止、火気使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等、必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請するものとする。

エ　保安責任者は、通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び警察機関に連絡し、協力を要請するものとする。

4　ガス事業者と関連機関との連携

（1）事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講ずるものとする。

なお、ガス事業者の要員体制が不足する場合は、関係工事事業者等の応援を求めるとともに、必要に応じて九州経済産業局と連絡を密にして、（社団法人）日本瓦斯協会九州部会の援助を依頼するものとする。

（2）消防機関とガス事業者とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ書」（昭和 56 年 6 月 1 日作成）に基づき、ガス保安体制の強化を図るものとする。

（3）関係の消防機関、警察機関及び特定地下街等の管理者と協議の上、連絡専用の加入電話回線設備並びに通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

5　広報活動

ガス漏えいによる中毒、引火爆発のおそれがある場合、又は被災の程度によって、ガス路遮断、あるいは供給の停止の措置により復旧にあたる場合は、その旨を区域住民に周知徹底させるとともに、必要ある場合はラジオ、テレビ、広報車等を利用して一般に周知させるものとする。

第５節　ＬＰガス設備災害応急対策計画

（大分市ＬＰガス防災協議会）

災害時におけるＬＰガス設備の応急対策は本計画によるものとする。

１　実施機関

当市における大分市ＬＰガス防災協議会の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

名　　称	所在地	電話番号	供給区域
大分市ＬＰガス防災協議会	西新地１丁目９番５号	558－5483	大分市及びその周辺

２　保安体制

（１）大分市ＬＰガス防災協議会の役割

大分市ＬＰガス防災協議会は、協議会を構成する大分中央地区ＬＰガス協議会・大分南地区ＬＰガス協議会・大分東地区ＬＰガス協議会の液化石油ガス販売事業所・液化石油ガス保安機関事業所・ＬＰガス製造事業所・ＬＰガスオートガススタンド・ＬＰガス卸売事業者・ＬＰガス配送事業所・ＬＰガス容器所（以下「会員事業所」という。）が、適確かつ迅速に実施できるよう防災活動の統括を行い、大分市から指定避難所等へのＬＰガス供給や復旧工事などの応急対応等の要請を受けた場合、速やかな対応に努めるものとする。

（２）保安業務の実施

上記の保安機関事業所は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 27 条に基づく保安業務を実施するものとする。

（３）会員事業所における防災体制の確立

会員事業所は、大分市との「災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定」（以下「協定」という。）に定める協力要請に対応するため、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り迅速な復旧を成しうる体制を確立するものとする。

（４）器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るために必要な器材及び供給・消費設備等を備えておくものとする。

３　災害発生時におけるガス事業者の措置

大分市ＬＰガス防災協議会は、協定に基づき、速やかに特別出動体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

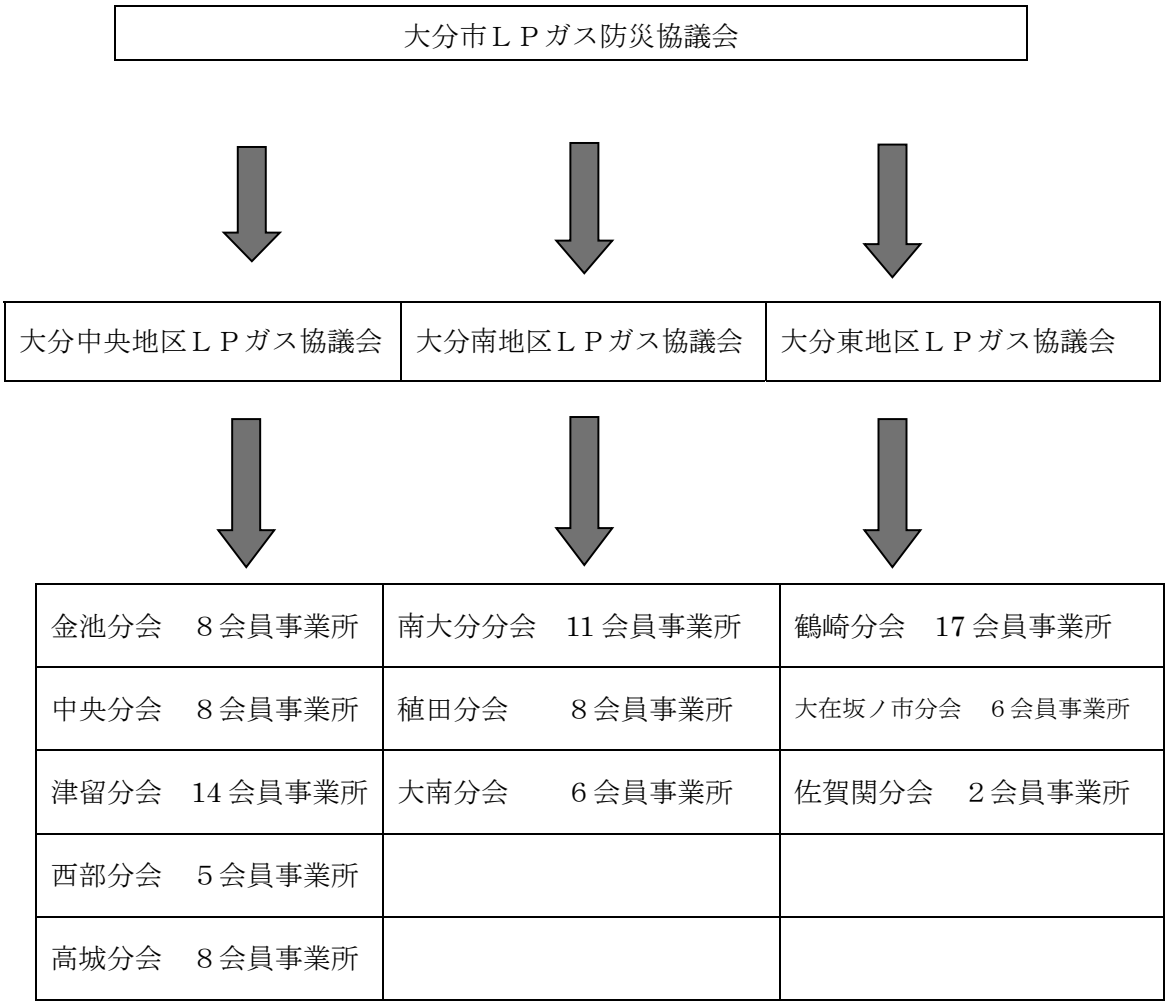

金池分会　８会員事業所	南大分分会　11 会員事業所	鶴崎分会　17 会員事業所
中央分会　８会員事業所	稙田分会　　８会員事業所	大在坂ノ市分会　６会員事業所
津留分会　14 会員事業所	大南分会　　６会員事業所	佐賀関分会　２会員事業所
西部分会　５会員事業所		
高城分会　８会員事業所		

４　ＬＰガス事業者と関連機関との連携

（１）事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い速やかに措置を講ずるものとする。

なお、ＬＰガス供給業者及び保安機関の要員体制が不足する場合は、関係工事事業者等の応援を求めるとともに、必要に応じて県及び九州経済産業局並びに九州産業保安監督部と連絡を密にして、大分市ＬＰガス防災協議会の援助を依頼するものとする。

（２）消防機関とＬＰガス供給業者及び保安機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場での措置等について、ガス保安体制の強化を図るものとする。

（３）消防機関、警察機関等関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

５　広報活動

ＬＰガス漏えいによる引火爆発のおそれがある場合、又は被災の程度によって、供給停止の措置により復旧にあたる場合は、その旨を該当住民に周知徹底させるとともに、その範囲が広範囲となり必要ある場合はラジオ、テレビ、広報車等を利用して一般に周知させるものとする。

第６節　農林水産物の応急対策計画
（社会基盤対策部）

この計画は、災害に対し、農作物及び家畜の被害を最小限に防止するための対策について定めるものである。

１　農作物の応急対策

（１）風水害対策

ア　水稲

（ア）水稲は、水害に対する抵抗性が弱く、特に初期生育期や幼穂形成期においては脆弱であるので、冠水した場合は、速やかに排水に努めるものとし、排水対策後は、病害虫の異常発生が予想されるので、県中部振興局、農協等と連携をとり、薬剤の確保及び早急な防除に努めるものとする。

（イ）田植初期の流失・埋没があった場合には、晩期栽培可能な期間内であれば、被害面積に応じた再仕立を行うものとし、種子は大分県主要農作物改善協会と連絡をとり、災害対策予備貯蔵種子を充当するものとする。

（ウ）被害発生に即応し、あらかじめ編成した対策班が現地に出動し適切な技術指導を行うものとする。

イ　麦類

冠水に弱いので、排水に努めるものとし、事態に即応した技術指導を行うものとする。

ウ　野菜・花き・果樹類

（ア）病害虫の発生に備え、天候回復後、速やかに薬剤散布を行うものとし、薬剤の使用等について適切な指導を行うものとする。

（イ）冠水や浸水の被害を受けたほ場は、速やかな排水に努めるよう指導する。また、被害を受けた農産物は早期に除去し、施肥を合理的に行うなど生育の回復に努めるよう指導する。

（ウ）潮風害を受けた場合には、散水による除塩作業を速やかに実施するよう指導する。

（エ）倒伏や枝裂けが起こった場合には、適切な処置を行うものとする。

（２）干害対策

ア　水稲は、干ばつにより田植が遅れることがあるが、この場合は、施肥を最少限に行い、用水確保に全力をあげ、最も効果的な灌水に努めるものとする。

イ　野菜、花き、果樹類は干害に弱いので、敷草、敷わら等を行い水分の蒸散作用を防ぐとともに、応急的な対策として、防除タンクなどを利用した点滴潅水や病害虫の防除に努めるものとする。

（３）雪霜害対策

ア　果樹については、霜害を受けた場合は、散水するとともに、果実の状態を十分観察した上で、摘果を実施するよう指導する。また、施肥は少量ずつ分施し、病害虫の防除に努めるよう指導する。

イ　野菜、花きについては、欠株の補植、速効性肥料の施肥等適切な肥培管理により、草勢の回復を図るとともに、病害虫の適切な防除を実施するものとする。

２　家畜及び畜産物の応急対策

（１）家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法によって、県が防疫班を被害地に派遣して実施されるため、獣医師会、農協、県酪農協等関係機関との連絡を密にして、これに協力するものとする。

ア　畜舎等の消毒・・・・・・家畜伝染病予防法第９条

イ　緊急予防注射の実施・・・　　〃　　第６条

ウ　防疫措置・・・・・・・・家畜の死亡、伝染病の蔓延の防止等の必要が生じた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施するものとする。

※　口蹄疫、鳥インフルエンザ等においては、「大分市特定家畜伝染病警戒本部及び大分市特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱」と「口蹄疫」「鳥インフルエンザ」の防疫対策マニュアルを別に定めており、防疫対策業務を迅速かつ円滑に実施するものとする。

（２）家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生した場合は、関係機関と協議の上、あらかじめ定めた避難場所に避難するよう指導するものとする。

（３）飼料等の確保

災害時における飼料の確保は、農協、県酪農協等で十分対応できると考えられるが、輸送対策が問題となるので、事前に輸送対策を樹立しておき、災害時には、直ちに供給できるよう努めるものとする。

（４）畜産物の搬出対策

農家が生産した畜産物が災害により、交通途絶等により搬出できない場合は、関係機関、輸送機関と事前に対策をたて、災害時においても搬出できるよう努めるものとする。

３　林産物の応急対策

（１）対策及び指導

災害が発生した場合には、森林組合等と連携し、林産物（林地）の被害状況に応じ、次の応急対策を講じ又は関係者の指導を行うものとする。

ア　林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大防止

イ　苗木、立木及び林産物等の病害虫発生予防措置

ウ　病害虫発生予防用薬剤の円滑な供給

エ　林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

（２）二次災害防止措置

二次災害を防止するため必要と認める場合には、森林組合や林家に対し次の措置について指導又は指示を行うものとする。

ア　林産施設の倒壊防止措置

イ　林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置

４　水産物の応急対策

（１）対策及び指導

災害が発生した場合には、漁業協同組合と連携し、水産物の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、関係者の指導を行うものとする。

ア　水質の悪化による蓄養水産物の移送

イ　応急対策用資機材の円滑な供給

（２）二次災害防止措置

二次災害を防止するため必要と認める場合には、漁業協同組合や漁家に対し次の措置について指導又は指示を行うとともに、必要な場合には県、海上保安部、警察及び消防機関と連携し必要な措置を講じるものとする。

ア　船舶の座礁等により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、回収措置及び無害化措置

イ　流出及び破損した船舶、蓄養施設等の早期回収措置

ウ　洪水等により流出した流木等漂着物の早期回収措置

第５章　その他の災害応急対策計画

第１節　特殊災害対策計画

（総合統括部、消防対策部）

この計画は、石油類、高圧ガス、火薬等の爆発、火災等による災害に対処するため、企業及び防災関係機関が実施すべき各種の対策を定め、もって災害の未然防止とその拡大防止及び被害の軽減を図ることを目的として大分県が定めているものである。

なお、大分地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る特殊災害対策計画については、別に定める「大分県石油コンビナート等防災計画」によるものとする。

１　計画の対象区域

（１）特別防災区域に準ずる区域で消防局長が指定する次の区域

ア　豊海の区域

名　　称	所　　在　　地	連　絡　先
ニチレキ(株)大分営業所	大分市豊海二丁目１－２	536－7531
(株)ホームエネルギー九州大分センター	大分市豊海一丁目８－11	536－5833

イ　日吉原の区域

名　　称	所　　在　　地	連　絡　先
(株)辰巳商會	大分市日吉原１－29	593－3815

ウ　海原の区域

名　　称	所　　在　　地	連　絡　先
鶴崎海陸運輸(株)三佐倉庫	大分市海原 916－1	521－6221

エ　佐賀関の区域

名　　称	所　　在　　地	連　絡　先
ＪＸ金属製錬(株)佐賀関製錬所	大分市大字佐賀関３－3382	575－3310

（２）火薬類製造所等

製　造　工　場　等	所　在　地	連　絡　先
旭化成株式会社大分工場	大分市大字里 2620 番地	592－2111
自衛隊九州地区補給処大分弾薬支処	大分市鴛野 129 番地	569－3510

２　災害の想定

本計画の対象となる区域は、石油類、高圧ガス、火薬等が多量に貯蔵され、取扱われている区域であるため、爆発、火災等が発生した場合、大規模かつ広範囲に被害が及ぶものと予想される。

このような状況から、災害想定は「大分県石油コンビナート等防災計画」で定める災害基本想定に準ずるものとする。

３　市及び消防機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、防災について関係行政機関、関係公共機関及び関係企業等の協力を得て、防災活動を実施するものとし、市及び消防機関の処理すべき事務及び業務の大綱については、大分県石油コンビナート等防災計画で定める防災業務の大綱に準じ、次のとおりとする。

（１）大分市

ア　災害対策本部の設置に関すること

イ　情報の収集、伝達及び広報に関すること

ウ　避難の勧告及び指示に関すること

エ　有害化学物質等による環境汚染の防止対策に関すること

オ　その他市が所掌する業務に関すること

（２）大分市消防局

ア　危険物施設等の保安管理の指導、監督に関すること

イ　関係企業の防災施設及び防災資機材の整備に係る指導に関すること

ウ　防災訓練の指導及び実施に関すること

エ　防災資機材の整備に関すること

オ　自衛防災組織等に対する指示に関すること

カ　災害の防御に関すること

キ　警戒区域の設定に関すること

ク　被災者の救出及び搬送に関すること

ケ　情報の収集、伝達及び災害原因調査に関すること

コ　その他消防局が所掌する業務に関すること

（３）大分市消防団

ア　防災活動の応援に関すること

４　応援協力体制の確立

（１）企業間における相互応援体制

関係企業は企業相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るため協定の締結に努めるものとする。

なお、応援協定は、おおむね次の事項を定めるものとする。

ア　応援出勤の基準及び連絡方法

イ　応援の設備、資材の種類、数量

ウ　応援活動内容等

エ　費用の負担区分

（２）消防機関と企業間における協力体制

消防機関及び関係企業は、防災活動をより円滑に行うため相互における協力体制の確立を図るものとする。

（３）市町村間における相互応援体制

すでに締結されている「大分県常備消防相互応援協定」（資料編９３参照）に基づき、応援体制の整備、確立に努めるものとする。

５　災害予防対策

（１）防災用設備、資機材の整備、備蓄等

防災関係機関及び関係企業は、災害を未然に防止するとともに、災害発生に対して、被害の拡大を防止するため、その所轄する事務又は業務に関して必要な次の設備、資機材の整備備蓄に努めるものとする。

ア　化学消火薬剤

イ　オイルフェンス

ウ　油処理剤及び油回収器

エ　照明用機材

オ　通信用資機材

カ　ガス検知器

キ　耐熱防火衣

ク　空気又は酸素呼吸器等

ケ　消火設備

コ　警報設備

サ　避難設備

（２）防災訓練の実施

防災関係機関及び関係企業は、災害が発生した場合における防災活動が迅速かつ的確に実施されるよう、個別あるいは共同して防災訓練を実施するものとする。

ア　訓練の効果を高めるため実施訓練のほか、図上訓練を行う。

イ　立地条件、企業の形態、発生予想災害等それぞれの特徴に応じた訓練を行う。

（３）危険物の保安

ア　企業における自主管理の徹底

イ　立入検査等の徹底

６　消防隊の出動

この区域で火災が発生した場合の出動は、「大分市警防規程」に定めるところによる。

７　避難

（１）被害が住居地域に及ぶ危険が生じる等、災害の状況により住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について消防及び警察と相互に連携し決定の上、避難指示及び避難誘導を行うものとする。

（２）被災者救援部長は、避難所に職員を派遣し、避難者の安全確保に努めるものとする。

８　警戒区域の設定

災害の状況により、消防法の定めに基づき火災警戒区域若しくは消防警戒区域を設定し災害応急対策従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限する。

第２節　突発性重大事故対策計画
（各対策部）

この計画は、風水害や地震災害を除く突発事故が発生した場合、必要な活動体制を確保し、危険地域にある住民の応急的な避難や被害の拡大防止に努めるための計画について定めるものである。

１　突発性重大事故

突発性重大事故とは、航空機事故、船舶事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む）、雑踏事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合で、概ね次に掲げる程度とする。

死者（行方不明を含む）	20 人以上
死傷者	50 人以上
重傷を含む負傷者	70 人以上
負傷者	100 人以上

２　現地災害対策本部の体制

市長は、突発性重大事故が発生した場合又は被害規模の拡大が予測される場合は、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、組織、所掌事務及び動員・配備体制については「３－１－１　組織計画」及び「３－１－２　動員・配備計画」に定める。

３　被害発生時の措置

（１）突発性重大事故を発見した者は、直ちに警察、消防機関、大分市又は関係機関に通報する。

（２）サリン等毒劇物の発散

ア　警察官、海上保安官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立ち入りを禁止し、又はこれらの場所にいるものを退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。

イ　市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。

ウ　県は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失すること

なく自衛隊等の専門家の派遣を要請する。

４　大分市の措置

突発性重大事故が発生した場合、防災関係機関は、救急医療、救助及びその他の応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

５　通信連絡

大分市及び防災関係機関は、「３－１－４　通信計画」を基に、情報の収集のため充分な連絡を取るとともに、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるように努める。

６　救急医療

救急医療に関する業務担当は、原則として保健医療部が行う。

（１）救護班の編成

本部長が必要と認めた場合、救護班を編成し直ちに現地に出向して傷病者の応急救護にあたる。

（２）救護所の開設

救護班は次の場所に救護所を開設する。

ア　現地災害対策本部付近

イ　開設された避難所

７　消防活動

消防機関は、消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

８　救助物資の輸送

本部長は、事故現場指揮者と相互に連絡を取り、救助活動に必要な物資を速やかに確保するとともに、「３－１－１３　輸送計画」に基づき輸送を実施する。

９　応急復旧用資機材の確保

災害対策本部及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

10　交通応急対策

災害対策本部は警察等と相互に連絡調整を行い、「３－１－１４　交通応急対策計画」に基づいて交通規制等を実施し、輸送力等の確保に努める。

11　事故処理

当該事故関係者は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施するとともに、その状況を本部長に報告する。

第３節　放射性物質事故対策計画

（各対策部）

大分市には、工場及び医療機関等で放射性同位元素（以下、この節において「放射性物質等」という。）を取り扱う事業所が存在している。

なお、これらの放射性物質等の取り扱いに関しての実態を把握することは、国の所掌事務であり、本市は放射性物質等の規制に関して法的権限を有していないが、放射性物質事故による影響の甚大性に鑑み、放射性物質事故に関する対策についての計画を定める。

１　事故の想定

本計画で対象とする放射性物質事故は、市域内において多数の被ばく者もしくは避難者が発生又は発生するおそれが生じた場合や、災害応急対策が避難生活を大規模化・長期化させるなど、社会的影響が大きいと判断される次のような事故を想定する。

（１）市域内の放射性物質等を取り扱う事業所（工場及び医療機関等）における放射性物質等の漏洩・火災等

（２）市域内における輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等

２　予防対策

（１）放射性物質取扱事業者の責務

放射性物質取扱事業者は、関係法令等を遵守し、事故対応計画の策定や監視体制の強化及び従業員等の教育・訓練等の充実に努めるものとする。

（２）通報連絡体制の整備

放射性物質取扱事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応が図られるよう、あらかじめ市、警察、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

（３）放射性物質取扱施設の把握

市は、放射性物質等にかかる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

（４）避難訓練の実施

市は、放射性物質事故を想定し、県や防災関係機関、事業者、地域住民等と連携し、より実践的な避難訓練等を実施するものとする。

（５）防災知識の普及・啓発

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対して、原子力施設の概要のほか原子力災害や放射性物質の特性や危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所での行動など、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

（６）防護資機材等の整備

市は、放射性物質事故の応急対策に従事する者等が必要とする防護服や放射線量測定用具等の防護資機材の整備並びに放射性物質等による汚染の拡大防止と除染のための資機材の整備に努めるものとする。

（７）放射性物質事故等における関係機関の情報共有

放射性物質事故や原子力施設での事故が発生又は発生するおそれを察知した場合において、市民の生命、身体、財産を保護する観点から、正確な情報を迅速に把握し、市民に対して情報提供を行うことが重要となってくる。そのため、国を含め、県、警察等の関係機関との情報共有や迅速な初動対応が図れるよう、体制の整備に努めるとともに、日頃から連携を強化しておくものとする。

（８）要配慮者対策

市は、避難誘導、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、自治委員、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、大分市社会福祉協議会等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。（３－３－２　要配慮者に対する福祉計画　参照）

３　災害応急対策

（１）想定事故における初動対応

ア　災害情報の収集・連絡

（ア）市域内の放射性物質等を取り扱う事業所（工場及び医療機関等）における放射性物質等の漏洩・火災等が発生した場合の連絡系統図は、次のとおりとする。

＜市域内の放射性物質等を取り扱う事業所における事故発生時の連絡系統図＞

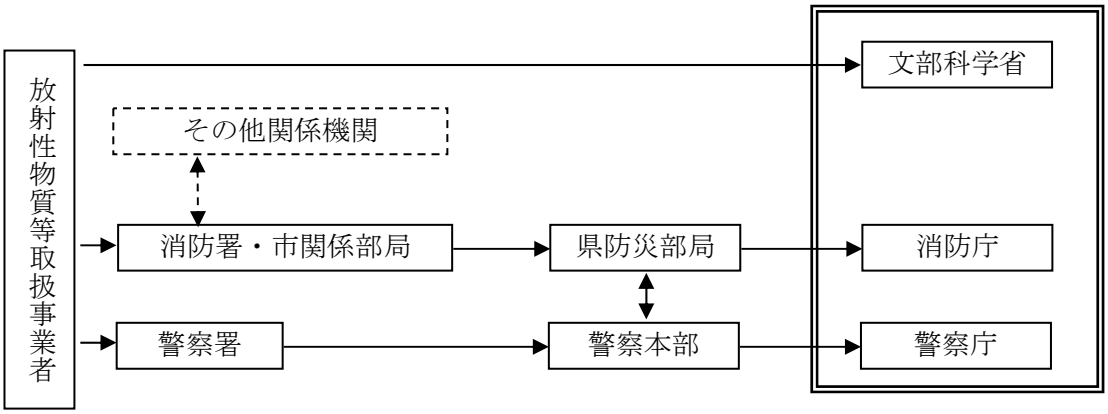

（イ）市域内における輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等が発生した場合の連絡系統図は、次のとおりとする。

＜市域内における輸送中の事故発生時の連絡系統図＞

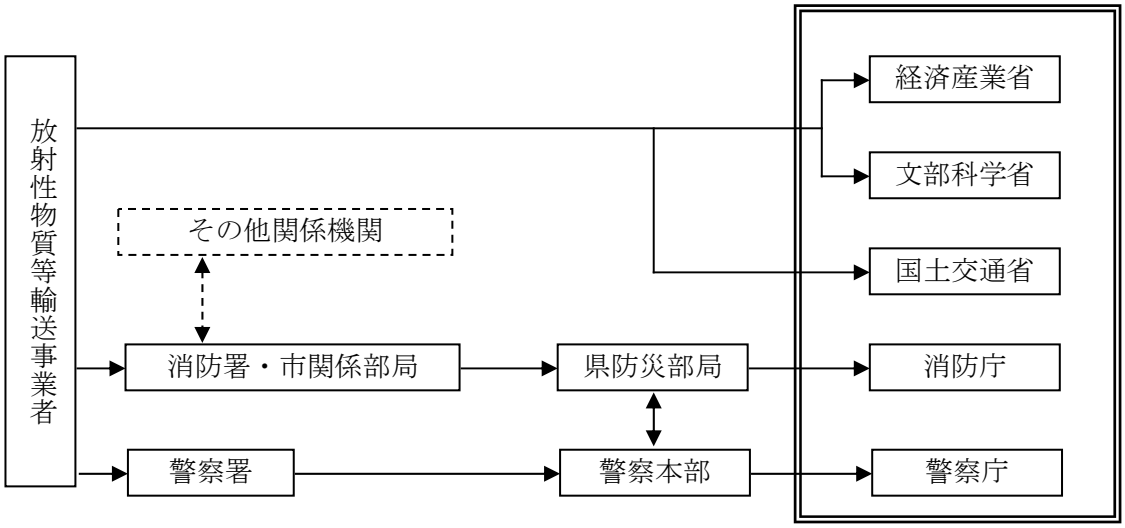

イ　事故情報等の連絡

（ア）放射性物質等取扱事業所又は放射性物質等輸送事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに大分県地域防災計画に定める「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等について、関係機関に連絡する。

（イ）市の関係部局は、事故情報、被害状況等の情報を収集するとともに、災害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものを直ちに県へ連絡する。

（ウ）市が行う応急対策等の活動状況、その他の情報伝達や応急対策に必要な指示、命令等については、「３－１－４　通信計画」及び「３－１－５　情報収集及び被害報告計画」に定める。

（２）活動体制の確立

ア　初動体制

市域内において、放射性物質事故が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合、被害を最小限に食い止めるため、関係部局は応急活動が実施できる初動体制の確立を図るものとする。

（ア）大分市防災危機管理調整会議

市は、災害情報を収集・分析した結果、災害対策本部等を設置するまでに至らないが、初動対応を行う必要があると認められるときは、大分市防災危機管理調整会議を招集し、応急活動の体制を図るものとする。

なお、活動に関する体制等については、「大分市危機管理基本指針」に定める。

（イ）災害対策本部等

市は、放射性物質事故対策において、事故の影響が多大であり、かつ周辺にその影響を及ぼすと認める場合や予測される場合は、災害対策本部等を設置して、災害応急対策の万全を期すものとする。

なお、組織、所掌事務及び動員・配備体制については、「３－１－１　組織計画」及び「３－１－２　動員・配備計画」に定める。

イ　自衛隊の派遣要請

市長は、災害の状況により、必要があると認めるときは、「３－１－８　自衛隊派遣要請計画」の定めにより、自衛隊の派遣要請を行うものとする。

ウ　専門家の派遣要請等

市長は、災害の状況により、「３－１－７　他機関に対する応援要請計画」の定めにより、広域応援の要請を行うとともに、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、国、県、その他関係機関に対して、災害対応に必要な専門家又は専門の知識を有する職員の派遣を求めるとともに、必要な人員及び資機材の応援を要請するものとする。

（３）救助・救急、消火及び医療救護活動等

ア　救助・救急活動

（ア）市は、消防機関を中心として、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

（イ）その他、救急・救助活動に関しては、「３－２－３　救出・救護計画」及び「３－２－５　消防計画」に定める。

イ　消火活動・放射線量等の情報収集

（ア）消防長（消防局長）又は消防署長は、放射線量等の情報収集を実施し、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速な消火活動を行い、必要に応じて、応援要請を行うものとする。

（イ）火災警戒区域又は消防警戒区域の設定

ａ　設定範囲

災害の発生状況により、消防法に基づき、火災警戒区域もしくは消防警戒区域を設定するものとし、災害規模や拡大方向、気象条件を考慮する。

ｂ　関係機関への通報

消防長（消防局長）又は消防署長による火災警戒区域の設定、もしくは消防吏員又は消防団員による消防警戒区域が設定された場合は、速やかに関係機関へその旨を通報するものとする。

ｃ　その他消火活動については、「大分市消防計画」に定める。

（４）医療救護活動

ア　市は、医師会、県、その他関係機関に対し、必要に応じて医療救護班の出動を要請し、負傷者の応急処置等の活動について連携を図るものとする。

イ　その他、医療救護活動については、「３－３－６　医療及び助産計画」に定める。

（５）その他応急対策

市は、災害応急対策上必要と認める場合は、次の対策を中心として、応急対策活動を実施する。

ア　周辺住民に対する災害広報

市は、県、警察、その他防災関係機関及び事業者等と相互に協力して、被災者等に対し、放射性物質事故に起因する災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の情報を正確かつ、きめ細やかに広報活動を行うものとする。

なお、広報活動の詳細については、「３－１－６　災害広報計画」に定める。

イ　災害対策基本法による警戒区域の設定

市長は、放射性物質事故により、市域内の被害が拡大するおそれがあると認める場合は、警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施するものとする。

詳細は、「３－２－１　避難情報及び避難誘導等の活動」に定める。

ウ　周辺住民に対する屋内退避又は避難の指示等

市長は、放射性物質事故により、住家等への被害拡大の危機や人体の影響が予測されると判断した場合は、人命の安全を第一に、地域住民等に対し、避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

なお、避難指示等を行う場合において、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

また、要配慮者に対する避難の指示等に関する事項については、「３－３－２　要配慮者に対する福祉計画」に定める。

エ　放射線測定体制の強化及び措置

（ア）市は、県、その他関係機関と連携し必要に応じて国、専門家等の助言・指導を得ながら、モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表するものとする。

（イ）放射性降下物を測定する資機材を有する機関（以下「測定機関」という）が放射性降下物(雨及び塵中)の降下量を測定した結果、人体等に影響があると思われる場合、市、県又はその他関係機関に通報するものとする。

この場合、市又は県は必要に応じ、報道機関等を通じて一般に周知する。

（ウ）放射性降下物の量がさらに増大し、その危険性が大きいと思われる場合、市又は県は測定機関等と共同して積極的に報道機関等を通じて一般に周知する。

この場合、市及び県は連携し、飲食物の生産流通の管理、指導並びに助成等の措置を講ずる。

（エ）放射性降下物に対する一般的な周知事項

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口

などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える場合がある。従って被害を最小限に止めるため、次のことについて周知を図る。

ａ　放射性降下物が雨などに混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。

ｂ　果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているからよく水洗いを行う。（中性洗剤等で洗うのが望ましい）

ｃ　飲料水に対する対策として雨水飲用者は、特に降り始めの雨水を用いないこと。また、雨水を飲用に使用する場合は、ろ過（30ｃｍ以上の砂の層、又は活性炭の層）することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場合は、井戸にふたを、河川水はろ過を行って使用する。

（６）健康相談及び医療救護活動

市は、県と連携し、避難所等での健康診断を実施するとともに、避難所等の巡回相談などにより、避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、このような避難者に対して県が、関係機関の協力を得て実施する放射性物質による体表面汚染に関する検査（避難退域時検査）と、国の基準を超える場合、不注意な経口摂取による内部被曝や皮膚汚染からの外部被曝を防止するために行う除染について県からの依頼があれば協力するものとする。さらに、専門医療機関への搬送については可能な場合に協力するものとする。

あわせて、関係機関との協力のもと、住民の心身の健康に関する相談のための窓口を設置するものとする。

４　災害復旧対策

（１）汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質等による汚染物を除去する。

なお、市は、県及びその他関係機関と連携し、汚染物の流出防止に努める。

（２）環境放射線モニタリングの実施と公表

市は、事故収束後についても、県及びその他関係機関と連携し、必要に応じて国、専門家等の助言・指導を得ながら、モニタリング活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

（３）風評被害等の影響の軽減

市は、県及びその他関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、放射性物質事故による風評被害等の未然防止や影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動に努めるものとする。

（４）健康相談体制の整備

市は、県及びその他関係機関と連携し、専門家等の助言・指導を得ながら、市民等に対する心身の健康相談に関する体制を整備するものとする。

第４節　原子力災害対策計画

（各対策部）

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に定める。

なお、緊急事態発生時の情報連絡、防護措置実施体系は、次図のとおりとする。

また、この計画（原子力災害対策）に定めのない事項については、「大分市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編）」による。

原子力災害時の情報伝達・防護措置　実施体系図

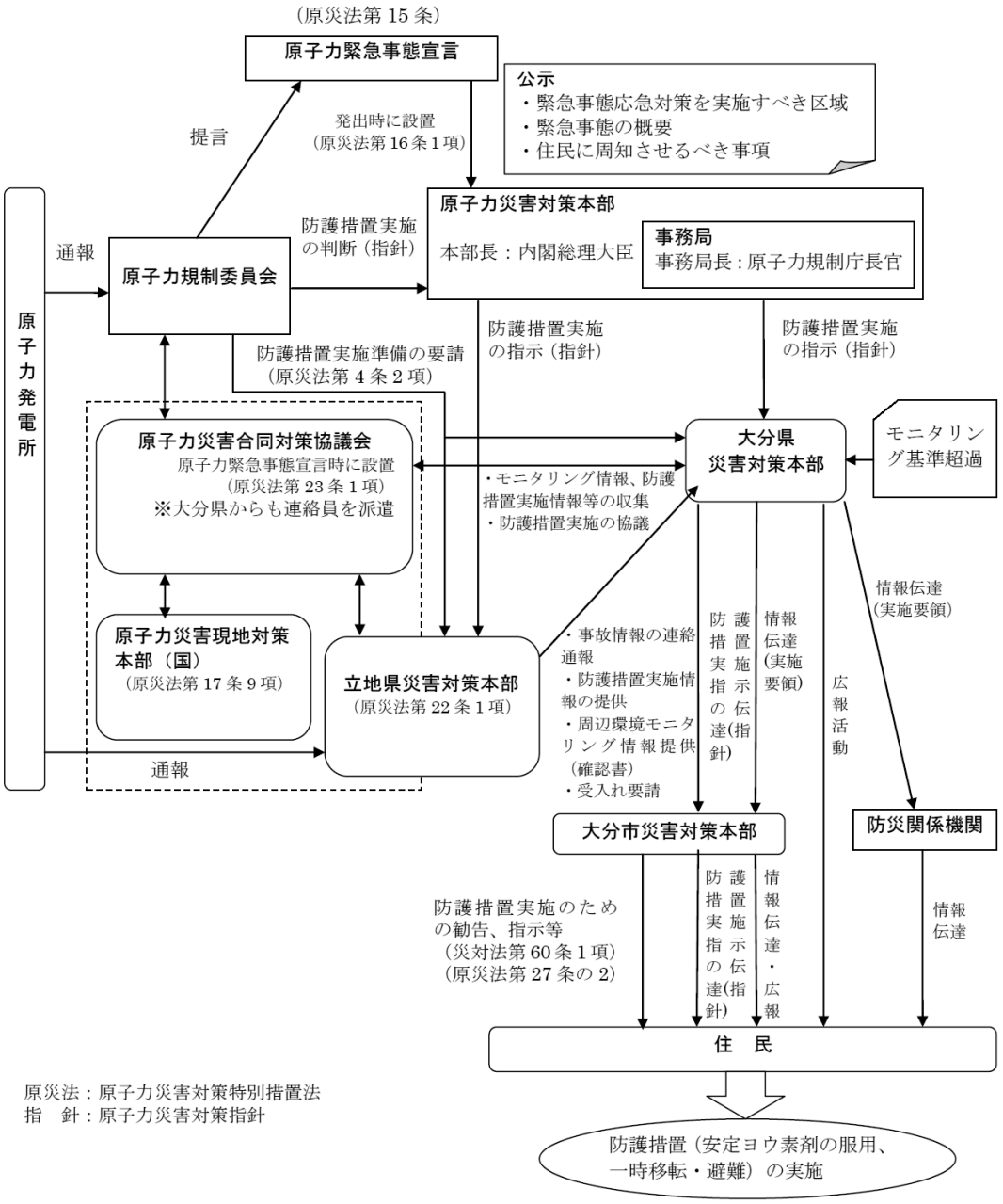

1　被害想定

本計画で対象とする原子力災害は、近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はおそれがあるときを想定する。

（１）近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成 24 年 10 月 31 日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」と

いう。）の範囲として、原子力施設から概ね半径５ｋｍを目安とする「予防的防護措置を準備する区域（PAZ : Precautionary Action Zone)」及び原子力施設から概ね半径 30ｋｍを目安とする「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action planning Zone)」が示された。

大分県は、緊急時防護措置を準備する区域に含まれないが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を鑑み、平成 25 年 4 月に同規模の事故を想定し、「大分県地域防災計画（以下「県防災計画」という。)」に「原子力災害対策」を盛り込んだ。

本市においては、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県防災計画の趣旨を踏まえて、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、必要な対策を検討していくものとする。

※プルームとは、飛散した微細な放射性物質が大気に乗って煙のように流れていく現象

（２）本市周辺に立地する原子力発電所

施設名	伊方発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3－40－3		
距離	佐賀関半島から約 45km		
設置番号	1 号機	2 号機	3 号機
運転開始	S 52.9	S 57.3	H6.12
備考	廃炉	廃炉	運転中

施設名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112－1			
距離	野津原から約 150km			
設置番号	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
運転開始	S 50.10	S 56.3	H6.3	H9.7
備考	廃炉中	運転終了	運転中	運転中

2　予防対策

（１）原子力施設の事故に備えるための事前情報の分析・整理

市は、県や防災関係機関と連携して、応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を整備し、定期的に更新するとともに、適切に管理するものとする。

なお、整理すべき資料の例としては、半径 50km 圏内の人口・世帯数、避難所及び屋

内避難に適したコンクリート建物に関する資料、配慮すべき施設（保育所・認定こども園等、学校、病院）に関する資料、周辺地域の気象資料等である。

（２）屋内退避・避難体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

また、県は、原子力災害により立地県から本県への住民避難も想定されることから、立地県等と調整の上、受入れ体制を構築していくものとする。

（３）避難所の選定

市は、指定避難所等の中から、気密性や遮蔽性の高い施設を避難所として選定するものとする。

（４）住民等への情報伝達・周知体制

市は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保するものとする。

（５）医療及び健康相談体制の整備

国から示される原子力災害対策のあり方等に基づき、県や関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤のほか医療資機材等の備蓄・整備についての研究を進めるものとする。

あわせて、安定ヨウ素剤の住民への速やかな配布方法等についても検討を進めるものとする。

また、住民の心理的な動揺・混乱を軽減するため、県と連携し、健康相談体制の構築に努めるものとする。

３　災害応急対策

（１）事故情報等の連絡

ア　原子力施設で事故が発生し、本市域内で避難等の対策が必要になった場合は、原子力施設立地県と大分県との通報・連絡体制に基づき、速やかに本市に連絡が入ることとなっている。

イ　市は、県、警察、その他防災関係機関及び事業者等と相互に協力して、被災者等に対し、原子力施設に起因する災害の状況、危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の情報を正確かつ、きめ細やかに広報活動を行うものとする。

また、情報伝達にあたっては、緊急速報メール、大分市防災メール（電話・ＦＡＸによる配信を含む）、大分市同報系防災行政無線、大分市ホームページ、ＳＮＳ等、報道（テレビ、ラジオ、新聞各社）による伝達のほか、広報車、消防車、消防団車両、パトカー等により伝達するとともに、電話、口頭、文書等により自治委員等へ連絡を行う。

＜原子力施設での事故発生時の連絡系統図＞

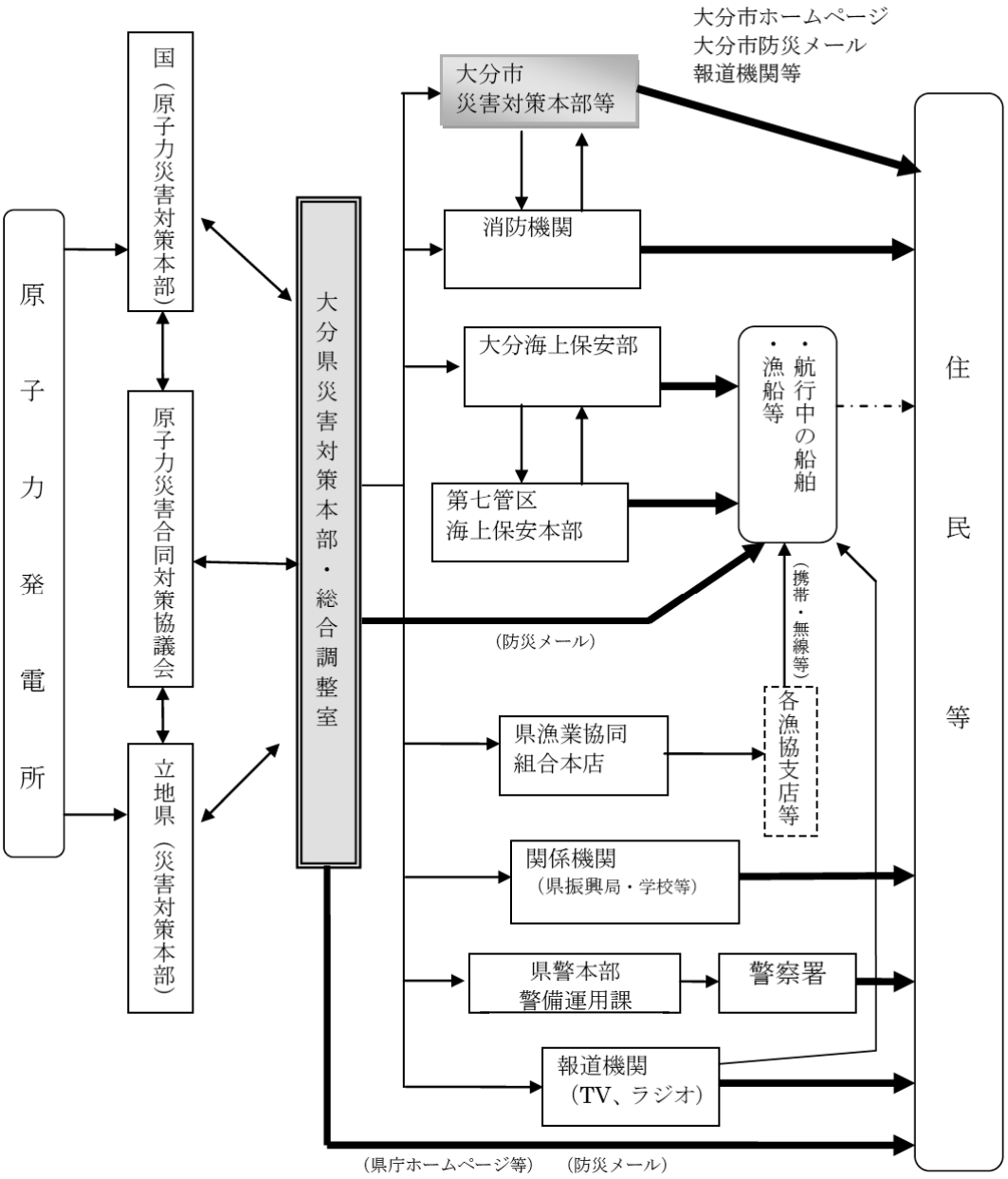

（２）活動体制の確立

原子力施設に起因する事故が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため、関係部局は応急活動が実施できる初動体制の確立を図るものとする。

ア　大分市防災危機管理調整会議

市は、災害情報を収集・分析した結果、災害対策本部等を設置するまでに至らないが、初動対応を行う必要があると認められるときは、大分市防災危機管理調整会議を招集し、応急活動の体制を図るものとする。

なお、活動に関する体制等については、「大分市危機管理基本指針」に定める。

イ　災害対策本部等

市は、原子力災害対策において、事故の影響が多大であり、かつ周辺にその影響を及ぼすと認める場合や予測される場合は、災害対策本部等を設置して、災害応急対策の万全を期すものとする。

大分市 体制区分	設置基準	体制の概要	大分県 体制区分
災害警戒連絡室	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき （警戒事態発生時）	・災害対策連絡室設置 ・情報収集及び応急対策の準備を行う体制	災害対策連絡室
災害警戒本部	①　近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき ②　その他、特に必要と認めるとき （施設内敷地緊急事態発生時）	・災害警戒本部設置 ・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	災害警戒本部
災害対策本部	①　近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき ②　その他、特に必要と認めるとき （全面緊急事態発生時）	・災害対策本部設置 ・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制	災害対策本部

（３）救助・救急及び医療救護活動等

ア　救助・救急活動

（ア）市は、消防機関を中心として、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

（イ）その他、救急・救助活動に関しては、「３－２－３　救出・救護計画」及び「３－２－５　消防計画」に定める。

イ　医療救護活動

（ア）市は、医師会、県、その他関係機関に対し、必要に応じて医療救護班の出動を要請し、負傷者の応急処置等の活動について連携を図るものとする。

（イ）その他、医療救護活動については、「３－３－６　医療及び助産計画」に定める。

４　放射線測定体制の強化及び措置

（１）環境放射線モニタリング体制

県及び市は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

ア　モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

・測定地点　衛生環境研究センター（大分市高江西）
　　大分市立佐賀関小学校（大分市佐賀関）
・測定頻度　連続測定
・結果の公表 原子力規制委員会のホームページにおいて公表

イ　サーベイメータによる空間放射線量率の測定

・測定地点　大分市役所（大分市荷揚町）
・測定頻度　年 ４ 回（３か月ごと）
・結果の公表 大分市環境対策課のホームページにおいて公表

（２）緊急時モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合、国(原子力規制委員会)は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及び UPZ（概ね 30 ㎞）圏域において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境モニタリング実施要領に従い、環境モニタリングを実施することとなっており、市はその実施に協力するものとする。

５　屋内退避等の防護活動

県及び市は、原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等を受け、屋内退避又は避難等の措置を実施する。

（１）屋内退避・避難の要請

ア　原子力発電所から 30km を超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県及び市は屋内退避のための注意喚起を行う。

イ　県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、市に対して、指示のあった区域内の住民等へ屋内退避等の指示を行うよう要請するものとする。

（２）屋内退避、避難指示

市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは避難のための立ち退きの指示を行うものとする。

（３）屋内退避及び避難の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難に関する指標は、次のとおりとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した

場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

（屋内退避及び避難に関する指標）

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500μSv/h	地上 1m での 空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し住民等の避難等を実施。 （避難が困難な者についての一時屋内退避 を含む）
20μSv/h	地上 1m での 空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、１日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。

※　緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される

（４）屋内退避等の実施

市は、屋内退避等の防護措置を実施する場合、県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て行うとともに、退避等の際、住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施するものとする。

（５）避難所の開設及び運営

市は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行うものとする。

（６）要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

６　緊急被ばく医療措置

（１）安定ヨウ素剤の服用

ア　服用のための準備

原子力発電所が「施設敷地緊急事態」の状況に至った場合には、県が速やかに安定ヨウ素剤の服用ができるための準備を行う。

イ　服用の決定

国の指導・助言又は指示に基づき、県の災害対策本部長が住民及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、市に服用の指示をするとともに関係機関に連絡する。

ウ　安定ヨウ素剤の配布

市は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、市保健所及び関係団体で医療チームを構成し、市民が集合した避難所等において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。安定ヨウ素剤の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付のうえ説明を行う。

エ　安定ヨウ素剤の服用

（ア）安定ヨウ素剤服用の対象者

原則として服用不適切者、慎重投与対象者及び自らの意志で服用しない者を除く40歳未満を対象とする。

ただし40歳以上の者で服用を希望する場合、安定ヨウ素剤服用の効果と副作用リスクを説明し理解した上で服用可能とする。

また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

（イ）服用回数

服用回数は副作用を考慮し、原則１回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

（ウ）服用量

対象者	ヨウ化カリウム量（mg）	ヨウ化カリウム丸 １丸　50㎎	ヨウ化カリウム液剤（1㎖ 16.3㎎）
新生児	16.3mg		1㎖
生後1か月以上3歳未満	32.5mg		2㎖
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3㎖
13歳以上	100mg	2丸	6㎖

（注）　溶剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものを用いる。

（２）健康相談及び医療救護活動

県、及び市は近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

市は、県と連携し、避難所等での健康診断を実施するとともに、避難所等の巡回相談などにより、避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、このような避難者に対しては県が、関係機関の協力を得て実施する放射性物質による体表面汚染に関する検査（避難退域時検査）と、国の基準を超える場合、不注意な経口摂取による内部被曝や皮膚汚染からの外部被曝を防止するために行う、除染について県からの依頼があれば協力するものとする。さらに、専門医療機関への搬送については可能

な場合に協力するものとする。

あわせて、関係機関との協力のもと、住民の心身の健康に関する相談のための窓口を設置するものとする。

７　立地県等からの避難者の受入れ

市は、県より、立地県等から避難者の受入れの要請があった場合、県と連携し速やかに受入れ体制を確保するものとする。

なお、南海トラフ巨大地震等により広域複合災害が発生した場合は、本市においても、津波等により大きな被害が発生することが予想される。このような場合は、最大限の努力をしつつ、可能な範囲で避難住民の受入れを行うものとする。

８　災害復旧対策

（１）汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質等による汚染物を除去する。

なお、市は、県及びその他関係機関と連携し、汚染物の流出防止に努める。

（２）環境放射線モニタリングの実施と公表

市は、事故収束後についても、県及びその他関係機関と連携し、必要に応じて国、専門家等の助言・指導を得ながら、モニタリング活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

（３）風評被害等の影響の軽減

市は、県及びその他関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力発電所事故による風評被害等の未然防止や影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動に努めるものとする。

（４）健康相談体制の整備

市は、県及びその他関係機関と連携し、専門家等の助言・指導を得ながら、市民等に対する心身の健康相談に関する体制を整備するものとする。

第５節　警察、大分海上保安部災害警備計画
（警察、大分海上保安部）

警察、大分海上保安部の風水害等に関する災害警備対応は、各機関の方針に基づき、この計画の定めるところによって適切かつ効果的に実施するものとする。

１　警察災害警備計画

風水害等災害発生時における警察の任務等については、大分県警察における災害警備実施に関する規定に定めるところによるものとする。

（１）風水害等災害発生時の警察の任務

警察は、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において関係機関との緊密な連携のもとに、次に掲げる事項を重点として災害対応を行う。

ア　情報の収集及び伝達
イ　被災状況の把握
ウ　被災者の救出・救助
エ　住民等の避難誘導
オ　災害に伴う交通規制
カ　行方不明者の捜索
キ　死体の検視等
ク　犯罪の予防及び民心安定活動

（２）風水害等災害発生時における警備体制

ア　警備体制の種別・設置基準

（ア）災害警備連絡室

暴風警報、大雨警報、洪水警報等の警報が発表された場合

（イ）災害警備本部

上記警報等が発表され、大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合、又は噴火警報（居住地域）が発表され、大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合

イ　警備体制の確立・運用

（ア）職員の参集

a　大分市内において風水害等の災害が発生したことを知った場合、若しくは災害発生の切迫していることが明らかな場合は、全職員若しくは指定職員は自主参集する。

b　大分市内において風水害等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、その状況に応じて職員を招集する。

（イ）警備本部の設置

（ウ）解除

災害発生のおそれが解消し、又は発生した被害の応急復旧が完了するなど災害警備体制の発令者において、警備体制を持続する必要がなくなったと認めたときは、これを解除するものとする。

ウ　警備部隊の編成

警察署長は、災害の状況に応じて必要な部隊を編成する。また、警察署長は、災害の状況により警察本部長に必要な警備部隊の派遣要請を行う。

（３）警察連絡体制

○警察連絡体制（資料編８８参照）

（４）風水害等災害発生時における警察活動

風水害等災害発生時における警察活動は次の事項を重点として行う。

ア　情報の収集及び伝達

イ　避難の指示等

ウ　警戒区域の設定

エ　救出救助活動

オ　交通規制等

カ　行方不明者の捜索等

キ　死体の検視等

ク　広報活動

ケ　犯罪の予防、困りごと相談、民心安定活動

（５）関係機関との協力体制の確立

風水害等の災害対応が迅速的確に行われるように平素から関係機関との協力体制を確立しておくものとする。

２　海上における治安の維持等

海上における治安の維持、人命・財産の保護等に関することについては、大分海上保安部及び第七管区海上保安本部が行うこととする。

第６節　海上災害応急対策計画
（大分海上保安部、消防対策部）

この計画は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置について定めるものである。

１　関係機関の措置

海上災害が発生した場合、大分海上保安部、県、警察及び大分市（消防機関を含む）は連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

（１）大分海上保安部により実施される災害応急対策は次のとおりである。

ア　応急対策

（ア）非常体制の確立

災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて、大分県災害対策本部の設置を推進する。

（イ）自衛隊の派遣要請

海上災害に伴う救助活動のため管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行う。

（ウ）通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保にあたる。

イ　警報等の伝達

（ア）伝達、通知

気象、津波、高潮、波浪に関する警報の発令、航路障害物の存在、航路標識の異常、油及び放射性物質、その他の危険物の流出、その他船舶交通を阻害する状態が生じた場合は、安全通信の発信、巡視船艇による巡回、その他の方法により船舶及び関係者への伝達・通知に努める。

（イ）災害状況の把握及び情報の収集等

航空機または巡視船艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告又は通報する。

ウ　救助活動

（ア）避難の援助及び勧告

避難指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずるおそれがある場合は、適当な場所への避難の援助及び勧告をする。

（イ）遭難船等の救助

船舶の遭難、人身事故等が発生した場合は、速やかに捜索活動及び救助活動にあたる。

（ウ）水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送

（エ）消防活動

船舶等の火災の消火

（オ）人員及び救援物質の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資器材及び救援物質等の緊急輸送

（カ）物品の無償貸付又は譲与

要請があったときは又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成 18 年国土交通省令第 4 号）に基づき、災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与する。

エ　海上交通安全の確保

（ア）漂流物、沈没物その他の航路障害物の応急措置及び除去についての命令又は勧告

（イ）水路等に損壊その他の異常が生じた場合の応急調査及び応急標識の設置

（ウ）海上交通の安全を確保し、及び海上災害を防止するための船舶交通の制限又は禁止

オ　危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じる。

（ア）海面に油、有害液体物質、放射性物質等が流出した場合の附近の警戒、油の拡散、火災発生防止等の措置

（イ）状況に応じ船舶交通の制限又は禁止、進行の停止経路変更等の指導

（ウ）危険物積載船舶について荷役の制限又は禁止及び移動若しくは航行の制限又は禁止の措置

カ　治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、附近の警戒を強化するとともに各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

キ　広報

民心の安定に重点を置き災害、治安、救助、復旧の状況及び応急措置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整の上、報道機関等を通じて広報を行う。

２　大分市の措置

（１）「大分海上保安部と大分市消防局との船舶火災に関する業務協定」（昭和 44 年 7 月 1 日締結）（資料編９３参照）による消火活動

（２）ふ頭及び岸壁における人命の救出、救護
（３）沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
　ア　被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知
　イ　火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒
（４）沿岸住民に対する避難の勧告及び指示
（５）沿岸地先海面の警戒
　流出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地元、海面への巡回監視

３　関係諸団体の協力措置

油除剤及び油拡散防止資器材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、大分市等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

第４部　　災害復旧計画

第１章　　災害復旧・復興の基本方針

第２章　　被災者・被災事業者に対する支援体制の確立

第３章　　被災者支援に関する各種制度の概要

第４章　　激甚災害の指定

第１章　災害復旧・復興の基本方針

災害復旧・復興については、市民の意向を尊重し、大分市が主体的に取り組むとともに、各関係機関の適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、次の点に留意して、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

○　被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。必要な場合にはこれに基づき災害復旧・復興本部の設置や復興計画の策定を検討するものとする。

○　復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

○　災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第２章　被災者・被災事業者に対する支援体制の確立

（各対策部）

災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、被災者自ら各種支援制度の活用を図りながら、生活再建に取り組んでいくことが重要となることから、早期に各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、被災者の負担軽減を図るため、総合相談の窓口を設置する。

１　情報の提供

被災規模等に応じて適用される各種支援制度の情報を収集するとともに、市のＨＰや広報誌、避難所の掲示物、自治会を通じた広報など様々な手段を活用し、速やかに被災者へ提供するものとする。

被災事業者の事業再開に資する情報についても早期に情報提供できるよう努める。

※被災者支援に関する各種制度については、第３章参照

２　市民サポートセンターの設置・運営

被災者の生活再建を総合的に支援するため、被災者救援部は必要に応じて、各種手続きや相談などに対応する総合窓口として「市民サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、罹災証明の交付申請手続きを行うとともに、活用できる各種制度などの情報提供及び申請受付、生活相談などを実施する。

（１）設置場所の選定

サポートセンターの設置場所は本庁、各支所を基本とし、被災状況に応じて設置場所を選定する。なお、本庁、支所にサポートセンターを設置することが困難な場合は地区公民館などの活用を検討する。

（２）設置スペースの確保・準備

サポートセンターの設置を決定した場合は、被災者救援部は地域対策部の協力を得ながら、相談窓口等の設置場所を確保する。

（３）サポートセンターの運営

サポートセンターの運営は被災者救援部が主に行うこととするが、状況に応じて他対策部や他市町村からの応援職員を派遣する。

なお、応援職員の派遣にあたっては、対応内容が多岐にわたることから、必要に応じてそれぞれの業務を所管する部局等の協力も得て、応援職員に対して説明実施するなど円滑に窓口対応が実施できるよう配慮する。

（４）実施する業務

・罹災証明の交付申請手続き
・各種支援制度に関する情報提供

・災害弔慰金、災害障がい見舞金の申請受付
・被災者生活再建支援金の申請受付
・義援金の申請受付
・住宅に関する相談（住宅の応急修理、仮設住宅への入居手続き、住宅融資など）
・健康相談
・被災情報、安否確認情報

※実施する業務については、被災状況に応じて上記に捉われず、柔軟に対応する。

第３章　被災者支援に関する各種制度の概要

（各対策部、大分市社会福祉協議会）

国、県、その他関係機関が行う、被災者支援に関する各種制度の概要は、資料編９１に記載する。

第４章　激甚災害の指定

（各対策部）

１　激甚災害の指定促進と資金確保

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」の適用を図るため、被害の状況を速やかに調査把握し、関係省庁及び県の協力を得て早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

また、災害復旧に必要な資金の確保については、資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずるものとし、特に災害復旧資金の必要を生じた場合は緊急つなぎ資金の確保を図るものとする。

２　災害復旧に関する国の財政援助の確保

国が全部又は一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業については、地方公共団体等が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき主務大臣が決定する。災害復旧事業に関する国の財政援助については、資料編９０に記載する。

最近の大分市地域防災計画修正履歴	
昭和６１年　３月修正	平成２０年　３月修正
昭和６２年　３月修正	平成２２年　３月修正
平成　元年　３月修正	平成２３年　２月修正
平成　３年　３月修正	平成２４年　３月修正
平成　５年　３月修正	平成２５年　８月修正
平成　６年　６月修正	平成２７年　３月修正
平成　９年　３月修正	平成２８年　３月修正
平成１０年　７月修正	平成２９年　３月修正
平成１３年　３月修正	平成３０年　３月修正
平成１４年　４月修正	令和　２年　３月修正
平成１６年１２月修正	令和　３年　３月修正
平成１８年　３月修正	令和　４年　３月修正
平成１９年　３月修正	令和　５年　３月修正

大分市地域防災計画

（令和５年３月修正）

発　　行　　大分市防災会議

担当部局　　大分市防災会議事務局
（大分市総務部防災局防災危機管理課）

ＴＥＬ：５３４－６１１１